

平成27年9月定例会

浪江町議会会議録

平成27年9月 8日 開会

平成27年9月17日 閉会

浪江町議会

平成27年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
平本佳司君	19
佐々木勇治君	34
松田孝司君	45
渡邊泰彦君	60
馬場 績君	76
散会の宣告	97

第 2 号（9月9日）

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
請願・陳情の付託	102
認定第1号から報告第7号一括上程、説明	103
次回日程の報告	144
散会の宣告	144

第 3 号 (9月16日)

議事日程	1 4 5
出席議員	1 4 6
欠席議員	1 4 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
職務のため出席した者の職氏名	1 4 6
開議の宣告	1 4 8
議事日程の報告	1 4 8
認定第1号の質疑、討論、採決	1 4 8
認定第2号の質疑、討論、採決	1 8 0
議案第80号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第81号の質疑、討論、採決	1 8 2
議案第82号の質疑、討論、採決	1 8 3
議案第83号の質疑、討論、採決	1 8 3
議案第84号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第85号の質疑、討論、採決	1 8 4
議案第86号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第87号の質疑、討論、採決	1 8 5
議案第88号の質疑、討論、採決	1 8 6
延会について	1 9 7
延会の宣告	1 9 7

第 4 号 (9月17日)

議事日程	1 9 9
出席議員	2 0 0
欠席議員	2 0 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 0 0
職務のため出席した者の職氏名	2 0 0
開議の宣告	2 0 2
議事日程の報告	2 0 2
議案第89号の質疑、討論、採決	2 0 2
議案第90号の質疑、討論、採決	2 0 2
議案第91号の質疑、討論、採決	2 0 3
議案第92号の質疑、討論、採決	2 0 6
議案第93号の質疑、討論、採決	2 0 6
議案第94号の質疑、討論、採決	2 0 7
議案第95号の質疑、討論、採決	2 0 7
同意第1号の質疑、採決	2 0 8

報告第 7 号の質疑	2 0 9
同意第 2 号の上程、説明、質疑、採決	2 0 9
同意第 3 号の上程、説明、質疑、採決	2 1 1
追加日程	2 1 4
議案第 9 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 4
同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決	2 1 9
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	2 2 0
町長あいさつ	2 2 0
閉会の宣告	2 2 1

浪江町告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、
平成27年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年8月12日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成27年9月8日（火） 午前9時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 27 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 27 年 9 月 8 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼 帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼 出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼 浪江町中央公民館長 兼 浪江町津島公民館長 兼 浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

○議長（吉田数博君） おはようございます。東日本大震災から4年6カ月が過ぎようとしています。9月定例会に先立ち、地震、津波により犠牲になられた方々はもちろん、長期にわたる避難によって亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。どうぞおなおりください。

地球温暖化防止の観点から5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員には節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましては趣旨をご理解いただきたいと思います。

なお、暑い方は上着を外しても結構でございます。

議会だよりに掲載するために事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますのでご了承願います。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、平成27年9月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、11番、泉田重章君、12番、小黒敬三君、13番、佐藤文子君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日から17日までの10日間としたいと存じます。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から17日までの10日間といたします。
会期中の会議についてお諮りいたします。8日、9日、16日、17日を本会議とし、10日、11日、14日、15日は全員協議会、委員会等のため休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。
-

◎行政報告

- 議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。
町長。
〔町長 馬場 有君登壇〕
- 町長（馬場 有君） おはようございます。
平成27年浪江町議会9月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。東日本大震災の発生から4年6カ月が経過しようとしております。改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。
また、今なお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きが見えない中、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。
行政報告の前にご報告させていただきます。
副町長の檜野照行氏におきましては、かねてより健康上の理由から辞職したい旨の申し出があり、8月31日付けで届出を受理し副町長の職を解きましたことをご報告いたします。
檜野氏におかれましては、平成24年4月より副町長という重責の

下、浪江町の復旧・復興のためご尽力いただいております、浪江町にとりましては非常に大きな損失となりますが、これからは療養に専念され健康を取り戻されますようお願い申し上げます。

「ふるさと浪江」の復興はまだまだ道半ばでありますので、今後とも、復旧・復興の足を止めることなく、私以下、職員一同、業務にまい進してまいりますので、議員各位には変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、皮肉なことに東日本大震災の月命日に当たる8月11日に、鹿児島県の川内原発が再稼働いたしました。福島第一原子力発電所事故の検証と原因究明は未だ終わっていないとは言えず、さらには、使用済み核燃料や放射性廃棄物の最終処分についても何一つ決まっておられません。また、事故が起これば影響は周辺自治体にも及ぶため、避難者の受け入れなどについて自治体間で協定を結ぶなど、避難のあり方について、福島の事故を教訓にした議論がなされたのか甚だ疑問であり、このような状況での再稼働については、非常に残念としか言いようがありません。

町といたしましては、長期にわたる広域分散避難という苦しみを、他の自治体で二度と繰り返さないために、また、原発事故を風化させないように、私たちの現状や経験を積極的に発信してまいりたいと思います。

続きまして、町政の執行状況について報告いたします。

平成26年度は、全町避難が長期化する中、避難先での行政運営の拠点である二本松事務所と、復興拠点である浪江町役場本庁舎において復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいりました。町内での業務におきましては、国直轄での除染事業の進展に合わせ、町道、上下水道等のインフラ復旧を進めたほか、国道6号及び常磐自動車道の開通に合わせ、町内の防犯・防火体制の更なる強化のため、防犯見守り隊の結成及びパトロールの実施、仮設防火水槽の設置、防火帯整備事業等を実施いたしました。津波で甚大な被害を受けた沿岸部においては、防災集団移転促進事業における公有財産購入や共同墓地の整備に加え、震災ガレキの処分に向けた動きが加速するなど、町内の本格的な復興の兆しが見えてまいりました。

また、全国各地で厳しい避難生活を送られている町民同士の絆を維持し、町からの情報発信を強化するため、希望世帯にタブレット端末を配付しました。町民のニーズをもとに独自のアプリを開発し、また、各地で講習会を開催するなど利用促進に努めてまいりました。

このような状況の中、一般会計の決算についてであります。歳入総額154億937万9000円、前年度比3.3%増、歳出総額145億4473万

3000円、前年度比4%増となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、7億6964万5000円の黒字となりました。

決算状況を歳入歳出別にみますと、歳入については、東日本大震災復興交付金をはじめとする復興関連の国県支出金や震災復興特別交付税などを中心に、4億9490万9000円の増加となっております。

歳出では、防災集団移転促進事業における、公有財産購入や町内における防犯・防火体制強化のための事業等、大型の事業が本格的に実施され、5億6191万8000円の増加となっております。財政の健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましても、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も基金の繰入れや地方債の借入れに留意し、健全財政を維持してまいります。

次に、9つの特別会計についてであります。全てにおいて、黒字決算となっております。震災から4年が経ち、本格的に復旧・復興を実現していく段階となっております。今後も町民の皆様が安心して生活を送れるよう、ご期待に応えられるような施策を打ち出し、復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、浪江町消防団の活動状況について、ご報告いたします。

6月6日に、田村市文化センターにおいて第68回福島県消防大会、7月26日には檜葉中学校屋内運動場において第64回福島県消防協会双葉支部幹部大会が開催され、浪江町消防団・佐々木保彦団長はじめ幹部団員等が参加いたしました。福島県消防大会では11名、双葉支部幹部大会においては20名の団員が表彰され、消防団員として、長年の功績が讃えられました。また、毎週日曜日には各分団による町内パトロールを継続して行っており、浪江町防犯見守り隊の活動と併せて、町内の防犯防火に努めることにより、町民の皆様がより一層の安心できるよう努めてまいります。

次に、福島県12市町村の将来像の提言について、ご報告いたします。

福島12市町村の将来像につきましても、7月11日に福島12市町村の首長を交えた有識者会議が福島市で開催され、私も出席いたしました。12市町村の復興は国の責務であることを前提に、イノベーション・コースト構想を中心とした産業の再生などを強く訴えてまいりました。その後、7月25日の有識者会議において最終取りまとめが行われ、7月31日に提言書として復興大臣へ提出されたところであります。現在、復興・創生期間初年度となる平成28年度に向けた国の概算要求過程にあり、県と連携しながら、各種事業の実現に向

けた交渉を進めているところでございます。町といたしましては、ふるさとの再生に向け、引き続き積極的に関与してまいりたいと考えております。

次に、浪江町住民意向調査について、ご報告いたします。

復興庁、福島県、浪江町共催での住民意向調査を今年度も実施いたします。9月上旬から全世帯に対しアンケート用紙を郵送し、9月下旬までの期間で実施されます。調査結果の速報については10月中を目途に公表する予定としております。調査では、復興公営住宅など今後の避難期間中の居住意向や将来の意向など、今後の町の施策を進める上で重要な基礎資料となりますので、なるべく多くの町民の皆様にご回答いただけるよう、周知に努めてまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業について、ご報告いたします。

交流・情報発信拠点施設整備事業について、今年度内の基本計画策定に向け、町民及び各種団体から18名の委員の参加をいただき、8月3日に第1回検討委員会を開催しました。委員会では、事業コンセプトや施設の整備箇所についての検討が行われ、4候補地のうち幾世橋地区での整備が望ましいということになりました。町としては、委員会の意見を踏まえ、今後、幾世橋地区での整備に向け、事業を推進してまいります。また、役場組織内においても職員検討委員会を設置し、8月25日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。職員による検討内容も、今後開催される検討委員会での議論の材料とすることとしております。

今後も、町民の帰還に向けてより魅力的なシンボルとなる施設となるよう検討作業を進めると共に、早期整備に向け、国や県などの関係機関としっかりとした協力体制の構築及び整備予定地の地権者の皆様への事業説明等を並行して実施してまいります。

次に、復興公営住宅整備について、ご報告いたします。

福島県による復興公営住宅整備につきましましては、町民の生活環境改善を図る重要なものであり、県の担当課と毎月協議する場を設け、進捗を確認しております。8月に実施した協議の中では、いわき市及び白河市の一部団地で用地確保の状況や地盤調査の結果から整備戸数の調整が行われ、その分、新たな団地を整備することについて説明がありました。それ以外については計画どおりの整備スケジュールで進捗していることを確認しております。引き続き一日も早い整備を関係機関に強く求めてまいります。

次に、復興公営住宅の応募状況であります。4月から5月まで実施された第3期募集の申し込み数は、全体で1467件あり、うち、

浪江町民の申し込みは818件ございました。7月27日に第3期募集に係る抽選会が実施され、その結果、町民527世帯の入居が決定しております。

また、第3期募集で定数に満たなかった住宅についての再募集が実施されております。南相馬市の公営住宅の応募状況が少ないことから、南相馬市や相馬市の仮設住宅において周知チラシの配布を実施いたしました。

今後の募集についてであります。秋に第4期募集の受付が開始される見込みとなっております。募集開始に当たっては、復興公営住宅入居に関する懸念をできるだけ解消すると共に、入居に関する情報を正確に理解していただくよう、県と協力して努めてまいります。

次に、協定に基づく復興公営住宅の整備状況について申し上げます。桑折町との協定により整備された復興公営住宅は、6月1日から入居が始まり、浪江町民35世帯、桑折町民14世帯が新たな生活を開始されております。また、8月2日には、桑折駅前団地集会所において、桑折駅前団地の入居者を対象とした親睦会が開催され、入居者だけでなく、地元住民の方も参加され、盛大に開催されたところでもあります。桑折駅前団地のこのような交流活動は、今後の復興公営住宅でのコミュニティづくりの良い先例になるものと期待しております。

次に、町内の公営住宅整備についてご報告いたします。

町内の公営住宅整備につきましては、復興まちづくり計画に定める当面の復興拠点である、幾世橋地区内に整備を予定しております。6月28日には、二本松市民交流センターにおいて、整備予定地の地権者の方に対する説明会を実施いたしました。説明会以降は、地権者の皆様の避難先への個別訪問等を行い、事業内容について誠心誠意ご説明すると共に、事業へのご協力をお願いしているところでございます。

今後は、地権者の方との交渉を継続して実施すると共に、復興整備協議会を設置し、各種手続きの簡略化を図るなど、早期整備に向けた取り組みを進めてまいります。

また、雇用促進住宅浪江宿舎を大規模改修し、帰還に向けて、町民だけではなく生活関連サービス従事者や新たな居住者向けの賃貸住宅として提供できるよう、現在、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と譲渡に向けた協議を継続して行っております。

次に、復興祈念公園についてご報告いたします。

福島県における復興祈念公園については、4月に浪江・双葉エリ

アに候補地が決定し、今年度、基本構想を策定するため、県において有識者会議の準備を進めております。町としては、より多くの町民の声が反映されるよう会議の進め方などについて、県や関係機関と調整しながら協力して取り組んでまいります。

次に、タブレットを利用した絆再生強化事業について、ご報告いたします。

8月末現在、約6500台のタブレットを町民の皆様に配付いたしました。年内中は引き続き希望される皆様に追加配付してまいります。

この事業は、タブレットを配付することが目的ではございません。多くの皆さんにタブレットを活用していただき、絆の再生という本来の目的を達成するため、県内外で7月から2順目の講習会を開催しており、本年度は約40回予定しております。現在まで延べ約1900人に参加をいただいております。今後とも、避難生活を送る町民の生活に役立つよう、内容を見直しながら実のある講習会を開催してまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況について、ご報告いたします。

9月1日現在の浪江町内での事業者の活動状況については、6月に(株)八研技工、7月にニーズ(株)が再開したことにより、町内で再開した事業者は18事業者22事業所となりました。事業者向け浄化槽導入等支援事業の活用など、再開に向けた準備を進めている事業者もあり、今後とも町として積極的に支援してまいります。

町内への新規立地企業である、相双生コンクリート協同組合新工場「ふたば復興生コン」の建設状況ですが、現在、建屋部分が完了し、9月稼働に向けて工事が進められております。

また、8月27日には町内で初の小売業となるローソン浪江町役場前店が1周年を迎え、記念イベントが開催されました。相馬双葉漁協請戸女性部・青壮年部による「つぶご飯試食会」や「海産物即売会」、営農再開を目指す会による「浪江産じゃがいもプレゼント」などが実施され、来店された皆様と共に改めて再開の喜びを分かち合いました。

引き続き、町内の利便性向上のため様々な業種の事業再開や企業誘致を進めてまいります。

次に、観光、産品振興について、ご報告いたします。

6月27日、28日にセデッテかしまで「なみえフェア」を開催いたしました。なみえ焼そばを取り扱う、麺の旭屋とスラッカン。大堀相馬焼を取り扱う大堀相馬焼協同組合。親父の小言を取り扱う(株)マツバヤ。花や鶏卵など農産物を取り扱うNPO法人Jinが参加いたしました。小雨が降る、あいにくの天気ではあったものの、多

数の来場者でにぎわい、町の産品について情報発信を行いました。

また、7月18日は宮城県営生サービスエリアで開催された相双地域復興イベントに参加いたしました。なみえ焼そばの販売を通し、町のPRと被災地域の現状を伝えるなど、他の参加団体と共に相双地域の現状を発信いたしました。このような、ふるさとを感じることができる機会を創出する産品の振興について、今後とも引き続き力を入れてまいります。

次に、復興組合の設立について、ご報告いたします。

除染後の農地を地域で保全していくための復興組合について、昨年度までに酒田、高瀬、立野地区に組合が設立されました。本年度は8月末までに北棚塩、藤橋、西台地区にも復興組合が設立され、累計で8行政区6組合が設立されたところであります。さらには、本年度中の組合設立のために幾世橋地区、加倉地区、苅宿地区においても準備が進められているところであります。今後も農地の除染が実施される地区においては、復興組合の設立を支援してまいります。

次に、浪江町花卉研究会設立について、ご報告いたします。

7月13日、浪江町民の花弁栽培を取り入れた営農再開と、浪江町を花の産地化に資することを目的に「浪江町花卉研究会」が設立されました。町民の花弁生産者等6名と、福島県、ふたば農業協同組合等を会員とし、本目的を達成するため事業を進めてまいります。

また、8月から「花のまち実現化事業」といたしまして、花弁栽培を中心とした農業経営プランを策定し、新たな担い手の確保、育成及び花弁PRイベント等を実施しながら、花弁産地としての「花のまち」の実現を目指した事業を進めてまいります。

次に、浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

6月29日に、原子力損害賠償紛争解決センターいわゆるADRセンター、町、東京電力の三者による進行協議が開催され、東京電力は、和解案の増額について中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されているものと趣旨を説明し、10万円に含まれており、増額は認められないと主張いたしました。これは原賠審及びADRの見解と異なるものであり、不合理なものであります。町及び浪江町支援弁護士としては、東京電力の趣旨説明を分析のうえ、今後の対応を検討するとともに、ADRセンターの対応を注視し、その動きを見極めながら行動してまいります。

次に、浪江町内の除染に係る仮置場の確保状況について、ご報告いたします。

今年度、施工開始される「浪江町除染等工事（その4）」の対象

となる「権現堂1～8区及び佐屋前」、「川添北・南、上ノ原」、「加倉」、「小野田」、「立野上・中」それぞれの行政区の仮置場の契約が完了し、仮置場が確保されました。現在、先に確保となりました「牛渡・樋渡」、「苧宿」と「加倉」行政区につきましては、既に仮置場の造成に入っており、準備が整い次第それぞれの地区の除染作業に入ることとなっております。また、未だ仮置場が確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保にむけ、行政区と相談しながら進めてまいります。今後とも、住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

次に、被災家屋の解体・撤去の進捗状況について、ご報告いたします。

今年度、第1回目の発注については、6月17日に業者が決定し、三者立会などの事前業務を経て8月に解体に着手いたしました。引き続き解体を進め、11月までに70件を解体する予定で、今年度中に第2回、第3回と発注する予定となっております。

また解体の受付につきましても、二本松事務所に隣接しております解体申請の受付センターにて、引き続き受付を行っているところでございます。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため、防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め、約450件、面積にして約75%の契約となっております。

また、議会の議決が必要となる5000㎡以上の契約につきましては41件の契約となっております。移転先住宅団地の整備につきましては、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸を整備する計画であり、現在、用地の取得と埋蔵文化財の調査を実施しているところでございます。

次に、町営大平山霊園につきましては、移転希望者による移転が進んでおり、現在、約150基の墓石が建立されております。

次に、浜街道西側の農地で実施を検討しておりました、太陽光発電事業につきましては、調査・検討の結果、事業の採算が見込めず、やむなく実施を見送ることといたしました。今後、引き続き、農地の有効活用・営農再開等について、関係者の方々と協議してまいります。

次に、町道災害復旧事業の進捗状況について、ご報告いたします。

本年度の災害査定を受けるため、請戸・棚塩地区3路線5カ所の

測量設計業務委託を7月13日に発注いたしました。また、平成26年度に災害査定を受けました、町道加倉柴田線ほか4カ所と、酒田橋・小野田橋の橋梁2カ所については、8月26日に入札を執行したところでございます。

次に、町道改良事業の進捗状況について、ご報告いたします。

町道改良事業は、浪江高校西側の町道川原沢田線とJR常磐線との交差部にある、酒井橋梁改良工事に伴う概略・詳細設計の協定を6月18日に締結いたしました。また、浪江駅西側の上柳町線とJR常磐線交差部の川添街道踏切の拡幅工事についても、今後、関係機関との協議を進めてまいります。

次に、農業用施設等の災害復旧事業の進捗状況について、ご報告いたします。

今月9日、10日の両日、南棚塩地区の農地と、丈六ため池及び小高瀬ため池の災害査定を予定しております。また、藤橋用水路及び掃部関用水路につきましても、災害査定を受けるために準備を進めております。

次に、農業集落排水施設復旧事業の進捗状況について、ご報告いたします。

高瀬地区農業集落排水施設につきましても、平成26年度末に、浄化センターの復旧工事が完了しており、本年度は、排水管路復旧工事を6月17日に契約し、年度内完成に向け工事を進めております。

次に、水道施設の災害復旧事業の進捗状況について、ご報告いたします。

現在、配水管は約5割まで復旧しており通水が可能となっております。今後も全体復旧に向け、作業を推進してまいります。

次に、国道114号線の拡幅事業の進捗状況について、ご報告いたします。

福島県事業ではございますが、国道114号線の権現堂地内浪江拡幅1工区の700mが完了いたしました。連続する2工区の460mについても、本年度事業着手しており、一日も早い完了を目指してまいります。

次に、応急仮設診療所の利用状況について、ご報告いたします。

浪江町の本庁舎内に、平成25年5月から応急仮設診療所を開設しておりましたが、7月末現在で延べ352名、うち本年度98名の方が受診しています。

先日は、一時帰宅者の方が草刈り中に蜂に刺され、6名の方が応急処置を受けられ、うち1名が「息苦しさ」や「血圧低下」などのアナフィラキシーの症状が見られたため、応急処置後、救急車によ

り搬送されております。また、熱中症により6名の方が応急処置を受けられ、うち1名が救急車により搬送されております。応急仮設診療所での迅速な応急処置により、事なきを得ましたが、町内で仮設診療所を開設することは、一時帰宅者等の安心・安全の確保に重要な役割を果たしております。

次に、内部被ばく検査について、ご報告いたします。

内部被ばく検査につきましては、7月末現在で延べ2万7981名、うち本年度1286名の方が検査を受診しており、昨年度以降検査された方全員が、預託実効線量1mSv未満となっております。

次に、甲状腺せん検査について、ご報告いたします。

8月31日に福島県の第20回県民健康調査検討委員会が開催され、福島県の子供の甲状腺検査の1巡目検査で112人、2巡目検査で25人、合計で137人が甲状腺がん及び甲状腺がんの疑いと報告されました。当町の甲状腺検査の受診状況につきましては、7月末現在で延べ7289人、うち本年度6人の方が検査を受診されており、昨年5月に1人の甲状腺がんの発症が県より報告されましたが、それ以降、新たな発症例は報告されておられません。町では、震災当時19歳以上40歳以下の方で、検査を受けたことがない方と震災当時18歳以下で、平成26年度に福島県立医科大学で実施した検査を受けている方を対象に、町独自で甲状腺検査を実施しており、対象町民へのお知らせを広報等で周知しているところでございます。

次に、浪江町総合医療センター（仮称）について、ご報告いたします。

この事業は、復興公営住宅建設に合わせ、現在の安達運動場仮設住宅敷地内の仮設津島診療所を、二本松市油井の石倉地区に整備されます。復興公営住宅の集会所との合築により移設するものでございます。また、現在の仮設津島診療所は手狭となっていることから、町民の利便性の向上を図ることを目的に、併せて、ホールボディカウンターの移設も実施するものでございます。

現在の状況は、診療所の骨組み、構造体及び内部の設備並びに内装部分の年度内実施設計に向け、実施主体である県の担当部局と協議を行っているところでございます。

次に、町民の健康管理について、ご報告いたします。

震災後、避難生活が長期化するにつれ、運動不足、食生活の変化、ストレスの増大等により、生活習慣病の増加が懸念されております。

町の総合健診や県民健康管理調査の分析結果においても、震災前との比較で、肥満・高血圧・脂質代謝異常等の割合が高い傾向を示しております。

今後とも、適度な運動、規則正しい食生活などの健康指導や啓発活動により、町民の生活不活発病の予防に努めてまいります。

次に、現在、行っております健康診査や検査の実施状況についてご報告いたします。

町の総合健診については、9月18日から11月21日まで、延べ20日間、県内各会場で実施いたします。9月から11月にかけて実施する、町の総合健診を受診できない方については、相馬市、南相馬市及び福島市内の医療機関で個別に受診できるよう対策を講じております。

また、県外に避難している方の総合健診については、町が公益財団法人結核予防会に委託して実施いたします。これは、県民健康調査を兼ねているため、福島県立医科大学から水色の封筒で別にご案内をしております。

次に、災害関連死について、ご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、8月20日現在、申出受理件数が446件、うち審査件数が421件、うち認定件数が368件、支払済み件数が366件となっております。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

県外に避難されている町民の方々の交流会を、関西地方では、8月2日「大阪市総合生涯学習センター」で、関東地方では、8月29日に、「TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター」で開催いたしております。県内では、7月5日に、「南相馬市ひばり生涯学習センター」を会場に、近郊に避難されている町民の方を対象とした交流会を開催いたしました。それぞれの交流会では、現在の町の復旧・復興状況を報告した後、参加された町民の方々と懇談してまいりました。また、7月16日には、いわき市、福島市に次ぐ交流館「コスモスふれあいセンター」を郡山市に開設いたしました。

次に、応急仮設住宅の入居状況について、ご報告いたします。

8月末日現在、建設戸数2893戸に対して入居戸数が1826戸、入居人数は3320人、入居率は63.1%となっております。県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が87戸201人、中通り地方が1666戸3494人、浜通り地方が1133戸2094人、合計2886戸5789人となっております。

また、平成26年6月17日に東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間が、平成29年3月31日まで延長となることが決定されました。

次に、避難指示区域への立ち入りについて、ご報告いたします。

8月末日現在、浪江町通行証1万687件、浪江町臨時通行証2593件、公益立入り通行証2355件を発行しております。

また、8月1日から、帰還困難区域の住民の方が、避難指示解除準備区域、及び居住制限区域内のお墓や、親戚宅に立入るための浪江町通行証を201件発行しております。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

学校教育関連では、8月25日は二本松市において再開している浪江及び津島小学校、浪江中学校の第二学期の始業日でありましたが、今年は避難先での5回目の夏休みとなり、この休みを子供達は学校での各種行事等に参加しながら有意義な時間を過ごしました。

次に、毎月開催しております小中学校長会議に併せまして、教育委員会事務局と町立小中学校長会で構成する、学校再開準備会の活動を6月から再開いたしました。今年度この会議では、浪江町への帰還による学校再開の構想、学校教育関連施設整備の在り方などの基本的な事柄について検討することとしております。

次に、文化財調査委員会による文化財調査活動を6月から7月にかけて、県、福島大学、関係区長の協力のもと行いました。調査では、指定文化財の状況やその対応の検討、町史編纂関係書類等の確認、物品、資料の搬出、回収などを実施し、回収した資料については、県や福島大学、関係機関のアドバイスを受けて対応することとしております。

次に、生涯学習関連では、双葉郡8町村が集うスポーツ交流会が7月12日に開催されました。開会式場の広野町中央体育館では各町村からの参加者や関係者が和やかに言葉を交わし、久しぶりの大会開催を喜ぶ姿がありました。浪江町からは、野球に出場し、県内外から駆け付けたメンバーで広野町と対戦しましたが、一進一退の打撃戦の末、惜しくも初戦敗退となりました。8月2日には、第68回県総体県民スポーツ大会相双地区大会が南相馬市を会場に開催され、浪江町からは壮年ソフトボールと9人制バレーボールに出場いたしました。この夏の猛暑という厳しいコンディションの中で両種目の選手達は善戦となりましたが、避難中の練習不足もあり初戦敗退と残念な結果となりました。両大会に出場された選手達は久しぶりの再会に親交を深め、絆を更に強めておりました。

次に、子育て支援関連では、いわき市において未就学児の保護者を対象とした子育てサロン「ぼかぼかテラス」を開催しております。講師による子育てに関するアドバイスや母親同士の交流の時間を通して、子育ての不安や悩みの解決に役立てられており、子育てサロンは今後も随時開催していくこととしております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の一部改正案件が4件、委託に関する基本協定及び工事請負契約案件が3件、土地の取得に関する案件が1件、平成27年度の補正予算案件が8件、特別功労者の同意を求める案件が1件、経営状況報告案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

ただいまの行政報告の中で、10ページの中程に、町道災害復旧事業の進捗状況の中で、町道加倉柴田線他4カ所と「酒田橋」と私申し上げますがこれ「酒井橋」に訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式には、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を図るため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に質問を許可いたします。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

◇平本佳司君

○議長（吉田数博君） 5番、平本佳司君の質問を許可いたします。
5番。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） おはようございます。5番、平本佳司であります。ただいま議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

なお、質問方式に関しましては一問一答方式で行いますのでよろしくお願いたします。限りある時間でございますので、早速質問に入

らせていただきます。

まず、今後の町政執行についてお尋ねします。先の6月定例議会において、先輩議員から問われました、町政継続のため三期目出馬の有無に対し、町長は明確な答弁がなく、後援会や関係者等で協議させていただきますとの事でしたが、任期満了迄あと3カ月になります。ここで今後も町政指導役として意欲をお持ちになっているのか、否かを正式に表明していただければと思います。よろしく願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、6月定例議会において、私の出处進退については明確なお話が出来ませんでした。ただ、考え方としては大変な状況に陥っているということで、私自身としては健康も回復いたしましたので出来るならば継続をしていきたいというお話を申し上げまして、出处進退については明らかにしなかったとおりであります。しかし、その9月定例会の中で先程お話しございましたように、私を支援していただく方々、そして後援会の皆さん、関係機関の方々とお話し合いをさせていただきました。こういうような声がございました。風の糸が切れてどこに飛んでいくか分からないような状況を作っては駄目だと。町長として最後まで責務これを果たしていただきたい。継続して町長をやっていただきたいという声をいただき、さらにはこれまでの経験を継続して町政を前に進めるべく、多くの課題が残っているでしょうと。その克服のために前進あるのみだというようなお話を承りました。また、今後の新しい任期の4年間、これは非常に重要な時期に差し掛かってくると。今、政府は復興創生期に入るといような言葉で表しておりますけれども、まさにこの4年間は正念場だということでもあります。そういう正念場の中で、私は皆さんから申し上げられました不撓不屈の精神で、そして万難を排して私情を伏せて公益に徹すべきだということ決意を新たに、今町長選挙に立候補いたしたいと存じます。何卒、議員各位のご指導、ご理解をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今後の4年間について、ただ今力強い意欲を表明していただきました。そこで町長にお尋ねします。先ほど行政報告において、副町長辞任について報告がありました。辞任の理由については、体調不良とのこととここでこれ以上は問いませんが、昨年8月に一人の副町長が辞めた際、私は二人体制の副町長が一人欠けることにより、行政執行に問題はありますかと尋ねました。町

長、覚えていますか。その際、町長は、「厳しいかもしれませんが、当分の間、現状で乗り切ります。」と答弁しました。その残された副町長も辞任し、残りのあと任期、2カ月半から3カ月に関して、副町長不在のままどのようなにするつもりですか。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのことは昨年議会で答弁いたしましたように、大変厳しいですが、一人欠けた一人体制でこれまでやってまいりました。大変な状況になりまして、もうひとつの副町長が健康上の理由ということで、やむを得ない退職になったわけですが、今後は皆様方に、町民の方々、あるいは議会の方々に迷惑を掛けないように、出来れば今月の定例会に副町長人事を提案してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ただいま後任を今月中に何とか目安を付けるということでございますので、是非、残された任期中、行政執行が滞ることなくお願いしたいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

現在、二本松事務所を中心に、本庁やいわき市、福島市、桑折町、本宮市、南相馬市に各出張所を設けていますが、平成29年4月を解除の目標とするならば、あと1年半しかございません。今後この出張所を始め職員の体制や本庁の組織異動等をどのように考えているかお答えください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではお答え申し上げます。

避難解除による組織の異動につきましては、町の除染、インフラの復旧及び医療介護などの生活関連サービス施設の整備状況等を踏まえ、適切な時期を判断することになると考えてございます。

また、職員体制についてでございますが、平成25年4月よりインフラの復旧と帰町準備のための職員を配置しているところでございまして、現在、職員35名を含めまして52名体制で業務に当たっております。解除に向けた職員体制につきましては、各出張所等を含めまして町民の避難状況等も見ながら、配置や機能について適切に対応していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） もう1点その件に関してお尋ねします。現在正職員数が157名、他緊急雇用職員合わせて279名の職員がいると思ひます。いつまでこの体制を続けるのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 現在、今ご指摘のとおりかなりの大人数、職員を含めて300名弱の人数で対応しているところでございます。ただ、昨年から復旧復興が本格した中で、さらに数年は現状の人数、人数だけで申し上げますと、同程度の人数は確保していきたいと考えております。方法等につきましては、他町村の支援であるとか、またはこれまでやっております緊急雇用等々の制度等を十分活用しながら同程度の体制で当分は進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今後も職員体制をしっかりといただきまして、町民から見てもしっかりとやっているなどと言われるような行政のかじ取りをしていただければと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

次の質問ですが、今後の意向調査についてということでございましたが、先ほどの行政報告にもありました。また、9月号の町広報にも掲載されておりましたので、住民意向調査の実施についてはここでは問いません。しかしながら、一言だけ言わせてください。記名にてアンケートを採るわけでございますので、町民一人一人と向き合い、町民の心境や、将来の不安を一つでも取り除くよう、行政としてしっかりと町民の声を受け止めて今後のまちづくりに活かせるよう、調査結果を集計していただければと思ひますのでよろしくお願ひします。

そしてまた、10月中にその結果を報告すると先ほど申し上げられましたけれども、今までは2、3カ月でなくて半年とか1年ぐらい先延ばしで報告があったわけでございますので、今、どのように町民が、町民の心が変化していたのか皆さんに周知すべきだと思ひますので、なるべく早めに住民、町民に申し上げて公表していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

その件に関しまして、来年、再来年と続けて引き続き意向調査を実施する予定はありますか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町民の意向確認というのは非常に重要な意義がございます。それも今のような町民の心境が変化する時期というのは、常に最新の状況を把握することが十分重要かと考えておりますので、次年度以降も引き続き同様の意向調査を実施していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今後も町民の声をしっかりと町に届けたらば、

町はしっかりと受け止めて今後もお願いしたいと思います。お願いして次に入りたいと思います。

除染等の全般についてお尋ねします。現在、準備区域及び居住制限区域を第1工区から第4工区に分け除染作業を行っていますが、除染終了した工区の未同意の所は手付かずの状態です。何らかの対策を講じ全域を除染すべきかと思いますが、町はどのように考えていますか。

また、今後除染作業に入る地域、いわゆる居住制限区域など行政区ごとに同意率アップのため、どのような対策を行っているかお尋ねします。80%以上の同意者が得られれば除染を開始するということですが、様々な理由でできない、しない、地権者に対して町はどのように取り組んで、100%除染するのかを確認します。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

現在、津波被災地を除く同意率は、7月末現在で全体の8割となっております。町としましても、広域的かつ面的な除染をするためには、同意率のアップが必要であることは認識しているところでございます。同意率アップのため、再度未同意者の方へ説明等を実施するよう、環境省と調整をしているところでございます。

いずれにしましても、今後とも、未同意の方に対しましては丁寧な説明をし、除染作業への理解が得られますよう進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ただいま課長から、丁寧な説明をして未同意の方をもう一度同意してもらおうということですが、全く丁寧な説明はありません。町民からそのような話も聞いています。私自身もその通りです。環境省に強く言っていただきまして、もしくは同意するアイデアさんにも強く、同意できるように、町民がやりましようと言っていたらいいように、同意率を上げていただければと思います。しっかりとやっていたらいいと思いますのでよろしくお願ひします。

次に、除染の進行中とは思いますが、除染前の状況、除染の内容、除染終了時など、行政として監視を行っていますか。行っているとすれば、各行政区ごとにどのような頻度で行っているかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

除染中の監視でございますが、現場の状況確認などの巡回を行っているほか、福島県除染対策課と連携をしまして現場確認を随時し

ているところでございます。

また、除染現場における諸問題や相談につきましては、役場にも町民の皆様から寄せられることから、環境省及び業者と情報を共有しながら、町として現地で確認をして対応している状況でございます。

環境省におきましても、現場監督員の他に工事監督支援業務を委託し、施工業者の指導を常時15名体制で行っており、除染に対しまして町民の皆様へ不安を感じさせないよう、努めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ただ今随時行っているということでしたが、ではどのような作業工程で行っているかご存じですか。

○議長（吉田数博君） 答弁、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 再質問にお答えします。

除染作業工程につきましては、除染前と言うことで手法、工程、状況等につきまして、環境省と業者と打ち合わせ等を行い確認をしております。また、行政区とも必要に応じながら対応しているという現状でございます。今後、更なる監視体制の強化に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） この件に関しては、後で委員会でもう少し揉みたいと思いますのでこの程度にさせていただきます。今の話ですと、いつ終わったか分からないということですので、今後もう少しきちんとした把握をしていただければと思います。

もう1点だけ、作業員については把握していますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ただいま入っております作業員に対しては確認してございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 一人一人確認しているということによろしいかと思いますが、一例を挙げますと、皆さんご存じの通り、川俣町山木屋地区の除染作業員が一連の事件を起こし、除染作業がストップしたり、住民が不安になっている事案なんかもございますので、是非作業員一人ひとりの管理を業者にもう少し強く申し入れをし、法令遵守を徹底的に指導していただくようにやっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

次は監視について、同じ事でございますが、先日報道で富岡町では検証委員会を立ち上げ、町内2000カ所の町独自にガンマ線監視カ

メラ、いわゆるガンマカメラでございますが、を使用し、線量測定を行い、帰町に向け検証していくとしております。我が町でも、先の議会で2000万円以上のガンマカメラ購入を予算計上しているにもかかわらず、未だに購入していないと思っておりますがいかがですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

質問になかったことですが、今月の入札の指名委員会にかけてございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 了解しました。是非それをうまく使っていただければと思います。よろしくお願いします。

関連してお尋ねします。我が町では、帰町に向け検証委員会を立ち上げると聞いていますが、未だに開催していないようでございますが、委員会のメンバーはどのようになっていますか。これ町長でお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

除染検証委員会の設立につきましては、今年度浪江町の避難解除の条件に関する有識者検証委員会の中で除染の検証を行うこととしております。除染検証委員会としての設立につきましては、有識者検証委員会のご意見をいただきながら、除染の進捗状況等も踏まえ設立の検討に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） それでは全く富岡町と同様だと思うんですね。

検証委員会の一部に除染の検証をしながら帰町の検証をしますよみたいな話ではなくて、帰町の検証委員会と除染の検証委員会は別々に立ち上げて総合的に判断すべきかと思っておりますが、町はどのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

今ほどふるさと再生課長の答弁ございましたが、まず今現在、避難指示解除に向けた有識者会議を立ち上げる準備をしております。それで昨日、解除の準備のための委員会を開催したところです。その後、正式な設立は今月を目途に解除の検証のための有識者会議を立ち上げたいと考えております。また、そこでもって除染も含めまして様々な分野、まちづくり分野についての条件の項目、それぞれについての検証を行っていきたいと考えております。またそれとは別に除染の検証委員会というのは立ち上げて、これについては有識

者だけではないと思いますので、関係者色々入った中で実際、検証していくことになろうかと思いますが、そのような方向で進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 是非よろしくお願いします。

もう1点、除染業者と同じように監視体制の中の一部を聞きたいのですけれども、解体業者の監視体制でございますが、解体業者の工程表を把握して現地確認を行っていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 大変申し訳ございませんが、通告にございませんでしたので資料は持っておりません。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 通告はしていませんが、除染業者の監視と解体業者の監視は、やはり同一に考えてやっていただければと思います。通告にないということでございますのでこれ以上はいたしません。

でも、議長、私から一言だけ言わせてください。先月、町民からの情報で解体すべき家屋と勘違いし、近くの要望していない解体家屋を解体したと、あってはならない情報がありました。これを把握していますか。この1点だけ。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 質問にお答えします。

隣の家荷物を少し片付けたと、間違えまして。ということの報告は受けてございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 解体はしていないということで、私はそうは聞いていませんが、良いでしょう。これ以上は問いませんが、万が一、このようなことが起きた場合は、隠すことなく速やかに議会へ報告していただけるようにお願いします。議長、よろしくどうぞお願いします。

ただ今、様々な点を質問させていただきましたが、今後は全てに対し、町はしっかりと監視をしていくべきだと思います。そう申し上げて次の質問に入らせていただきます。

除染の最後でございますが、除染後の地権者への引き渡し方法についてお尋ねします。今まで何カ所かの行政区において除染終了しておりますが、住民から一方的に除染終了の通知が来て、行ってみると草は伸び放題、どこで除染したのかわからないという苦情が聞こえてきます。当然、行政区ごとの終了時に通知を出せば時間差が生じ、最初に除染した所は3～4カ月過ぎている訳で、荒れ地にな

るのは当たり前です。是非行政区ごとの完了通知ではなく、個人個人に通知をし、除染終了時に立ち会っていただき、納得した上での引き渡しにすべきかと思いますが町はいかがですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

議員お質しの引き渡し方法でございしますが、除染作業完了報告につきましては、個別に報告をしております。引き渡しの流れとしましては、まず除染作業完了後、除染施工業者より個別に除染が完了したことを電話で報告いたします。その電話の際に、除染結果の確認方法でございしますが、まず、現地立会説明、2点目としまして、避難先訪問説明、3点目としまして、除染結果報告書郵送後に電話による説明のどれかを希望するかを確認して、希望によりまして結果説明をさせていただくこととなっております。また、その説明をもちまして引き渡しとなっております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 私は、先ほど申し上げたのは、そういう通知とか、電話でのやりとりでなくて、地権者が現地に行ってこれで良いですよと、除染していただきましてありがとうございますと、そのぐらいまで言われるような引き渡しをしていただければと思います。これ以上は申しません。町として、その辺を対応していただければと思います。

これ全てがその通りであって、家屋もしくは宅地等は結構なのですが、それでも今、先ほど町長から行政報告ありましたように、復興組合等もできあがってまいりました。その中で、必ず問題になっているのは復興組合に引き渡しする際、草が伸び放題という話は非常に多いです。地権者の方も「俺こんなに草あるところ、もう一回刈らなくてはならないのか」という話も結構聞いています。その辺も町長、一つ地権者に行政区ごとでやるのではなくて、ここの地権者が終わりましたら、その地権者にいち早くお知らせをしまして報告していただいて、地権者が納得して「はい、わかりました」と言っただけのような引き渡し方法にしていきたいと思いますので、町長その辺お願いします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員ご案内のとおり、私どもの除染は国直轄除染ということで、環境省が責任を持って除染をしているということでもありますので、環境省に今議員お質しのとおり、初めが大事であって色々頼むときは頼んで、最後終わったときにそういう報告がないとか、そういう状況はまずいと思いますので、是非終わった時点

で環境省が責任を持って終了報告というものをさせたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 町長、環境省がやっていないから町にお願ひしたいんです。もう少し強く町の方から要請なり、要望なりしてもらって、そういう形になっていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、帰町後の町存続についてお尋ねします。

町は、平成29年4月に解除を目標として様々な取り組みをしていると思ひますが、帰町を希望されている町民が今一番不安視しているのは、「町に戻って生活できるか」です。インフラ整備はもちろんですが、その前に安全な生活が出来るかです。今、廃炉にするまで30年40年と言われ、いつ、どのような状態になるか誰もわかりません。そこで東京電力に対し「安全です。」という確約あるいは覚え書のようなものを提出していただき、新たな町独自の安全協定書を作成すべきかと思ひますが町はどのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 現在は、立地町4町のみとなって締結しております原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定についても県や周辺市町村と協力して立地町と差のない内容での協定を締結するよう要望しているところであります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 是非お願ひしたいと思ひます。

これは私の提案ですが、万が一の時、帰町住民が一時的に避難できるシェルターやあるいは避難ルートの確保等、国に要望、要請すべきかと思ひますが、町長どのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、平本議員の提案であるシェルターあるいは避難ルートの確保ですね。避難ルートの確保については広域的自治体の中で調整をしてルートは確保したようです。しかし現実的ではありません。我々の教訓の時に、何て言いますか無造作に避難ルートに入ってきますので、整然と出来ないような状況がありますけれども、これはきっちり広域自治体の中でルートが確実に出来るように協定をしていきたいと思ひています。

それからシェルターの話です。これは私も震災の時、元大熊町長の志賀秀朗さんが、原発を立地するときにシェルターが必要ではないかと提案をされたと話を聞いています。それが今回の事故の場合、そういう物を備えておれば、被災の影響が少なかったと考えられま

す。従って、シェルターになるのかどうかコンクリート壁のいろいろな公共施設があります。そういう所をもう一回見聞して、そしてその避難所になれるような、放射能を隔絶できるような状況の所をもう一回、各所で、私どもの自治体として精査をしてそしてやっていきたいと思っています。今、これはちょっと一つの私のところに提案しているところがあるんですけども、農業振興のためにドーム型のそういうものを建設して、農業振興に役立てたらという提案があるんです。それは万が一の時、ドーム型ですのでそれが一つのシェルターになるとも考えられます。そういう意味でいろいろな状況等踏まえながら、その提案についてはシェルターですから、隔絶するというところから、議員が言っている施設とちょっと違うかもしれないけれども、そういう対応を考えているということをご理解一つお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 是非帰町される住民が一時退避出来るような施設でも結構ですので、作っていただければと思います。

次の質問に入ります。次は安全ですという話が終わりますと、次に安心ですという話が出てくると思います。普通に生活するには「食・住・医」、昔は衣食住と話出ていますが、今は食べ物、住まい、衣類は十分でございますので、医療の方で検討していただければと思います。食に関しては、いつでも安心して作り食べられる環境づくりです。全ての食べ物が調達できる環境。近くに買い物ができる施設などです。住に関しては、インフラ整備はもちろん、安全・安心が確約でき、他の人が住みたくなるような町づくりだと思います。希望にあふれるコンパクトシティづくりだと思います。医に関しては、医療施設や介護施設があり、万が一の時すぐに近くの病院、あるいはそういう施設に行けることです。行けるというかあることです。私は最低限この三要素は、必ず達していなければならないと思います。今月5日に解除いたしました檜葉町でも、未だに医療施設、来春できるということですが、医療施設などが整備されてなく、住民不安の声が続出していると聞いています。是非我が町はそのようなことのないように、完全整備の上、解除すべきかと思えます。町はどのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 帰還に向けた生活環境の整備につきまして、「浪江町復興まちづくり計画」で、平成29年3月までに準備しなければならないものとして130項目ほど掲げております。その中で、特にご指摘のような「食・住・医」の部分についても順次取

り組みを進めているところでございます。具体的には町内事業者の事業再開支援、または事業再開するまでの間の仮設店舗の整備、または町内復興公営住宅の整備、既存公営住宅の利活用、さらに仮設診療所の整備等の検討を行っておるところでございます。引き続き帰町した町民の安心の確保のため、環境整備を加速させたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 帰町に向けて町長は解除時期については先ほど申しました検証委員会の回答をもって来年3月に発表すると言っていました。未だに委員会も立ち上がっていない。または来年3月までに除染さえも終わることの出来ない我が町でインフラ整備を始め、様々な課題が何一つクリアしていないまま解除時期を決めるといのはおかしいと思っておりますので、是非その辺も検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

そしてまた、町長においては解除時期に関して、町民の意見をしっかりと各地から聞いて行い、総合的に判断していただければと思います。よろしくお願いいたします。

先ほどから言っていますように、安全で安心して普通に暮らせる町になるのかが今一番町民が知りたいところです。そこで、一つの例として、先ほど町長、触れましたけれども、農業振興策についてお尋ねします。震災前、我が町は農業を中心に一次産業の町でしたが、帰町を希望する町民は、果たして田に水を張り、稲作をしたり、畑で野菜などを作り生活できる環境になるのだろうか。現在、酒田地区において懸命に試験栽培、実証栽培を行っています。また、この頃では野菜作りもしているようですが、20km圏内の米や野菜は本当に買っただけののでしょうか。風評での不信、あるいは高齢者による稲作離れなど様々な弊害が生じるのではないかと思います。そこで町として新たな農業振興策をどのように考えていますか。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

浪江町の農業振興策については、浪江町地域農業再生協議会において、平成26年11月に、浪江町復興計画（第一次）に掲げる平成29年3月の帰還開始向け、浪江町民の宝であるふるさと浪江その礎である農業を再生し、元気な浪江町を取り戻すことを目的に、浪江町農業再生プログラムを策定しております。取り組み内容については、除染後の農地保全、営農再開に向けた実証栽培、担い手の育成等について実施していくこととしております。

風評対策につきましては、モデル実証栽培において収穫された農産物の県の公式モニタリングを行い、安全を確認したうえでイベントなどで配布を行うなどの活動を行っております。

また担い手の確保につきましては、各復興組合の方々が中心となりそれぞれの地域にあった農業再生の検討をいただいているところです。さらには、新たな農業として期待される、花卉栽培の研究会も発足し、先日は首都圏や仙台市の大学生の就農体験事業を行い、若い世代から見た花卉栽培について意見交換会を実施したところであります。

農業再生の長期的な計画としては、生業としての農業再生を目指し、従前の農業に加え、風評被害の少ない非食用作物の栽培や省力化による農作物の栽培などを推進していくこととなっており、帰還開始後についても、魅力ある農業経営プランの提案など浪江町の農業再生に向けて支援していきます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 課長の答弁を聞いていると、全く具体性がないです。1点だけあったのは、花卉栽培なんですけど、花卉栽培については先ほど行政報告があったように、花のまち実現化事業として今研究会を立ち上げて、現在6名、生産者なんですけども、6名を中心に検討会を開いているようです。町として、この団体に対してどのような関わり方をしていきますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 町としてという形での関わり合いでございますが、この花のまち実現化事業については、6月議会で委託という形で1年間やっていく事業の内容、花卉の取り込み、浪江町に花卉実証をどう展開するかということで業者を選定して、契約を締結したところでございます。

その中におきまして、今後新たな花卉の担い手の確保とか、先ほど答弁しました大学生による就農体験とか、花卉のニーズ・シーズ調査とか、それから花卉による営農再開に向けた調査、農業経営プランの策定、ICT農業経営の実施、それから浪江町の花のPRイベント、町内外においてという形で様々な展開をしていきまして、風評にとらわれない非食用作物としての花卉の栽培を浪江町としてPRをしていくということで、来年の3月までにこの一定の成果を見まして取り組んでいくということでございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 花卉については、私も二十数年携わってまいりましたが、生産、流通、販売、あるいは相場と様々な見識や経験が

必要になり、ライフベースに乗るまで大変なんです。将来的にどのような計画を持っているかも含めてやっていかないと厳しいのかと思います。これは私の一つの提案でございますが、今後出来るであろう国立の復興祈念公園、あるいはフラワーパークなどの計画をしていると聞いていますが、この方々のライフベースに個々の花の管理等、年間を通して仕事を出来る方法を考えてあげるべきだと思います。花卉については相場が左右されますが、年間通してそこに花苗などを供給でき管理できるようになれば、安定した生活が出来ると思います。ご検討ください。よろしく申し上げます。

町長なんかその件であれば。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 大変良い提案で。私もフラワーロード、あるいはフラワーの所を作っていくということで、これから祈念公園の有識者会議も始まってまいりますので、その点を提案していきたいと考えています。是非双葉町と浪江町で共催しながらこの公園を実りのあるものにしていきたいし、さらには今の農業振興のためにもフラワーの事業というのは非常に有効だと思いますので、是非この提案をしっかりと発信してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 是非提案に乗ってください。私も頑張りますから。

その他、花卉ばかりでなく農業振興策として、先ほど課長から大分お話ありましたけれども、具体性がないものですから、町長その他に先ほど申し上げたドーム型云々というのはちょっと分かり兼ねますが、その辺出来れば教えていただければと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） これは、一企業の提案であるということでまだその実現化にはありませんけれども、これは是非いろんな多様化できるものであると理解しましたので、今後精査をしていきたい。具体的な提案もこれからはなされてくると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 具体化したらば是非早めに教えていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

農業については分かりましたが、是非帰町する町民が私もやってみたいと言われるような農業政策を今後確立していくようお願いして最後の質問に入らせていただきます。

イノベーション・コースト構想についてお尋ねします。

この頃、マスコミ報道等で他町村の話題が多く、そのためか町民から「他の町村は色々と企業誘致を含むイノベーション・コースト構想など次々に発表されていますが、浪江町では何も見えない」と言う声が非常に多く聞かれるようになりました。元々広野町、楢葉町、あるいは川内村等とは我が町の置かれている立場が違うかもしれませんが、同じ境遇にある富岡町等と比べても大分遅れをとっていると思っております。そこで町が独自のイノベーション・コーストに値するようなもの考えていますか。その1点。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） イノベーション・コースト構想につきましては、国の検討会において、6月に中間整理がなされ、方針が示されました。その後、現時点での各プロジェクトの進捗では、原子力発電所立地町を中心に主に廃炉に関するプロジェクトが進んでおります。一方で、大学教育拠点とか技術者研修拠点とか、情報発信拠点などの国際産学連携拠点、あとスマートエコパーク、ロボットテストフィールド等の整備決定はまだされておられません。今後これら未配置施設について、双葉郡北部の復興拠点としての可能性を国、県に訴えながら、誘致に向けて積極的に進めてまいりたいと考えております。また、県が進める農林水産業と再生可能エネルギーのイノベーション・コースト構想もございます。その中で、町長が答弁したような環境制御型の施設園芸のプロジェクト、あとフラワーコーストのプロジェクト、さらには風力発電拠点形成のプロジェクトや水素によるエネルギー貯蔵効率的利用プロジェクト等々がございますので、それらのプロジェクトの融合など、当町の強みを生かして産業と雇用の創出に繋がるプロジェクトの誘致に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） どうもわからないのですけれども、国からあるいは県からイノベーション・コースト構想らしきもの、こういうのありますと提案型なんですか。それとも自治体で提案したものを検討すると。どちらなんですか。その辺。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） イノベーション・コースト構想については、プロジェクトについてはそれぞれ決定されておまして、その中で予算付けがされているものについては特に今ほど申し上げました主に廃炉に関するプロジェクトが予算付けされて整備場所が決定した状況でございます。今後の予算付けという形で、その分類も早期に整備着手すべきもの、それ以外のもの等々に分類されてお

まして、今後の予算付けの問題もございしますが、それらの誘致に向け町としても動いていきたいという考えでございします。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 今の私はわからない。申し訳ない。

良いですか。例として川内村ではバイオマス発電を利用した野菜栽培等も作っています。広野町では企業誘致として子供用化粧品メーカー株式会社レイスなんか進出して決定しました。平成28年度操業開始予定になっており、地元雇用30名ほど使うということです。その際、進出してきた理由については、町のサポート体制が充実していることでしたということ、その会社の社長は言っていました。ごく最近では同じ境遇にあります富岡町でさえ福島エコテッククリーンセンターに続き、廃炉国際共同研究棟の施設を誘致するなど、他町村非常に次々にイノベーション・コースト構想に値するものを打ち出しているわけでございします。町として、もっともっと前面的に出て様々なイノベーション・コースト構想を提案し国に求めるべきだと思いますが、これは先ほど言ったとおりだと思いますのでそれ以上は。私としてはそう思います。よろしく願います。そして、帰町された町民の勤め先やライフベースになるように、企業誘致を速やかに打ち出すべきだと思います。私の最後の質問にさせていただきます。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。町長是非12月定例議会においても、この場で馬場町長へ質問させていただきたいので、奮闘していただいて、最後まで頑張ってくださいとエールを送って終わりにします。以上、ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時55分まで休憩いたします。
(午前10時42分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時55分)

◇佐々木 勇 治 君

○議長（吉田数博君） 2番、佐々木勇治君の質問を許可いたします。
2番。

[2番 佐々木勇治君登壇]

○2番（佐々木勇治君） 2番、佐々木勇治と言います。議長の許可を

いただきましたので、一般質問を行います。質問方法は、一括質問方式でお願いいたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、全国46都道府県に散らばり、未だに過酷な避難生活を強いられて4年6カ月になろうとしています。先月お盆で町内に墓参りに行った際、誰かはわかりませんが、挨拶を交わただけで、私は心がとても温かくなった事がいつまでも頭から離れません。冷静に考えると、寝泊りできない故郷で人に会うことが不思議と嬉しかったのかなと考えます。友人と話をした際にも同じような事を話していました。また、精神的賠償はいらぬから、平凡でも楽しかった震災前に戻してほしいとの会話にいつもなります。私達の年代でさえそんなふう考えるのだから、先輩達はさぞ悔しい思いをなさっていると思います。先輩と話をした際には、月に10万円で浪江町を追い出されて安くみられたもんだなど、しみじみ話をなされた事も深く印象に残っている所です。

今回の質問ですが、一つ目に東京電力賠償について、二つ目に帰還について、三つ目に生活支援について、四つ目に放射線についての四項目を質問させていただきます。

最初の質問に入りますが、平成27年2月で、個別のやむを得ない事情を除いて、ほぼと言うほど就労不能損害が終了してしまいました。町民にとっては本当に死活問題になっています。一つ例を挙げますと、母子家庭で東京に避難しており、子供も転校生のせいなのか友達と仲良くなれず、たまたま喧嘩になったそうです。喧嘩した相手のオデコにタンコブができ、親が自宅に怒鳴り込んできたのですが、母子家庭の知人は仕事で、自宅には子供だけで留守番をしていました。知人が22時に帰宅したと同時に、こんな時間まで仕事なんてしてるから子供がまともじゃないんだろ、と言われ非常に悩んだ結果、仕事を退職しました。その後、就職のため面接を受けましたが、子供が風邪ひいたらどうせ休むんでしょ、とか、福島県に戻れるようになったらどうせ退職するんでしょ、と心配される感じを出され不採用になったようです。そこで、収入が全くないので就労不能損害を請求し、その返事の内容が、括弧も含め朗読いたします。まず題名に、賠償金ご請求に関するお知らせ。弊社原子力発電所の事故により、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。先般、ご提出いただきました就労不能損害の賠償金ご請求につきまして、内容を確認させていただきましたところ、誠に恐縮ではございますが、お支払の対象とはなりません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。今回の

賠償金のお支払対象となる方につきましては、裏面のとおりとなりますので、ご不明な点等がございましたらご連絡くださいますようお願いいたします。裏面に入りまして、今回の賠償金のお支払の対象となる方。一つ目に、平成23年3月11日時点のお住まいの区域もしくはお勤め先の所在区域が避難指示区域（川内村および伊達市の特定避難勧奨地点を除く）に該当される方。二つ目に、平成23年3月11日時点でフルタイムで勤務されている（月平均140時間以上勤務）方で、就労する期間が決まっていない（期間の定めがない）雇用形態か、または平成23年2月末時点で6カ月以上継続して就労している雇用形態に該当される方。三つ目に、本件事故により失職等を余儀なくされ、平成27年2月28日時点において収入がなく、平成27年3月1日以降も個別のやむを得ないご事情により就労が困難な状況にある方（障がいをお持ちの方など）。最後に※印で就労不能損害につきましては、当該賠償の他に生命・身体的損害による就労不能損害として本件事故によって避難を余儀なくされたことにより発病若しくは傷病が悪化し、就労が困難であることが確認できる場合の賠償をご用意しております。とあります。

そこで、裏面の三つ目の括弧書きの障害をお持ち等以外は全て当てはまっており、ご不明な点等がございましたら連絡くださいとなっていますので、東京電力に連絡をし、なぜ私があてはまらないのと質問をしたら、それはお答えできません。自分の事で理由も聞けないんですかと伺ったら、申し訳ございません。言えない決まりになっていますので、との返事がきたそうです。こんな被災者側に寄り添わない東京電力の対応をどう是正していくつもりかお伺いします。

次の質問ですが、第五次提言には避難指示解除準備区域、居住制限区域両区域の解除時期にかかわらず、原発事故から6年後に解除する場合と同等の賠償金が支払われるとなりました。インフラの再建や除染の遅れなど帰還に向けた環境が整わないで、平成29年3月の解除に至らないケースの対応が課題となりそうです。避難指示解除準備区域や居住制限区域は平成30年3月まで精神的賠償損害を支払うとなっておりますが、例えば、帰還の条件が整わなく東京オリンピックのある平成32年に解除になった場合、精神的賠償は平成33年までが続くのかお伺いします。

次に、帰還について伺います。

除染作業で18歳未満を雇用すると労働基準法違反（危険有害業務の就業制限）で使用者の担当していた方が逮捕されます。例えば、5 μ Svある土壌を除染し、半分の2.5 μ Svとなり除染終了しました。

町が解除を決定したとします。町に帰還し放射線量が同じなら18歳以上の除染作業員達が土を5 cm掘削するのと、幼年期や少年期の子供達がシャベルで土を掘って遊ぶのと、何がそんなに変わるかと考えると、大して変わりがないと思います。子供達が自分達で放射線測定器を所持し、ここは放射線量が少ないからここで土遊びをしようなんてことは、まずありえないと思います。0.1 μ Svだろうが、1 μ Svだろうが避難指示区域の時は逮捕され、避難指示解除すれば逮捕されない。解除という言葉一つで大した違いです。私は、変わらず危険だと思いますが、避難指示区域を解除してからの幼年期や少年期の帰還を本当にどう考えていますかお伺いします。

次の質問ですが、町長は平成28年3月に1年後の解除を判断する。とありますが、子育て世代は1年前に解除と言われても、解除したから帰ろうとすぐに動けるわけではないので非常に難しい問題です。中学受験の方もいれば、中学1年生になり、制服や体操服を揃えて翌年転校なんて考える親は少ないと思います。高校も同じでやっと入学し、制服も体操着も揃えて1年、2年での転校は考えられなく非常に厳しいと言う話も耳にします。結果、1年前に解除と言われても動けないのが現実です。インフラの進捗状況もあるのは十分理解しますが、就職も絡んできますし、金銭面も絡んできます。特に中学生・高校生を持つ親は、最低でも3年前にははっきりしていただかないと動くにも動けないのが現実ですので、1年前ではなく最低でも3年前にははっきりできないのかお伺いします。

次に、生活支援について伺います。私の知人で子供が2人いて、上が栃木県の高校生で、下が群馬県の中学生姉妹がいます。二重生活でも大変なのに、旦那が福島第一原子力発電所で収束の仕事に勤務し、三重生活になりとても厳しいと困っています。浪江町に在住時は、同じ屋根の下で平凡ながら笑いのある家庭だったそうですが、当時の総理大臣に浪江町を追い出され、たかが一人月に10万円で、なぜこんな思いをしなければいけないんだ。お金とかの問題ではないが、生きていくには生活費がかかる。三重生活の場合、現在家賃は無料でも、電気、水道、ガスの基本料金はとられます。群馬県から栃木県に高校受験、合格発表、入学式、どれをとっても福島県で乗降しないので高速料金がかかります。怒りを乗り越えて呆れはて、町は何もしてはくれないとの声でした。基本料金を全て払うのは無理でも、一部を補助する位の気持ちが無ければ、町民の心を繋ぎ止められないのではないかと思いますので、例えば三重生活からの基本料金を負担する位の大きな気持ちで助成の考えはないかお伺いします。

次の質問ですが、介護保険3施設やショートステイを利用する方の食費、部屋代の負担軽減改正についておかしくないかと苦情が来しました。

平成27年8月から預貯金等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下であることが要件に加わり、基準額を超える場合の負担軽減が対象外になりました。住宅、宅地賠償を受けた方なら超えるような金額です。まさにお金がある所からは取るという弱い者いじめ的な感じに私は受け取りました。新天地または町に戻った時の、住居確保や建物修復の為に使わないで大事に預貯金しているのに、何故そのお金が原因で負担軽減対象外って話になってしまうのか、とても納得できません。町で賠償金は対象外にとの声を出していると聞きましたが返事はありませんでしたか。また、今後の対応についてお伺いします。

次に、放射線について伺います。

除染工事その4も今年の6月から開始しました。今年度中に終わる予定ですが、本当に終了するか疑問に思う所です。除染工事その1、その2の除染が終了しましたが、放射線量は落とせる所まで落とすとなっており、放射線が3 μ Sv残ろうが、5 μ Sv残ろうが、現在は作業終了となっていると思います。町では、年間放射線量1mSv以下を目指しているわけですが、毎時に計算すると何 μ Svと認識しているかお伺いします。

また、県外や高齢者など一時帰宅を中々出来ないが、自宅の放射線量は気になるという方が多いので、そんな方の為にも除染前は無駄な被ばくをしますので、除染が終了した自宅から、玄関先の地上1cmと1mだけでも町自体で測定を管理し、放射線量を測定しタブレット等に掲載する考えはありますか。お伺いします。

次の質問ですが、私も含め町民は自宅や町の土壌放射能濃度などわからないと思います。十人十色で気になる方は気になるし、気にならない方は気にならないのが現状だと思います。

しかし、町では管理側なので把握しなくてはならないと考えます。なぜ環境省の土壌除染で5cm掘削するかも除染講習を受講しないかぎりわからない方も多いと思います。そんな時に町本庁舎にあるゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置を用いてセシウム134、セシウム137の土壌放射能濃度を0～5cm、5～10cm、10～15cmと5cm毎の深さに分けることによって、例えばキログラム当たり0～5cmは1000Bq、5～10cmは500Bq、10～15cmも500Bqなので、5cm以上はそれ以上掘削しても放射線濃度は変わらないので5cmまでしか掘削しないんだと一目で理解できると思います。気になる方が多

い放射性物質なので、自宅は無理でも公共施設くらいの土壌放射能濃度調査結果を公表していく考えはありませんかお伺いします。

次の質問ですが、ガラスバッジは100円ライターほどの大きさの容器に特殊なガラス素材を封入し、放射線を照射した後に紫外線を当てると発光する現象を利用し、個人の積算被ばく量を測定する線量計です。首から紐で吊るして胸や腹の辺りに固定し、一定期間使用後に回収し、トータルの被ばく量を利用者に知らせます。その表示が空間線量率に対し、最大4割も低く示されることがわかり、ガラスバッジ製造の千代田テクノルが平成27年1月15日に測定値のズレを認めました。伊達市で聞かれた市議会議員政策討論会の席で、ガラスバッジ製造の千代田テクノル執行役員がデータを示しながらこう言ったそうです。ガラスバッジを前面装着した状態で正面から放射線を浴びれば空間線量率とほぼ同じ数字を表示する。だが、前後左右からくまなく浴びる状態では0.6～0.7倍にしかならない。福島のような全方向から放射線が押し寄せる状況をきちんと考えずに住民にガラスバッジを配ってしまい申し訳ない。数値の違いを認め、謝罪までしたそうです。その後、私の知識が不十分でした。お詫びいたします。との話がありました。

私が言いたいのは、町民を管理するガラスバッジにそんな話が出る事態が如何なものかということです。以前町の答弁で、ガラスバッジは放射線業務従事者及び医療従事者が外部被ばく線量を行う際、一般的に使用されている製品で非常に信頼できるものとのことでしたが、そんなに値段も変わらないので新しい線量計D-シャトルという製品を視野に入れてはということです。開発したのは千代田テクノルと産業技術総合研究所で、電池が1年以上持ち、振動にも強い上、従来のガラスバッジとは異なり、電子線量計をベースとし、専用のソフトウェアを使用すると、1時間ごと1日ごと線量を表示し、データベース化もできます。田村市、川内村、葛尾村、広野町、楡葉町、富岡町では既に使用されていますので、ガラスバッジと比較すれば一目瞭然で良いと思います。町民を守るためにも、個人ごと1年間の積算線量が測定でき、自宅において累積値が確認できる個人積算線量計D-シャトルを購入する考えはありませんかお伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 私からは、就労不能損害打ち切りで死活問題になっており、被災者に寄り添わない東京電力の対応をどう是正する

のかというご質問にお答えいたします。就労不能損害の打ち切りにつきましては、町でも強い懸念を持っており、東京電力には当然に国、県に対しても、様々な機会を捉えて賠償継続を訴えてまいりました。一律の賠償継続には残念ながら至っておりません。本年2月の賠償継続を訴える要求書に対して東京電力は町民の皆様における様々なご事情につきましても、それぞれ丁寧にお伺いし、親身にご相談を賜りたいと回答しております。

ただいまご教示いただいた事例は、東京電力の回答と対応の実態が大きくかけ離れているということでありまして、看過することはできないということでもあります。改めて東京電力に対して回答どおりの対応を徹底するよう強く求めてまいりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） （2）の避難指示解除準備区域や居住制限区域では平成30年3月まで精神的損害賠償を支払うとなっていたが、帰還条件が整わなく東京オリンピックのある平成32年に解除になった場合、精神的損害賠償は平成33年まで続くのかというご質問にお答えいたします。

今般、東京電力が示した避難指示解除準備区域、居住制限区域に対する精神的損害等の追加賠償は、先に閣議決定をされた、原子力災害からの福島復興の加速に向けての改定版を受けたものです。平成30年3月以降の賠償につきましては、当然に原子力賠償紛争審査会が示した中間指針に沿って、避難指示解除後相当期間まで賠償されることを東京電力に確認しております。また、相当期間は中間指針の中で当面の目安を1年間とし、解除の状況を勘案し柔軟に判断していくことが適当とされております。

従いまして、避難指示解除が平成32年の場合は、解除の時期までは賠償が継続し、以降の期間は解除の状況によるものと認識しております。

なお、今回の追加賠償による東京電力のプレス発表等が、平成30年3月で賠償終了と誤解を招く記載だったことから、浪江町のホームページにおいて、避難指示解除後相当期間まで賠償の旨を周知したところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 大きい2番目の帰還についての（1）除染で18歳未満を雇用すると労働基準法違反で逮捕される。避難区域に子供達の帰還をどう考えているのかのご質問にお答えいたします。

避難指示の解除は、町に早く帰りたいという町民の皆様の想いを
実現するためのものであり、帰ることを悩んでいる町民の皆様に、
帰還を強制するものではないと考えております。従いまして、子供
さんに関しましても同様の考えでございます。その際、もちろん除
染による放射線量の低減や廃炉作業に伴う詳細なモニタリング結果
の公表など、安全安心な生活環境の確保が前提になっていることは
いうまでもありません。さらに、浪江の学校に通わせたいという親
御さんもいらっしゃいます。そういった町民の皆様の多様な考えに
応えられるよう、町内除染の徹底や小中学校の復旧・整備、健康管
理施策など、安心して生活ができる環境づくり・教育環境づくりを
今後も積極的に進めてまいりたいと考えております。

(2)の子育て世代は1年前に解除と言われても非常に難しいの
で、インフラの進捗状況もあるが、特に中学生・高校生の入学等を
考慮すると3年前にはっきりできないかのご質問にお答えいたしま
す。

先ほど申し上げましたとおりでございますが、避難指示解除につ
きましては町への帰還を希望する町民の皆様が、帰還を可能とする
ための手段と捉えております。すべての町民の皆様に帰還を強制す
るものではないと考えており、また、帰還に向けた町内の復旧・復
興状況の進捗が変化する中では、現実的には3年前に解除時期を決
定するというのは困難かと考えておりますが、できるだけ早くお知
らせすることで、町民それぞれが、町に戻る時期をそれぞれの状況
に合わせて判断していただくことが重要であると考えております。
従いまして、まずはそのための環境整備を加速していきたいと考
えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 3、生活支援について、(1)子育て世代
に二重三重生活が多く見られ、精神的損害賠償だけでは厳しい状況
にあるが助成の考えはのご質問にお答えいたします。

現在、教育委員会では、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とし
て、児童手当の支給、18歳までの子ども医療費の助成、保育所での
保育料の助成、幼稚園の入園料、授業料を助成する幼稚園就園奨励
費補助金制度、小・中学生児童生徒に係る学用品・学校給食費等を
助成する就学援助制度、また小・中学生で遠距離通学をしている方
への遠距離通学費助成制度、更には高校生・大学生に対し、奨学資
金貸付制度等、多様な支援、助成を実施しております。

2番議員がお質しの助成につきましては、各個人の避難生活の状
況が多種多様であることから、助成の対象とすることは難しいと考

えております。

また、先に申し上げた支援事業につきましても、国や県からの補助を受けての事業も含まれておりますことから、いつまで継続できるかわからない事業もございますが、町として出来る限り子育て世帯への支援事業の継続に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 生活支援の介護保険3施設やショートステイを利用する方の食事・部屋代の負担軽減改正に平成27年8月から預貯金等の金額で基準額を超える場合、負担軽減が対象外だが今後の対応はという質問に対してご質問にお答えいたします。

町では、議員お質しのとおり、東京電力から住居確保や建物修復に係る費用として受けた賠償金が資産要件の対象とみなされることに異議があり、今年3月の厚生労働省ヒアリングの席上で、東京電力からの賠償金を資産要件の対象から外していただくよう、国や県に対し資産要件の見直しを要望いたしました。

その後も県を通じて、要望に対する進捗状況を確認するものの、明確な回答が得られない状況でありましたが、先月、国から「収入の性質に関わらず、預貯金としてストックされている以上は資産要件の対象となるため、要望に応じられない。」との回答を受けました。当町に関わらず、原発の被災市町村の住民にとっては受け入れがたい問題ではありますが、国の姿勢も明確なことから見直しは困難であると認識いたしております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 4の放射線について、町では年間放射線量を1mSv以下としているが、毎時に計算すると何μSvか。また、一時帰宅が出来ない方に除染後の自宅の線量を町で管理し、タブレット等に載せる考えはのご質問にお答えします。

年間追加被ばく線量の1mSvの考え方につきましては、1点目としまして、事故とは関係なく自然界には放射線が元々存在し、大地からの放射線量は毎時0.04μSv、2点目としまして、追加被ばく線量年間1mSvを1時間あたりに換算しますと、毎時0.19μSvとなります。1点目の0.04と2点目の0.19をプラスいたしますと0.23μSvになり、それが基準であると認識をしているところでございます。浪江町の除染におきましては、国直轄除染地域でございまして、長期的に年間1mSv以下を目指すとしております。

また、除染結果につきましては、個人の方々に環境省より除染結果報告書をお送りしております。その報告書の内容におきましては、地上高さ1cm、高さ1mの空間線量及びcpm(表面汚染密度)の除染前

後の数値を掲載し、家屋所有者へ報告しております。タブレット掲載につきましては、個人宅の特定につながる懸念もあることから、個人情報保護法の観点上、タブレット公開は考えておりませんが、浪江町のホームページから閲覧することが出来ますモニタリングポスト値で空間線量を確認していただくよう、周知に努めてまいりたいと考えてございます。

2の1の公共施設の土壌調査を5cm刻み、15cmまで公表する考えはのご質問にお答えします。除染作業では、空間線量の低減を目的としております。公共施設等を含めた、宅地等の除染につきましては、除染モデル実証事業等から表土の剥ぎ取りをし、客土する手法を採用しております。公共施設の土壌調査につきましては現在実施されておりますが、今後、関係機関と協議をいたしまして調整していきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは（4）一年間の積算線量が測定でき、自宅において累積値が確認できる個人積算線量計D-シャトルを購入すべきではとのご質問にお答えします。

現在、町民の健康管理に役立てると共に、外部被ばくの把握及び不安解消を目的に町民の方々へガラスバッジを配布しておりますが、議員お質しのとおり帰町に当たりより詳細な個人線量把握の必要性を認識しております。

今後、町が設置しております浪江町健康管理検討委員会から、ガラスバッジのあり方や精度の高い個人線量計の導入の検討、具体的には、「対象者の選定」及び「測定結果の運用の仕方など」事業の進め方についてご助言をいただきながら導入も視野に検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番、佐々木君。

○2番（佐々木勇治君） 何点か再質問させていただきます。

東京電力賠償の精神的損害賠償についてまず再質問させていただきます。避難解除後、相当期間となり、帰還後1年間かどうかははっきり分からないとのことですか。では解除が遅れば、賠償は上限1450万円まで本当に継続されるのかお伺いします。

関連して、精神的損害賠償について、帰還困難区域の方も避難、帰宅等の費用相当額、平成29年6月から平成30年3月までの10カ月分包括請求が決定していますが、帰還の条件が整わない場合、避難指示解除準備区域や居住制限区域と同様に延長されていくのか。または賠償金700万円に含まれているのかお伺いします。

次に、放射線について、毎時に計算すると何 μ Svかについて再質

問します。長期的年間 1 mSv以下で毎時に換算すると毎時0.23 μ Svとの答弁でしたが私は間違っていると思います。毎時0.23 μ Svという数字は、震災前の基準値が毎時0.06 μ Svですので、約4倍の数値が残る計算です。放射性物質というのは誰もが欲しがらない不必要な物です。まず第一段階として、毎時0.23 μ Svを目指し、やはり最終的には震災前の毎時0.06 μ Svの放射線量を取り戻すのがベストだし、そうすべきではないのでしょうかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 再質問にお答えいたします。

今回の避難指示解除準備区域、居住制限区域の追加賠償の件でございますが、東京電力といたしましては、平成28年4月から平成30年3月までという形で月額10万円の24カ月分という形でございます。これで1450万円という話でございますが、この賠償につきましては、今のところ5年間分、包括請求者の方については5年分が支給されています。それプラス240万円という賠償という形で考えておるところでございます。それで避難解除が相当期間までという形については東京電力との交渉の中では、今後避難指示解除相当期間まで賠償という形でホームページ等にも掲載していますので、これについてはまだプラス240万円以降については、まだ相当期間があるという形でご理解しているところでございます。

それから、帰還困難区域の包括請求の避難帰宅等の追加費用相当分が今回の賠償から周知されています。これは平成29年6月から平成30年3月までという形で、一人当たり15万5000円の10カ月という形で一括賠償されるという形で、この分についてはふるさと喪失慰謝料の700万円とは別物で、全く別という形で含まれないということでございます。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 再質問にお答えします。

年間追加被ばく線量 1 mSv以下という数値につきましては、政府が除染の長期目標としてその達成を目指しており、この数値は1990年に国際放射線防護委員会により1990年に勧告されたものでございます。

しかしながらでございますが、町といたしましては、町民の皆様が安心して生活できよう、できる限りの空間線量の低減を目指すように国へ継続的に要望していくほか、帰還に関しましては丁寧な説明を行い、理解の浸透に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 2番、佐々木君。

○2番（佐々木勇治君） 再々質問はございませんが、町民の声なき声

も含まれておりますので、真摯に受け止めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、2番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時31分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（吉田数博君） ここで産業・賠償対策課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 2番、佐々木勇治議員の再質問の中で、帰還困難区域の避難帰宅等の費用相当額の追加賠償について、一人当たり15万5000円分の10カ月分として支払いされると答弁しましたが、これは平成29年6月から平成30年3月までの10カ月分として15万5000円となります。

なお、6人目以上につきましては、一人当たり10カ月分として10万5000円となります。よろしく申し上げます。

◇松田孝司君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

6番、松田孝司君の質問を許可いたします。

6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司といたします。議長の許可を得ましたので一般質問を行いたいと思います。質問方式は一問一答方式、質問事項は通告書に記載の通り、避難生活環境について、復興公営住宅入居について、そして帰町に向けての三項目について何点かお伺いいたします。

まず、避難生活環境についてですが、早いもので原発事故避難から4年と半年が過ぎようとしています。その中で、私も避難を繰り返し、平成23年7月初めに6カ所目の避難先、桑折駅前仮設住宅に入居してから早4年2カ月が過ぎていました。

今までの避難生活中に、私達は全国各地から様々な支援や援助を

受けてここまで生活することができています。私事ですが、避難先の桑折町には大変お世話になっています。私達が避難生活をする事により、地元にも良くも悪くも色々あったことと思います。病院や商店などで待ち時間が増えたり、道路で立ち往生したりと様々な迷惑をおかけしていたと思います。そう思い、微力ですが自分なりに今自分でできることを行ってきたつもりです。そのせいか今では地元の方とも朝、顔を合わせれば挨拶を交わしてご苦労様と言ってくれます。仮設住宅周りを草刈りしていると、時折地元の人からご苦労様と差し入れをいただく時もあります。ほかの仮設住宅でも避難先にボランティアの奉仕活動をしているところもあると聞いています。何人かの避難者が良いことをしても悪さをしてでも避難者全体に返ってくるのではないかと思います。何人かの心ない賭け事したりして遊び回っている方、真っ昼間から酒を飲み歩いている方がおられました。大部分の方は苦難に堪え忍び、我慢して今の生活境遇に甘んじて暮らしています。週刊誌にはいかにも避難者全体が遊び回っているように書かれている時もありました。

そこで、個人や各仮設住宅単位で奉仕作業をするのも良いのですが、やはり町全体でこういうことをやっているということを世間に目に見える行動で示すことも大事ではないかと思います。仮設住宅生活もあと残りいくらかないのではないかと思います。そこで年に一度でも30分、1時間でも良いですから、町民に声を掛け、それぞれの避難先でクリーンアップなどをするのも良いかと思います。

各避難先の自治体にお世話になっていますが、町主導で仮設・借り上げ自治会など町全体で避難先に目に見える謝意を表す考えなどないのでしょうか。どう考えているかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。ただ今、松田議員がご指摘のとおり、避難が長くなりまして本当に避難先の自治体それから仮設の方々が大変お世話になっております。先日、栃木県の栃木避難者の会というのがあります。これは浪江町だけではなくて、双葉、檜葉、大熊、南相馬といろんな地域の方が入っていましたけれども、うちの町民の方が音頭をとって避難者の会をつくっていただきました。それが、納涼祭を企画して残念ながら今回で避難者の会を解散するということに私赴きまして御礼を言ってまいりました。これは私ども自治体が率先して御礼をしたわけではなく、謝意を表したわけではなくて、栃木の避難者の会の皆さんがお世話になった施設について謝意を示したいということで、自ら企画をして自らのボランティア精神でお世話になった方々に対しての御礼を述べておりま

した。私も感激したんですけれど、そういう気持ちが大切なことだと思います。そういう形の意味からしても、避難先の自治体のところに御礼をしてくる機会が非常に多いものですから、そういう機会を捉えながら御礼をしながら、そしてお世話になった町民の方々、謝礼を示すという意味で大変大切な心構えかなということでありますので、一つ検討をさせていただきたいなと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願いいたします。ついでになりますけれども、役場に入るときにいつも思うんですけれども、結局確かにここ浪江町役場あります、仮役場ですけど。そこに町民に示すものがないんです。垂れ幕とか横断幕でもいいですから、全国にお世話になった思いを込めてスローガンをつくるとか、浪江町民にふるさとに帰るまで頑張ろうとか、そういうスローガンもあるべきだと思いますが、その点はどう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 大変貴重な提案でありますので良く検討して、垂れ幕とかそういうものがありますけれども、ホームページか何かに流すという形でいろんな手法があると思います。そういうことで表していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） ホームページも分かりますけれども、役場に来ればテレビカメラとか全体を写す場面、結構多いんです。そこで町役場と分かるけれども、町のほうから目に見えるものを訴えるのも必要だと思っています。よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけれども、私の住んでいる仮設住宅では300戸あった住宅も、今度、復興公営住宅第二工事で復興住宅ができることもあり、現在約半数の取り壊し解体工事が急ピッチで進められています。家屋は解体が終わった状況です。そのために復興住宅に入居された方、避難先などに土地を求め新築され転居された方、家族の元へ同居するため転居された方、そして取り壊し解体のため仮設住宅から同じ仮設へ移動された方で、当初は230戸以上、500人は住んでいましたけれども、大分少なくなり、現在は住んで居る方100戸を切っています。そして150人居るかどうかなと思います。

そこで、今までは多く住んでいたために目立たなかったことが、少なくなると余計に目立つようになりました。少なくなればこそ、お互いが仲良く暮らしていかなければならないのですが、大部分の

方は狭い部屋で工夫しながらも精一杯我慢して暮らしています。家族の亡くなった方には仕方がないと思いますけれども、要領よく広々と部屋を使っている方を見ていると、軋轢や諍いが起きないとも限りません。現実には快く思っていない方もおられます。

最近では少なくなりましたが支援物資や今回のタブレットにしても世帯割で配布されています。確かに、避難当初は町でも混乱期の最中大変だったことと思いますが、現在はある程度落ち着いていると思います。その中で、近くにアパートを借りていて1カ月に1回か2回来ている方や、倉庫代わりにしている方など、借上げ、仮設住宅両方を借りている方、夫婦が別々に隣同士に部屋を借り不当に使っている方がいます。管理体制に問題はないのでしょうか。あと少しの仮設住宅生活で今更どうのこうのではないのですが、公正無私にできるだけ平等であるべきだと思いますが、どう考えているかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。仮設住宅、借上げ住宅の入居実態については、町としても入居実態調査などを行い出来る限りの把握に努めているところでおりますが、当事者から入居している旨の返答があった場合、退去を求めることは容易ではありません。

なお、借上げ住宅については、年内に福島県が居住状況確認調査を全世帯対象で行う予定でございます。今後は、仮設住宅についても福島県と協力しながら、適正な利用方法及び調査方法について検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひしたいと思います。あと残りいくらかでもないですけれども、仮設住宅間で色々あると思いますが、結構部屋が余っているところもあるんです。もし希望者がいれば部屋を倉庫の代わりに使ってもらうことなんて考えていないですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） その自治会の中で適正に管理していただくのであればそういうことも検討したいと思います。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） よろしくお願ひします。

次の質問に入りますけれども、先程も言いました仮設住宅に住んで4年以上になります。当初は見ず知らずの方が大半でしたが大分顔見知りの方もでき、高齢者の間にも繋がりができています。それでも中には狭い部屋の中からあまり出ない方もおられます。仮設住

宅に訪れるボランティアの方も当初から見ると本当に少なくなりました。県でも孤独死予防にと予算もかなりついているみたいですが、見回り活動も少なくなっているような気がします。先ほど新聞に南相馬市の仮設住宅で孤独死の記事が載っていましたが、新聞に載らなくて孤独死で亡くなっている方がかなり多いのではないかと思います。

私の住んでいる仮設でも、近くに身寄りがなく、高齢者の方が一人暮らしをして、ヘルパーさんが来て部屋からトイレに行く途中で転んで亡くなっているのを発見したことがあります。玄関に非常灯があるんですけども、常にそのスイッチを持って携行していないので足腰の悪い方はトイレなどに行く途中で転んでいても、なすすべもありません。また、これからも色々移動の多い中、苦勞していると思いますけれども、サポート体制は十分なのかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。

一人暮らしの方が自宅内で誰にも看取られず亡くなることを完全に防ぐことは難しいことですが、今後も引き続き自治会に見守りを願いますとともに、関係各課及び社会福祉協議会、更には避難先の自治体の社会福祉協議会との連携を強化してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 今、復興住宅に移っている人もちらっと言っていたんですけど、結局新たなコミュニティを作れなくてまた戻ってくる方もおられるんです。だから中々難しい問題だと思いますが、どうやって孤独死を、浪江でもはっきり言って孤独死の方はいましたけれど防げないと思いますけど、いかにコミュニティを持たせるか、この間社会福祉協議会の人とも話しましたけれども、「大変だけれども一応動いている、できることはします」と言っていました。がよろしくお伺いしたいと思います。

次の質問に入ります。3月の定例会でタブレットに関して幾つか質問させていただきました。まだ道半ばだと思いますが、先週も避難先で家を建てた高齢者のお宅へ伺う機会がありました。「タブレットは嫁に預けて嫁が使っている」と言っていました。「俺の友達もみんな同じだ」と言っている方がいました。たまたま私タブレット持って歩いていたので、そして電源の入れ方、役場のホームページの見方とか簡単な操作、自分で操作してもらってゲームなどもやってもらいました。そしたら喜んで「これは良いものだ」と言っていました。ただ、確かに講習会は分かるんですけども、講習会と

というのは一通り同じペースで進みますよね。高齢者の方はどうしても時間がかかると思います。講習会1回、2回行ってもちよっと中々難しいのではないかと思います。先程も行政報告でもありました。サポートセンターに電話しても常に話し中が多くて中々通じなくて、担当課にはサポートセンターにも問い合わせ結構来ていると思うんです。タブレット配布後半年過ぎたと思いますけれども、まだまだ習熟できないとの声が多いが対策は。現在の活用率、今後の展開をどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） タブレットにつきましては、本年1月から配布を始めまして、8月末現在で約6500台町民の皆さんに配布しております。合わせて各地で講習会を実施しており、これまで50回、延べ1900人ほど参加いただいております。しかしながら、高齢者など一度聞いただけでは中々分からないという方も多いということもございまして、7月からは2巡目ということで更に講習会を始めたところでございます。これにつきましてはもっと内容を工夫しまして、その実際の生活の場面に合わせた活用方法を教えているところでございます。これ以外にも、なみえのしゃべり場などでの相談ブースを設置したり、復興支援員や生活支援相談員のご協力を得ながら、その方にも訪問した際に説明をいただくなど、利用促進のためのきめ細かいサポートを実施しているところでございます。今後もタブレットの利用者のヒアリング等を行いながら、より使いやすいような機能の改善をしていく予定としています。

7月末現在の利用率は約8割となっておりますので、これを維持しながら、町民のきずなの再生・強化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 8割って、何を基準にして8割だか知りませんが、そんなにはないのではないかと思います。段々結局機械から離れる方も多いです。当初はやはり何ら興味津々であっても継続性をもってやらないと物は使わなくなると思います。最近使わない人も多いと聞いております。

あと講習会についてなんですけど、働いている人も日中は仕事行っているから受けられないことが結構多いんです。日曜日とか夜間とか相談してそういう機会も持ってもらえればと思いますが、そういう考えはありますか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 説明会につきましてはなるべく土曜、

日曜とか祝日についても説明会が実施できるようにそういった形での配慮をしながら開催したいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） せっかくの機械ですので、めいっぱい使うと本当に面白くてはまってしまう人もいます。使い過ぎて使えなくなって困っている方もおられます。ほどほどにですけど、みんな周知してみんなで使えるようにしてもらいたいと思っております。その点よろしくをお願いします。

次は、復興公営住宅入居についてですけれども、私事ですが今回の復興公営住宅の第3期募集に応募して当選通知書が届きました。申し込んでいる方全員の思いだと思いますけれども、一日でも早く入居できるようにと願っています。

何回か現地を眺めて思ったのですけれども、町では復興計画（第一次）を町民に配布しています。その中に二本松市、いわき市、南相馬市の3カ所に、国・県・関係自治体との協議を踏まえながら町外コミュニティの整備をするとあります。そして復興公営住宅を中心に役場出張所機能や店舗・事務所等で構成されるようになっていたかと思えます。町内事業者が町外コミュニティにおいて事業再開ができる環境を整備するとも記載されてあります。現在、造成工事の中、復興公営住宅の住居のことは県、町から情報がありますがけれども、復興公営住宅の中で町外コミュニティの情報は全然出ていません。住居と町外コミュニティは同時進行ではないかと思えます。関連施設についてはどうなっているのでしょうか。避難先に家を求めた方の中でも、故郷の方と触れ合うところがあれば良いと言って集まれるところを待ち望んでいるみたいです。

復興公営住宅の第3期募集も終わり、来年度は多くの方が復興公営住宅に移ると思えますが、復興計画にある町外コミュニティ整備の進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お質しのとおり、復興計画においては復興公営住宅を中心として避難先での各種サービスを利用させていただきながら、不足するものを補いつつ町外で安心して暮らせる環境を確保するものとして南相馬市、二本松市、いわき市に町外コミュニティを整備することとしております。住環境のいち早い改善のために町外コミュニティの核となります復興公営住宅をまずは整備することが肝要と考えております。復興公営住宅の整備が全体的に遅れている中で、南相馬市については平成28年途中の入居、いわき市については2団地が入居済みで、その他の団地は平成29年度中の

入居予定、そして二本松市については根柄山と油井石倉地区が平成28年度中、その他は平成29年の入居予定となっています。町民が安心して生活できる町外コミュニティの整備のため、県に対し復興公営住宅の早期整備のための工程管理をしっかりと求めていくとともに、議員ご指摘のとおり今後浪江町民が復興公営住宅へ移動し、新たな環境で生活を始める方が多くなってまいりますので、関係市町村と協議、調整を進め、町民の避難生活環境の改善に向けての取り組みを進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） そういう姿勢も一応タブレットでも何でも良いですから示してほしいと思います。現実に関ある生活環境から新たに復興公営住宅に移る際、現実に関抽選なんですよ。今までのコミュニティがばらばらになっています。できるだけ新たなコミュニティをつくるにはコミュニティの場を同時進行につくってもらうのが基本だと思います。住宅は移ったは、これから集会所とかコミュニティの場をいつできんだと待ち望んではだめだと思います。できれば同時進行の形をお願いしたいと思います。

次の質問に移りますけれども、私ははっきり言って犬とかペットは好きではありませんでした。ただ避難して仮設住宅に入居して、飼い主の方が本当に家族同様に大事に飼っている姿を見て必要だと感じました。大部分の飼い主の方は気を遣って、できるだけ迷惑を掛けないようにしています。先程ある議員から言われましたが、新たなマンションではペットを飼ってはいけないというところは3割ぐらいしかないそうです。大部分はペット可になっているみたいです。復興住宅でペットを飼っている人、行きたくても行けない状況もあります。根柄山とか本宮ですが、ペット可のところでも普通の人も抽選で入れます。本当に困っているんです。復興住宅でペットを飼っている方にも公平を期すべきだと思いますけれども、せっかくできたコミュニティも崩れてしまうと思いますが、以前のアンケートでのペットのいる方への希望先は考慮しているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。県が整備する復興公営住宅につきましては、避難されている方々からのペットと暮らしたいという要望に対応するため、一部をペット飼育可能として整備しております。ただ、戸建て住宅であるため人気がございます。ペットを飼育している方が抽選に外れてしまったケースもございます。ペットを飼われている方にとってペットは家族同然でござ

ざいまして、避難者の心を癒してくれる大切な存在であることから、今後とも県に対しましてペット飼育可能な住宅の整備戸数を増やすことについて要請してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 私、今月4日に福島県の復興公営住宅入居センターに行ってきたんです。入居に際して先程言いましたけれども、当選しましたが家族ばらばらになってしまったと、号棟が違って。一緒にできないかと私言われたので一緒について行って、困っている方が結構いるんです。そしてペットの受け入れもそこで聞いてみました。県の言い分では、町と協議して決めていますといっているんです。南相馬市に4カ所あって1カ所もペット可はないんです、原町区。せめて1カ所ぐらいあれば良かったのかなと思うんですが、みんなペットを飼っている人は本当に困っているんです。ペット可のところでもペット飼っていない人が結構当選していますから。今後益々ペットを飼っている人の行き場がなくなる可能性もあると思います。もう少し多めにペット可の住宅を多くしてくれれば良いのかと思っていますんですが、現在どう考えていますか、その件。結構話はあると思うんですけど。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 議員お質しのように、県の建築住宅課と生活拠点課とペットの飼育可能な公営住宅の整備について今も継続して協議を続けております。県としても同様の課題があるということには認識しておりまして、引き続き検討するということにはなっております。そういう形で引き続き私どもとしてはペットの戸数の増加について求めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） できるだけ町民が何不自由なく暮らせるようにお願いします。みんな我慢して精一杯暮らしているんです。ペット飼っている人も同じ町民です。もう少し多めにあれば良いと思うんですけど。

次の質問に入ります。先ほども言いましたけれども、私は復興公営住宅に入居しようとしています。第3期募集がありましたけれども、結果は南相馬市の応募が思ったほど伸びず定員を満たしませんでした。私が思うには、あまりに建設が遅れ、待ちきれずに自分で土地を求めている方や、原子力発電所から近く収束にはほど遠く不安な事、そして常磐高速道は開通しましたがけれども、車を持っていない方、常磐線が不通なので交通の便が悪いなどが一因だと思います。

ただ、一番の要因は、現に南相馬市に避難されている方からも言

われましたけれども、今でも不足していると言われていますが、復興公営住宅へ入居するに当たり、病院などの医療施設や介護施設の不足などが益々生じることが想定されることと思います。今回の第3期募集だけでも南相馬市原町区には他市町村を含め701戸の戸数が建設されます。単純に考えても1000人から1500人くらい増えるのかなと思っています。県でも実態は把握しているとは思いますが、町としてどのような対策を考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。復興公営住宅が整備される地域の中でも特に南相馬市においては、医療、介護等のサービスを担う人材が不足している状況であると聞いております。

そのような状況において、県においては、福島県浜通り地方医療復興計画（第2次）を平成25年2月に策定するとともに、今月7日、昨日でございますが、双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会を立ち上げ、医療提供体制の再構築と地域医療を担う人材の確保に努めるとしているところでございます。また、介護についても福島県相双地域等への介護職員等の応援事業により全国からの介護職員の応援を得るなど、人材の確保に努めているところでございます。

町といたしましては、地域包括支援センター職員を1名南相馬市に駐在させるなどにより、避難先における住民のニーズに沿った対応を行っているところでございますが、今後も避難先市町村や県の担当課との連携を図りながら、避難先における必要なサービス提供体制の確保に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 来年の7月から9月ですか、一応予定。それになると町民の今度移りが結構激しくなるんですね。南相馬は今言っていましたけど、本当に医療介護は大変だと思います。町でも率先して、その検討を県に強く求めていただきたいと思います。

あと次は帰町に向けて何点かお聞きしたいと思います。現在、町内では幾世橋地区を始め除染を行っています。環境省では平成28年3月まで終わらせると言っています。以前、産業・建設常任委員会で酒田地区の除染現場を視察しました。その時も除染終わったところ、線量計で測定してみたら結構高かったのも、環境省の方に除染の基準はあるのですかと尋ねたら、基準はありません。表面を削り覆土して整地して終わりです。と言っていました。

今年も酒田地区の実証栽培の田植えに行った際も、風の加減では1.5 μ Sv/h以上ありました。先月の全員協議会で、除染後の空間線

量の高いところのフォローアップなどの再除染を求めると聞きましたけれども、その空間線量の基準値は毎時何 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ を考えているのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。環境省におけるフォローアップ除染につきましては、除染後、事後モニタリングを行い、面的除染の効果が維持されているかの調査を行います。その調査結果におきまして、新たな異常があった箇所につきましては、原因を追究し、現場に応じたフォローアップ除染を行うこととしております。

また、事後モニタリングにおきましては、1回のみでは終わりとはせず、継続的に長期的な状況の確認を行い、空間線量低減へ努めることとしております。フォローアップ除染の基準値につきましては、現在明確化されておりませんので、町といたしましては、環境省へきちんと数値基準を示すことと、長期的に年間1 mSv以下となるよう要望してまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 今日、浪江町復興計画第一次持ってきたんですけど、その中に比較的線量が高い地域における年間5 mSv以下の実現と年間1 mSv以下の実現に向けた更なる取り組みの実施とあります。ただ、現実に環境省は今20mSv以下と謳ってます。この間言っていましたけど、大熊町の今帰還困難区域で先月29日から本格的な除染が始まっています。環境省によると除染によって3～8 μSv の空間線量を1 μSv 程度まで減らせると言っているんです。何で浪江町は1 μSv 以上あるんですか、逆に。浪江町の除染は本格的除染に入っているんですか。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 今のところ年間1 mSv以下になるよということで説明を受けてございます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） これ以上答えないんです。あとホットスポットの基準はおわかりだと思いますけれども、周辺よりも放射線が高いところであり、通常値の10倍、毎時1 μSv 以上を指していると聞いています。よく覚えててください。

次の質問に移りますけれども、これまた放射線についてです。先程言いましたけれども7月の全員協議会の席で、国から原子力災害現地対策本部、環境省、復興庁などから来て話がありました。原子力災害からの福島復興の加速に向けて改定の説明ですけれども、そ

の際、原子力災害現地対策本部の方が、年間空間線量が20mSv以下なら帰還させるみたいなことを言っていました。町長は、以前からできるだけ年間空間線量を1mSvに近いところまで下げてもらおうと言っていたような気がします。ただ言っておきますけど、国が言う空間線量の基準ですけども、ICRP（国際放射線防護委員会）の計算式はあくまでも原子力発電所で作業をするための作業者が余計な被ばくをしないように定めた基準なんです。一人一人の実効線量を求める目安は一日のうち屋外で8時間、屋内（遮へい効果のある木造家屋）、これは0.4倍に16時間滞在するという生活パターンで（1時間当たり $0.19\mu\text{Sv} \times 8\text{時間} + 0.19\mu\text{Sv} \times 0.4 \times 16\text{時間}$ ） $\times 365$ 日でプラス日本の平均自然放射線の $0.04\mu\text{Sv}$ を合わせた数字が1mSvになります。そして汚染された土地にいる以上、必然的に内部被ばくをしますが、ICRPの基準は内部被ばくを考慮していません。チェルノブイリ法では、住民保護のため外部被ばくを3分の2の被ばく設定、追加しています。これに準じれば内部被ばくの 0.67mSv が加算されて年間 1.67mSv になります。平常時の日本の法的基準年間1mSvを達成するには空間線量は $0.114\mu\text{Sv}$ になります。

以上のように、緊急時に避難しているのならわかりますけれども、避難解除になってそこに住むことになれば、家の中を閉めっぱなしで生活はできません。掃除をすれば窓を開けると思います。屋外に出れば衣服等に付着して、自然に部屋の中も屋外とさほど変わらなくなると思います。

次に、放射線管理区域ですが、放射線障害防止法の管理区域の設定定義（外部線量）では、1外部放射線に係る線量については、実効線量が3カ月当たり 1.3mSv 。2番として、空気中の放射性の濃度については、3カ月について平均濃度が空気中の10分の1。3として、放射性物質によって汚染されるものの表面の放射性物質の密度については、表面汚染密度（ α 線を放出するものは cm^2 当たり4Bq、 α 線を放出していないものは cm^2 当たり40Bqの10分の1）の場所が医療法による管理区域となっています。

あと4番として、外部放射線による外部被ばくと空気中の放射性物質の吸入による内部被ばくが複合するおそれのある場合は、線量と放射線濃度のそれぞれの基準値に対する比の和が1となっています。

以上を踏まえて現在国の考えている避難指示解除に向けての空間線量で生活することにより、放射線管理区域の基準との矛盾はないのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 質問にお答えします。国が示しております帰還の判断につきましては、既存の被ばく状況を基準としており、議員お質しの放射線管理区域の基準としている計画被ばく状況とは異なる状況となっております。

このような状況ではございますが、町としましては、町民の皆様が安心して生活できるよう、できる限りの空間線量低減を目指すように国に継続的に要望していくほか、帰還に際しましては丁寧な説明を行い、理解の浸透に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 何か平行線をたどるようになりますけれども、放射線区域というのは年間5.2mSvなんですね。そこでは一般の人は入ってはいけません。仕切らなくてはならないし、水も飲んでもだめです。物を食べても眠ってもつばを飲んでもだめ、許されないとところなんです。ましてや労働基準法の白血病の災害認定も年間5mSvで下りてます。我々もそこで生活させるのかと、あと労働基準法では18歳未満の立ち入りもだめなところなんですよ。例え皆さんが高齢でそこに立ち入っても、孫とか子供が入ってはいけないところなんです、現在の状況では。0.6 μ Sv。これはあくまでも我々はそこで生活することは24時間で計算しないとだめだと思うんですよ。ICRPの労働者の基準で20mSvで計算すると、24時間計算すると33mSvとなります。そんな高いところでもし病気になっても何にも認めてくれないと思うんですよ。本当にその中で生活できるのでしょうか。あまりふるさと再生課長をいじめてもなんですけれども、やはり安全で安心なところで暮らさないと、あとで精神的にまいる場合があります。

やはり町民のために安全、安心を考えてほしいと思います。避難指示解除になり生活して、いろんながんや白血病、病気に罹っても、国は原発事故との因果関係を認めようとは思わないと思います。その中で、半強制的に避難解除を押し進めようとするならば、生涯保障、医療費の免除とか、税金をもうただにするとか、特区化してもらいたいと思います。その方向はどう思いますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、放射線量のいろんな高いか低いかという論議になっていきますけれども、やはり危険管理区域、放射線管理区域これはお医者さんの中でも5mSvというところなんです。私も放射線の基準値の話をして、一番最初に政府が1mSv以下と言いましたから、それがいつの間にか上がっていったんです。それが20mSv、これはICRPが出した基準で、20mSv以下については生活環境が

できるということで政府がそういうことで帰還をさせるということにしたんでしょけれども、やはり私どもとしては、最初にお話をしていた1 mSvまで極力抑えていただくということで除染もやっていただく形でやっております。

従って、この線量については、人体に及ぼす影響が、これぞといった確たるものがあるのかどうか。それは私は素人で分かりませんが、ただ一つ言えることは、皆さん方に放射線の管理手帳を発行いたしました。全ての方に持っていただきましたから、お医者さんに罹った場合にそういう検診してもらった時にお医者さんに書いていただくような項目もありますので、そういうものを一つ駆使して徹底的に自分の健康は自分で守るんだということ意識していただきながら、そういう管理手帳を十二分に活用して安全安心を担保していただきたいと思えます。松田議員おっしゃるように、線量については非常に難しい面があります。ただ、言えることはやはり低いほうが良い。1 mSv以下であることが一番望ましいということは申し上げておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 先程、ICRPの件言いましたけど、あれは非常時の場合なんです。非常時の場合は20から100ですか。そして当たり前の生活は0から20mSv、なおかつ0に近いところってICRPでは言っているんです。ICRPでさえ。これを国が何か勘違いしているんですけど、公式記録に載っていると思えます。町としても悪いけれども5 mSv以上で放射線管理区域と現在我々の状況違う。同じ放射線ではないですか。そして8時間の計算しかしないところでそこで生活できるか。結構酒田地区とか高いところはみんな嫌がっているんですよ。大熊町で3～8 μSvのところ1 μSvに下がるって、大っぴらに広報で言っているんですよ。それを何で浪江町は下がらないのかと。当然同じ除染してもらおうべきではないですか。こんなことを言ってはあれですけど。どう考えています。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） これは他の町村と比較するわけではなくて、我々の町は町として徹底的に除染をしてもらうということだと思えます。特に帰還困難区域の除染については未計画だと言っていますけれども、これは最初からの約束で山林もやるという約束になっていますので、これは徹底的にやっていただくということで強く要望、要請してまいりたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 本当によろしく願います。他町村で困難区

域で1 μSvに下げますと言っているのに、何で浪江町は下がらないってみんな思っていますよ悪いけど。大っぴらに出ていますから。よその町で1 μSvまで下げますって言っているのに、浪江町は除染終わったけど、表土剥いて覆土して終わりだって環境省のお役人が言っているんですよ。同じ状況で何で我々が違うんだって私はそう思っています。皆さんもそう思っていると思いますけれど。

次の質問に入ります。古里を追われてから4年と半年、その中で何気なく暮らしていた古里を追われ、心ならず亡くなれた方が増えています。今、帰還困難区域の方で家族が亡くなってもお墓に納骨出来なくて困っている方がおられます。納骨をするためお墓を直そうとしても、業者の方に道路の放射線量が高いということで断られるそうです。

私たちを古里から追い出した責任は国にもあるはずなのですが、国は自分の家に立入りするにも、被ばくするのは自己責任と言っています。先月から大熊町で、先程言っていましたけど、困難区域でさえ本格除染が始まっているんです。せめて立入りするにも被ばくを少しでも下げるために、道路だけでも困難区域の除染をすべきだと思いますけど、町の考えはどう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） ご質問にお答えいたします。

帰還困難区域の除染については、共同墓地、国道114号、県道においては先行除染を実施しておりますが、帰還困難区域の本格除染計画についてはまだ策定されていない状況にあります。早急に示すように環境省へ申し入れしているところであります。当面は防火帯整備事業、東京電力による除草で対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） せめて道路だけでもよろしくお願ひしたいと思ひます。いらぬ立入りして自分が悪くて被ばくするのなら分かるんです。国の責任できちんと道路ぐらひは除染をしてくれるのが当たり前だと思ひます。町からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、最後の質問に入りますけれども、国は平成29年3月までに居住制限、避難指示準備区域を解除する意向だと言っています。そして今除染を行ってありますけれども大分遅れていると思ひます。町でも復旧に向け動いてありますけど、まだ目に見えてすぐに古里で暮らせるかというところが本当に疑問を感じます。現在、道の駅構想や復興祈念公園など当初想定されなかつた新たな需要が増えてきています。町民にもホームページなどで配信はされていますけれども、町

民の方からも良く言われるのは、この復興計画第一次、町づくり計画など町民に製本され配布されていますけれども、現状に合っているのかどうか常に発信すべきではと思いますけれども、どう考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。復興計画、復興まちづくり計画に基づきまして、それぞれの計画に基づいて現在各施策に取り組んでいるところでございます。議員ご指摘のとおり、その進捗状況につきましては、広報なみえ、ホームページ、タブレットなどでお知らせはしているところでございますが、まだまだ情報発信が不十分なところもあると認識しております。引き続き情報発信の手法も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 6番、松田君。

○6番（松田孝司君） 町民に分かり易く説明してほしいと思います。これははっきり言って第一次と謳っているんです。第二次、第三次みんなあるのかなと言っております。第一次が終わって、まちづくり計画とか、もうちゃらんぽらんとか流れに沿って動いていないような感じがするんです。私、建設会社の現場監督していましたけれども、ここにも見た人もいますけれども施工計画書をつくるには色々十何項目かあります。工事概要から始まって実施工程、現場組織表、使用機械、施工方法とか、なおかつ実行予算管理もあります。金も嵩んでいます。あくまでも計画を立てたら随時進行状況で進んでくれないと、町民の方はみんな聞くと持っていない。もう何処にいったか分からない。常に変わったら変わったでページにはめ込んでここは違う、こう違いましたとか示してくれないと、町民の方は、まだ何をやっているんだって現実に思っているんです。常に町民の目線に立って、町民に分かり易くやってほしいと思います。

簡単ですが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を続けます。

1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1番、渡邊泰彦君。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番（渡邊泰彦君） 1番の渡邊です。議長よりご質問の許可を得ま

したので一問一答方式で通告に従ってご質問させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今回は、ちょっと質問事項のほうが多角的になってしまったのですが、平成29年3月以降、要するに春ですね、避難指示解除見込みということで新聞等々で発表になっております。それに関して関連質問として三点、一つ目は浪江町と浪江町民のつながりについて。二つ目は、町内のコンパクトシティと町外のコミュニティについて。三つ目は、商工業者の事業再開についてということで、三つの分野について質問させていただきます。質問は自分なりに丁寧にお示したところでありまして、お答えも丁寧をお願いしたいと思います。

まず、一番目の浪江町と浪江町民とのつながりについて。①なんです。1と2で県外と県内に二つに分けてご質問しております。まず最初に福島県外に避難している町民、大体6000人、全体の約3割の町民が県外に避難しております。その方と今浪江町がどういうつながりになっているかということがあれなのですが、復興支援員を配置していただいて、その復興支援員の個別訪問等でフォローしていると。もう一つはタブレット、先程からいろんな形で話題に上がっていますタブレット端末を利用した計画、それとこれは震災後から既にやっていることなのですが、浪江町の広報誌等を郵送でお届けしているということで、三本柱で今やっております。ただ、県外に避難している方の傾向なのですが、特に今子育て世代、要するに小、中学生、高校生がいるというご家庭がかなり多いわけです。その方々が平成29年3月に例えば仮に避難解除になったと言っても当分の間帰還できない、帰町できないという条件になるはずなんです。その時に今の三つの方法だけではなくて、相当期間、長いスパンで浪江町と県外に避難している方のつながり、絆というのですか、そういったものを保っていかなければいけないなと私は思っております。そんなことで県外に避難している方に対する浪江町の今後のフォロー、絆をつなぐためのフォローなんか新しいものがあれば教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。

福島県外で避難生活を送っている支援対象者は、7月末現在6434人となっております。議員ご指摘のとおり、将来避難指示解除があったとしても、すぐに帰還できないという方が県外で避難生活を送っていると考えます。

こうした皆さんとのつながりを維持していくためには、一刻も早くふるさとを再生し、皆さんが安心して帰還できる環境を整え、そ

の姿を様々な方法でお伝えしていくことが重要と考えてございます。そのため、ご指摘のあった浪江町復興支援員による訪問や交流会の実施、タブレットでの双方向の情報発信、広報誌による情報の提供などを展開しているところです。

今後も引き続き、こうした直接的または間接的な情報提供を工夫・改善しながら取り組むとともに、話題性のあるまちづくりに取り組み、魅力的な町を造っていくことで、浪江町のメディアへの登場機会を増やし、相当の期間、県外での生活を余儀なくされる方のつながりを維持してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今課長の答弁の中でマスコミを利用したというのがあって、非常に一番分かり易い答えだと思っています。

それともう一個、復興支援員の件なのですが、東北を考えると宮城県に2人、山形県に2人ということで今動いていただいて、その復興支援の方々とは何回か話したことがあるのですが、担当テリトリーがあまりにも大きいのですよ。例えば仙台だと北海道、青森まさに遠いところと言ってはおかしいですけども、あまりにもテリトリーが広くて回りきれないんです。昨日、一昨日の新聞だと思いましたが、復興支援員が町民の方のところに行って声を掛けると、ものすごくやはり喜ぶんです。福島県なんかは月に一回とかそういう形で回っているらしいんですけど、県外に行きますと1年に一回とかそういうことになっているんですよ。避難生活が4年以上過ぎてくると、中々県外でいる寂しさというのは当然出てきていると思うので、その辺復興支援を増やすとか基地をもっと増やすとかにして、少なくともやはり1年に二、三回は元気をつけに行くだとか、どういったことで悩んでいるのか、そういったことを聞くような体制をつくっていただきたいと思いますが、その辺の余地あるかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） この復興支援員の状況と申しますか増員ですね。この件については、ざっくりばらんに申し上げて相当予算が掛かっています。そういうことで私昨日、一昨日ですか。宮城のしゃべり場に行ってきました。そういう中で復興支援の方山形とか他県からも応援をもらいながらサポートしていただいたのですが、ちょっと限界があるなという感じがしています。そういう意味からして、もっと良い方法がないのか、知恵を絞ってやっていきたいと。東北コンソーシアムですか、そちらとの連携をされていて今ノウハウでそれをやっているんです。やはり3年が経過してきてましてマンネリ化し

たところも若干見受けられます。そういうことで全て検討し直して県外に避難している方々のフォローをどうしていくのか。それを若干抜本的というのであれば、ちょっと見直しを図っていききたいということです。私感心なのは、関西地方の復興支援員の方、1年かけて西日本と金沢、福井そちらのほうを回りました、とにかく全部回ったということで、全町民の方とお話をしてきたということをお伺いしました。それを今議員がお話するように、非常に町民の方と出会えて嬉しかったという人と、それから中々お話ができる機会がなくて、そういう方々と浪江の当時の思いの話をすると今度はいつ来るんだという話をされて、支援員の方も激励されたという話も聞いております。そういうことで福島県も私どもの町のノウハウを借りて今年から支援員をつくりました。ですからその辺もタイアップしながらできないかどうか。その辺検討する余地があると思いますので、是非議員のほうからも良いご提案ありましたらお示しいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。29年3月の避難解除見込みではありますけど、やはり県外に避難している方は多分相当なスパンになってくると私想定しているんです。今町長言ったようにいろんな角度から見直ししながら、どういったフォローしていくかというのはみんなで考える時期に来ているのかなと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、今度は福島県内に避難している。これ引き算でいくと1万4000人近くになるのですが、これも今支援事業、各自治体を中心として支援事業でイベント等で現在フォローしているところなんですけど、避難の形態、形も今までとちょっと変わってきたというか多種多様になってきたと。一つは今まで通りの仮設住宅があると。あとは借上げ住宅、それプラス今回何人か浪江の方がお世話になっているのですが復興公営住宅、更には待ちきれずに自己所有して自分の所有した住宅で避難生活を送ると、これありとあらゆる形に実はなっているんです。その中で、例えば先程からくどいように言っていますが、29年3月に避難指示解除になっても帰町しないで県内の避難地に留まって様子を見るというか、どのぐらいの人が帰るんだらうか、自分もそろそろ帰るんだらうかと様子を見るはずなんです。檜葉も9月5日に避難解除になったんですが、大体1割ぐらいだらうという予測を立てているんですが、やはり浪江町も多分その条件からすればそんなに大きく変わらないのかなと自分で思っています。

そういった方々が県外と同じように、少し長く避難先にいるようになります。そういった方々が県内にいながらも古里とのつながりが薄くなってきている。特に自己所有住宅を持っている方は、できるだけそこに馴染むような形、浪江との関わりというよりもそっちに馴染むような形というような方は一番良いんですが、そうでもなさそうなんです。やはり浪江とは関わっていきたいという形になっています。そんな方で近くに避難している。要するに手の届くところに今避難している町民のために、今後どんなイベント等色々あるかと思うのですが、どんなようなことを考えているのか施策があれば教えてください。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。

県内に避難する町民におかれましては、県外に避難する町民より比較的町内の一時帰宅が可能かと考えられますので、町のスポーツセンターやいこいの村、並びに今後計画しております、交流・情報発信拠点施設を一時帰宅の際に休息施設として利用していただきながら、町とのつながり、町民同士のつながりを保てるよう、引き続き絆維持の支援をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） まさにそのとおりだと思います。浪江町内が役場を中心にいろんな復興になってきています。例えば私事で申し訳ないのですが、例えば議会を浪江町内で開くとか、それを浪江の方に傍聴していただくとか、そういった形の企画とか。あとこの間浪江のコンビニ等でイベント等をやったとか。そういったことで今課長が言ったとおり、浪江町内で町民が来て何か楽しめるよう企画、例えば復興祭を浪江で開催するだとか、成人式を浪江で開催するだとかと、いろんな方法があるかと思えます。やはり私もその辺を町でしっかりやっていただいて、それで何かあれば浪江に帰るんだと。避難はしていても何かのイベントがあれば浪江に帰るとか、そういった企画をどんどんやっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

次に、これもかなり抽象的で申し訳ないんですが、町内のコンパクトシティというか、スマートコンパクトシティという言葉で使われているのですが、それと町外コミュニティについての質問をさせていただきます。平成29年3月に避難指示解除になった場合に帰町する町民のために、衣食住に対する対策というか、簡単に言えば衣食住なのですが、住むところ、食べる物、医療そういったものがどのぐらい整うかというのがやはり町長が判断する一つの基準になる

んだらうと私は思っております。

一つは、今申しましたように住に関しては災害公営住宅浪江、雇用促進の改善ということで確保すると。食に関しては今一つ何かを買おうと思ってもコンビニ1軒だけなんです。その辺浪江町としては、そういったものが何か考えているのがあるのか。町民が帰った場合にコンビニだけではなくて、そういったスーパー等々を例えば造って、造るのは町ですけれども、要するに公設民営化みたいな形のものを考えているのか。それとあとは病院等々ですね。やはりどうしても浪江町の役場の中に診療所等があることはあるのですが、やはり例えば第二体育館壊してそこに病院を造るとかという計画がちょっと具体化したものがあればその2点についてお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。衣食に関しては、議員お質しのような公設民営による仮設店舗が整備できないか検討しているところがございます。また、現在浪江町商工会において町内での再開意向についてのアンケート調査を実施しております。更に、8月24日には福島相双復興官民連携チームが140人体制で発足し、商工業など8000事業者への戸別訪問や営農再開、事業再開のために必要な相談に取り組むこととしています。町としても、商工会、官民連携チームと連携し、アンケート調査等の結果も踏まえ、事業者のニーズに合った支援を進めてまいります。

また、帰町した町民の安心を確保するために、やはり仮設診療所の整備も重要かと考えておりますので、その整備についても検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今、診療所というか、先程蜂に刺されて緊急とか色々あるんで、町民が戻ることと、病院を利用するということはどうしても同じ比率でいってしまうと思うので、その辺はきちっと体制を整えて町民を迎えるという形をとっておいてほしいと思います。

二つ目は、先程松田議員からいろんな計画、復興計画の中でその中に入っていますけれども、浪江本庁舎を中心として概ね今の形で言いますと、常磐線から東側、国道6号線から西側、川を挟めば泉田川から南側、高瀬川から北側、この辺が一つの大きな括りになるんだらうと私は思っております。自民党の石破大臣になってから地方再生の件で、改正都市再生特別措置法というのができまして、その中ではスマートコンパクトシティという名前を使っているの

ですが、非常に私も読んでいますけど、今回浪江のコンパクトシティにももの凄く合致するところがある計画なんです。その辺町で良く研究していただいて、過疎化になっているそういった市町村が、小さくまとめてコンパクトにいろいろなものをつくって、そこに地域住民を集めてスマートなコンパクト浪江の場合はタウンなんでしょうけれども、コンパクトタウンができるような計画です。そんなことでコンパクトタウンなのですが、そんな形の計画を今持っているかどうか教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 町づくりに対しては、6号線と役場を中心とした帰還に向けた復興拠点を整備することとしており、当面の帰還人口を5000人と想定しております。ご指摘のように行政経営的な観点からもコンパクトな町を形成していく視点が必要であると考えております。今後は中長期を見据え浪江駅までの中心市街地の再生も視野に入れ、町民の皆様の声も踏まえながら整備のための手法も含め検討してまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） いろんな復興計画が目に見える形になってきて、新聞なんかを見ると常磐線に関してもいろんな計画が出てきております。バスで色々移動するだとか、いつまでに浪江駅を造るだとかってというのが具体的にってきているんで、やはり国の方針を見ながらそこから攻め込んでいって、お陰様で高速道路も開通しましたし、なおかつ双葉インター、大熊インターも29年には完成するという計画も入ってきているんで、そういったものを見ながら何処に浪江の中心を持っていって、何処から復興するかというのは今が正念場だと思います。

ましてや114号線も第一工区が終わったと、第二工区が拡幅になったんだと。そこに今計画されている道の駅が出来ているということがどんどん折り重なってきているんです。それに輪をかけるというのはおかしいんですがそれに乗っかりながら、浪江町役場を中心とした復興計画をきっちり立てて計画通り29年2月を目標に頑張ってください。

それと、例えば先程避難している方々について話したんですが、29年の避難指示解除になった場合でも町外に残ることになった町民のためということで、復興計画を見ると、「生活に必要なサービスを整え、町外で安心して暮らせる環境を確保する」と書いているんです。現在、町民サロンの設置、そして今後油井の石倉地区に浪江の医療センターの建設予定等々、やはり町民が安心して暮らせる浪

江との関わりを持つようなものができています。その他に町外で避難している方に、何かこういうものがあるんだよというメニューをもし持っていれば教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。まずは復興公営住宅を早期に整備が必要というのが一番の部分でございます。その上で町民の避難生活を支えるためにこれまで各出張所、町民サロン、図書館等々町民のニーズに合わせて整備を進めてきたところでございます。

今後、整備を予定しているものとしては、お質しのあった医療センターのほか、根柄山団地と油井石倉地区の敷地内には高齢者サポートセンターを整備することとしております。それ以外でも、避難先自治体と避難先での生活環境改善についての個別協議を行っております。避難先自治体からの要望も受け、復興公営住宅の道路改良又は避難先住民との交流を目的とした交流施設の整備が行われているところでございます。

今後、避難先自治体及び住民の意向を踏まえた上で、避難先における町民の生活向上についての協議を実施していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。まさに新しいメニューをどんどん提供してお知らせをするということも大切だと思うんです。ですから先々のことを考えて町民の方は毎日避難生活を送っているわけなので、新たなものができればどんどん広報等を流して町の考えを町民に教えるといったらおかしいんですけど、示すことを重要視していただきたいと思っております。

次に、南相馬市、いわき市、二本松市の3市に復興公営住宅が今応募したり、入ったりこれからできたりということがありますが、医療、介護、学校、行政等について、既存の施設で支障がある場合には整備を行うというように復興計画に書いてあります。受け入れ自治体の都市計画や復興計画を尊重して整備を進めるとも書かれています。その町外コミュニティの整備の観点から、これまでいろんな事業を進めてきましたが、町民サロンの設置ということは今やってきております。その中で一番先にできたのはいわき、そのあと福島まで来て、郡山ができました。今その他に残っているとどこかかって言われると、一番避難の人数が多い順でいけば南相馬市と二本松市なんです。今言ったように、いわき市、福島市、南相馬市、二本松市、郡山市というのは固まって町民が避難している状況なんで

す。その中で南相馬市と二本松市に町民サロンは必要だと思うんです。何故そういうことを申し上げますかという、先程言ったように避難の形態がどんどん変わってきているんです。今までは仮設住宅だけとか何とかだけだったんですけど、今本当にさっき言ったように復興住宅も行く、家を建てた方もいる仮設住宅に残る方もいる、借上げ住宅のままもいる。なおかつ、二本松市の自治会を見ると、二本松市の借上げ住宅っていう名前であっても、例えば川俣町の方も自治会に入れているし、自分で家を建てている方も自治会に入れて一緒になって活動をしているんです。そんな形で今は自治会単位でやっていますけれども、市単位で浪江町をフォローしていく。要するに二本松なら二本松の核がある、郡山なら郡山の核があるという形でないと、やはり今後来年も終わるとか、再来年終わることではないので、今からきちっと固めていかないと、いざそういう状況になった時に、つくろうかと思っても中々つくれないので、そんなことよりサロンに関して南相馬市と二本松市にそういったものを計画する考えがあるのかどうかお聞きします。なければまた別な話します。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。現在、南相馬市または二本松市につきましては、議員ご指摘のような町民サロンというのはございません。現在のところは、復興公営住宅の集会所ができますので、集会所を利用したサービスの提供等ができないかその辺について検討しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 考え方に相違があるなと思うんですけど、再質問ではないですけど。要は、避難形態だけの自治会では今は良いですけども、もたなくなってくる。機能しなくなってくるはずなんです。例えば仮設住宅の自治会どんどん人がいなくなる。仮設住宅自体の自治会も解散するところも出てきたわけなんですよ。そうですよね、課長。やはりそういったことが、結局町民の要するに避難先での寂しさとか、いろんなものが出てくるわけなんですよ。それで今福島のリビングなんか良い例なのですが、習いものみなのを福島のリビングでやって、それに借上げ住宅の人も行く、仮設住宅の人も行くという形でいろんなところから来て、そこで一つの浪江町の会話が弾みますよ。やはり家を建ててしまったら浪江町民として扱わないとか、そういうことではないはずなんです。ですから総合的なものを核として残しておいて、そこから町の連絡だとか、いろんなイベントだとかそういったものを受け入れるものの核が必要にな

ってくると思うので、その辺を計画していただけないかということなんです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 住宅の形態が今議員お質しのとおり様々に変わってくると思います。そういう状況の中で、例えば先日ダンベル体操の交流会がありました。そこに行った時にいろんな方が集まってダンベル体操に参加しております。従って、例えば今言った福島市の交流館、あるいはいわきの交流館そういうところで習いものであるとか、いろんな多種多様な趣味的な文化サークルというものが出てくると思います。そういうものをきっちりそこでまとめ上げていくような組織、サロンという小さいんですけども、そういうものをやれるようにして、どうしても絆をつないでいく。そういう形態が必要かと考えています。例えば県外でも、つくばのほうに行っている方々一生懸命やって、他の町村もちょっと入るんですけども、浪江町中心なんですけども、そういう交流とかいろんな意味で二月か三月に一遍ぐらいずつやっている団体もありますので、それが一つの核になっていると思います。それを有機的に結び付けていくことが必要かなということで、今議員ご提案のとおり、そういう方向性にこれからは検討して行かなくてはならないと思っています。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 町長、明確な答えありがとうございました。私も二本松に今避難しているのですが、やはり町民の声というのは日々に聞いておりますので、どうかそういったものをまとめ上げていただけるのが多分町長だと思いますので、よろしくお願いします。

5番目に、町外コミュニティについてお尋ねします。新聞とかそういうもののインターネットも含めてなんですが、今、まちづくりNPO法人新町なみえ、一般財団法人なみえ復興づくり協会福島、浪江町商工会の三つの団体を中心となって福島市に町外コミュニティをつくりたいんだということで動いていることは皆さんご存じだと思いますが、町外コミュニティをつくるにあたって、やはり福島市、受け入れ自治体の福島市、それを所管している復興庁、そういう方々、もちろん浪江町もそうなんですが、そういう方々の交渉とか協力とかいろんな問題点があるかと思うんです。その計画自体が良いのか、悪いのかというのは私はまだ判断していませんが、今現状浪江町、復興庁、福島市の中で事務レベルといたらおかしいですが、その調整はどのような状況になっているか、もし分かれば教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。福島市南沢又地区において民間の団体が計画している開発計画についてでございますが、福島復興局並びに福島市と事務レベルでの協議を行っているところでございます。その中身についてでございますが、まず福島市がそもそも復興特別区域法第46条で示されている第3号地域に該当するかどうかの整理が必要であると。当該整理について誰が行うのか、また、将来、復興整備協議会を開催する前提として、具体的な計画に基づき、事前に都市計画、農振除外、農地転用等に関する福島市及び国県等関係機関との協議が必要となること。更に、現在県内に進めている復興公営住宅の整備戸数と整合性をとる必要があることなどが課題として共通認識とされております。

福島市としては、それらの前提の課題がクリアされたうえで、協力が可能なものはしていきたいという見解でございます。加えて当該事業により行政側の費用負担が発生した場合、誰がその費用を負担することになるのかについても協議が必要との認識でございました。浪江町が復興計画で示した町外コミュニティは、受け入れ自治体の都市計画に沿った形で整備するという考え方を基本方針としております。町外コミュニティ整備においては、特に復興特区制度を利用するためには、受け入れ自治体との通常の都市計画や農地法等の手続きの中で事業計画が認められるかどうか等、クリアすべき課題が多く、結論として事業完成まで見通すことはかなり難しいものがあると考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 改めて町長にお聞きします。今課長から報告を受けて、そういった状況であるということだと思います。多分町長にも報告がいつているんだろうと思いますが、それを踏まえて町長、計画について何かお話できることがあればお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今、復興推進課長が答弁したとおりでありまして、私のほうには事務レベルでの話がきていまして、これは民間の開発業者でありますので、受け入れ自治体の福島市でどう判断していくのか。私どもは協力していただけるということであればそれはそれで結構なのですけれども、ただ、今事務レベルの中で話したようなことが中々クリアできない状況ですので、この開発については非常に困難だと思っています。私の知り得る範囲はそこまでだということだと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 分かりました。次の質問に移ります。

最後に、商工業者の事業再開についてということで、私は一般質問をするときにいつもこの問題を上げております。というのは私も商工会の会員でありますし、商工業の一人なものですから、どうしてもここに集中してしまうのは大変申し訳ないと思うのですが、まず一番目に、原子力災害からの福島復興の加速に向けてということで、国が避難している町の商工業者の事業、生業の再建のために、平成27年度、28年度の2年間において集中的に自立支援策を展開し、事業者の自立を可能とすると。それで原子力災害によって生じている損害の解消を図ると言っております。12市町村で約8000社の個別訪問を通じてそういったどういったものがニーズとしてあるのかということ調査しながら支援策を実施すると言っています。

今、事業がどういう状況になっているかということ、実はやはり個人情報保護法でもないんですが、そういったことがあるものですか、浪江町だったら浪江町の商工会、楡葉町だったら楡葉町の商工会、広野だったら広野という形で商工会にまず文面を送って、商工会から各事業者にこういうことがあるんですけどどうでしょうかという通知を出しているんです。その通知を見てそこに行きましょうということで、国が行くということのようです。私も電話して聞いたのですが、そうだと。やはり行き当たりばったり行くわけにはいかないので、そういった事前準備を踏まえながらやっているんだということなんです。そうなってくると、例えばその事業再開をまったく考えていない方は来なくて良いよということになってしまうんですよ、その時点で。少しでも考えている方にだけ訪問するような形になってしまいます。そうなってくると、事業再開を目指した方で本当に自分で頑張るとい方はほとんど復活しているんです。事業を再開しているんです。あともう一押しの人だけなんです、この計画が国のそういった施策が通用するのは。これで、原発の29年2月に関して解除するための口実とってはおかしいですけど、こんなことやりましたよみたいな形でやっているのがこの計画だと思いますが、その辺、町はこれを計画どんなふうに思っているか聞きたいんですけれど。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

事業再開の課題につきましては、各事業者の業種や避難形態、避難先自治体を取り巻く環境等によりそれぞれ異なり、事業者の方々からは現在の補助制度は使い勝手が悪い、メニューが少ないといったお声もいただいております。そのような意見から補助メニューの

拡充を求めて関係機関へ働きかけを行ってまいりましたが、具体策が提示されにくい状況にありました。

今回の施策は今までに実施されたことがなく、個別に訪問することにより、事業者の生の声を国の政策に反映できる機会であると認識しております。この施策が有効なものとなるよう現状や課題を共有し、連携を図りたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 課長のとってつけたような答えなんですけど、有効になるように協力するというんですけど、有効ではないのではないかとこの質問なんですよ、今聞いているのは。ですから、別なものを考えないとだめなんじゃないですかということは今、暗に言っているんですね、課長。それで今言ったように、事業再開を目指している方はしているんですよ、事業再開を。全然やらないという方もいるんですよ、もうやらないと。さっき言ったように、もう一押しだと。もう一押し何かがあれば事業再開をするんだと。その辺はきっちり商工会任せではなくて、町でアンケートをとるなり、商工会に相談するなりして、そこに国の支援員を連れてって支援策をやらないと効果が出ないんですということをお話しているんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。

事業再開を目指す業者の方、もう一押しという形でそのような業者の方を町はどのようにするんだということですが、国の施策は有効ではないのではないかとありますが、まずは国が今回官民の共同チームを立ち上げました。それを踏まえまして議員が質問でおっしゃったように、商工会が各事業者はこの事業訪問をしても良いですかというアンケートをとっております。ですから、一応、個人情報とかあるとは思いますが、まず事業者そのものがアンケートに回答していただいて来てもらって、やはり事業が再開できない実態とか、いろんな問題を抱えているというのをそこでまず国チームにそれを投げかけていただく。当然町はその時、全然関わりがないとか、そういうことはございませんので、町も全くそれと同様に支援してまいりますので、まずはアンケートに答えていただいて、無理だとか、それでも良いと思います、無理だとなれば官民合同チームが行きますので、そこで前に一歩進めるような形で、この施策を国と並行して進めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 分かりました。大変明確でありありがとうございます。

す。やはり今言ったように、ここは商工会がアンケート出しているんだと。それを任せっきりでなくて、そのアンケートが出たら町が一緒になって業者の悩みとか聞けるような業者があれば、そこに直接国、県の担当者を行かして、そこで例えばお金が無くてできないんだとか、土地が無くてできないんだとか、浪江に帰れないからできないんだとか具体的なものが本当出てくるはずなんです。それに対してきっちりフォローしていかないと、29年2月という見込みがあるわけですから、今度は。今ままでは暗黙のあれだったんですけど、その辺を踏まえてきっちり対策をとってください。お願いします。

一番最後になりますが、平成29年3月の避難解除する方針として町長もご存知かと、国が三つの要件を約束しているんです。一つは、年間積算量が先程から他の議員から20mSvとか1 mSvとか話してはいますけれど、国が文書で出しているのが年間積算量が20mSv以下になること。二つ目がインフラと生活関連サービスが概ね復旧すること。三つ目が県、市町村、住民との十分な協議をすることと謳っているんです。文書で謳っている。私も調べてみたんですけど、これにいろんなことがまだ長く続くけれども、大体短く文書をまとめるとこんな感じなんです。三要件を示しているのですが、町長もご存じのとおり平成24年3月に広野町、26年10月に川内村、27年9月要するに今月ですね、檜葉町が解除されました。いろんなホームページを見て調べると葛尾村が28年4月を目指すと、富岡町が29年4月を目指すとということを謳っています。浪江町は29年3月以降見込みだということ国から示されています。今まで解除されたところをみると三要件がきっちりそろっていないんです。どうしてもどこかが欠けるとか、それでも国が強引にでもないのですが、特に檜葉町なんか一番近い例で良いんですけど、住民との話し合いはしたとしてもほんのちょっと先に延びただけで、ここでじゃあ町民がきっちり理解して解除したかどうかというのは、していないんですよ。ですからこの辺の三要件をきっちり守らせて、それで避難解除に持っていくということが多分国も約束しているんで、それは町として約束させなければいけないと思います。まずその件に関して町の考えを詳しく聞かせてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 避難指示解除に向けては、先般6月12日に福島復興加速化方針第五次提言閣議が決定されて、それで平成29年3月に解除するという方針を打ち出しました。そのことについてはまず第1点は、今議員がお質しのとおり、私ども解除にあたっては前提

条件がありますので、その前提条件を全てクリアした状況でなければこれは解除できませんよと。そのために住民の方、議会の方々、そして町と十分に協議して、そして解除に向けて地均ししますよという約束があるんです。従って、やはり条件等を全てクリアしていないと解除はできませんので、一方的な解除はありませんよという事は確認しています。そして高木副大臣にも、それは一方的にだめだよということを伝えてありますので理解は示していただいていると思います。いわゆる帰還をなさよということを言っているのではなくて、帰還ができるような状況になれば帰還してくださいという意味も含めた中でそういう話をしたということの文言訂正があったようですが、これは帰還を促進させるというような意味合いではないと。自立をさせるため形のものでの表現だと話していたようです。いずれにしても、一方的にそういうものがあってはならないということだと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） この件に関しては、来年、再来年、1年半後なんですけど、おそらく今まで町長が一生懸命復興をやってきたながら、いろんな判断をしてきたと思うのですが、非常に大事な判断になるはずなんですよ、解除に関しては。浪江町民がみんなかかっているわけですから。やはりその辺は今言ったように他の市町村はどうあれ、浪江町だけはきっちり三要件を守らせて解除するという形に持っていったただかないと非常に困るわけなのですが、これら双葉郡の状況を見つめて復興実現期、前半の第一ステージ5年間と国で言っているんですが、このステージが終わろうとしています、もうすぐ5年間が。後半の復興実現期、10年間の第二ステージの5年間がもう始まるわけなんですよ。今5年間が終わって浪江がこの姿、その5年後にどういう姿になるのかというのは、やはりリーダーがきちっとぶれないで行かないと復興実現期10年。10年一昔という話があるんですが、これ非常に大切な5年間になるはずなんです。そこで町長として、任期が本年12月に満期になります。

ここで改めて町長に決意と覚悟をお聞きしますが、この復興実現期の第二ステージをどういうふうに持って行って、そして浪江町民がどういう姿に持っていくかということをお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

第一ステージの5年間というのは、非常に復旧から何と言いますか、復旧の始めから何とか復旧のスタートラインにつけるような期間であったと思います。中々難しい面もありました。除染の問題、

あるいは賠償の問題、健康・医療の保障の問題等々含めて大変難しい問題がありましたけれども、やはり5年間のステージの中で、一つ一つ課題をクリアはしてきたつもりです。しかし、全体として何て言いますか町民の皆さんが納得できるような状況、100%納得するような状況ではありませんでしたけど、何とか目途がついたということでもあります。

従って、その次の5年後、これは先程平本議員にもお答えしましたように大変な正念場にかかってきます。実は政府のほうとしても、復興創生期ということに位置付けて、大体事故を終了したいと、そして予算措置についても復興は終わったという形のものに収束させるような方向性が今見えてきてますので、それは私どもは原発災害でこれだけの多くの被災を受けてきたという状況ですので、これは復興の国も今教えていない、とにかく復旧のスタートラインに着いたという状況ですから、それを元の形の物に戻して、そして新しい物を造って初めて復興ですから。今後の5年のスパンというものは非常に重要な形だと思います。

私としては、この第二ステージに向かったの考え方として多くの町民の皆さんと共に策定しました浪江町復興計画の基本方針である被災経験を次代や日本に生かす脱原発、災害対策、これからの浪江町の果たすべき大きな役割として、食料とエネルギーの自給自足が実現した世界、まちづくりを進めていきたいというのが大きなビジョンです。そしてこの過酷な先程申し上げました原子力災害を経験した私達だからこそ、伝えるべきメッセージを国内外あるいは次の世代に向けてきっちり伝えていきたい。そういうことです。

そして、その復興の姿を、私は町長に就任をいたしました時に、協働参画の社会をつくっていくということで町民の皆さんと協働してまちづくりを進めたいという理念の下にまいりました。そういう理念の下に、私どもの町の再生に私の人生の全てを投入する覚悟でこれから5年間取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 力強い本当にありがとうございます。やはり町長が体もこれだけ丈夫になったわけですから、是非、今の気力を持って次のステージにぶち当たっていただきたいとエールを送りたいと思います。

以上で質問終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田数博君） 以上で、1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで午後3時まで休議いたします。
（午後 2時48分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午後 3時00分）

◇馬場 績君

○議長（吉田数博君） 16番、馬場績君の質問を許可いたします。
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

早速第一問の質問から始めたいと思います。6月12日の閣議決定とその諸問題、今後の対応についてであります。原発避難から丸4年6カ月になります。IAEA（国際原子力機関）が東電福島原発事故の検証報告を出しました。そこでは、「自然災害などに対する福島第一原発の脆弱性、組織的、包括的に検討されていなかった。」また、「事故前、日本には原発の設計や安全措置は十分強靱だという基本的な思い込みがあった。」更に、「複合的な電源や冷却機能の喪失に十分な備えをしていなかった。」と断じました。一言で言うなら「福島原発事故は国、東電による人災である」ことをIAEAが結論したものであります。福島第一原発事故の核心を突いた報告書と言えるでしょう。しかし、国・東電は誰一人その責任をとっていません。それどころか後でも触れますが、原発再稼働や賠償打ち切りなど「フクシマはもう終わった」かのような政策・方針を強行しようとしていることは、断じて見逃すことはできない問題であります。質問通告はしておきませんでした。IAEAの福島原発事故最終報告書に対する町長の御所見をお示しいただければと思います。

一方、福島原発事故に対し何の責任もない被災者・町民の現実はどうでしょうか。全ての地域コミュニティが破壊されました。戻りたい、戻れない、どうすれば良いのか、周囲との軋轢、避難先での新たな孤立、生活環境再生の遅れ、進まない復興復旧、誰を、何を信頼すれば良いのか。葛藤の日々が人々を追い詰めている、それが現状であります。出口の見えないトンネルの中にあることを承知しながら、5月末、政府与党が出した第五次提言、続けて6月12日、安倍政権は原子力災害からの福島復興の加速に向けて改定の閣議決定をしました。それは避難指示解除や賠償に期限を切り終期を

持ち込むなど、東京電力には免罪符を与え、支援すべき被災者と福島を突き離すものであり、無責任を極める政府方針と言わざるを得ません。改めてその基本的問題について町長に基本的認識を質すものであります。

一つは、帰還困難区域以外の居住制限区域と避難指示解除準備区域の避難指示を、遅くとも平成29年3月までに解除する。それに伴い、平成27年度・28年度の2年間は自立に向けた集中復興施策を展開し、損害を解消する等としております。閣議決定を受けた東京電力の賠償方針によれば、精神的損害については避難指示解除の時期を問わず、平成30年3月まで支払うというものです。これでは除染や医療・介護、生活基盤の条件整備を後回しにし、避難指示解除と賠償打ち切りの期限の設定であります。解除・賠償打ち切り宣言そのものであります。今年3月末の浪江町の解除準備区域2954世帯、7672人、居住制限区域3007世帯、8070人、合わせて約6000世帯、1万5700人の町民の生活再建の今後に重大な影響を与えることは間違いありません。もちろん帰還困難区域の後は更に深刻であります。

そもそも原発事故の緊急事態宣言は今も継続中であり、汚染水は増え続けています。また地権者との交渉さえ一步も進まない状況にある中間貯蔵施設の現状では、汚染物質の長期現地仮置きが続くでしょう。国・東電はそれでも解除・賠償打ち切りをするとでもいうのでしょうか。閣議決定はどこから見ても福島と避難者切り捨てと言わざるを得ません。

町長は、閣議決定の基本的問題をどのように認識し、現状を踏まえた見直しをどのように求め、町民の生活再建と町の復興をどのように進めていくのか、基本的な方向についてお答えください。

二つ目は、生活再建、事業再開、生産活動の再開と支援・賠償の問題であります。全町避難指示区域の檜葉町が9月5日に避難解除されました。避難解除は帰還指示そのものであります。自宅に帰りたいという人もおります。しかし、現実には何が起きているのか。水が心配、住宅が心配、生活空間の放射能汚染が心配、子供の教育や働く場所はどうすれば良いのか、医療、介護、生活再建、事業再開、生産活動の再開等々、全ての問題で不安と不満を抱えたまま、避難指示が解除されたということをご承知であると思えます。

閣議決定が強行されれば浪江町でも同じ問題を抱えることになるわけであります。何が問題なのか、避難解除や賠償打ち切りの前に生活再建、事業再開、雇用と生産活動の再開可能な条件整備をすることこそ優先させるべきであります。地域や町そのものを消滅の淵に追いやったわけなのですから、賠償で済む話ではありません。端

的に言うなら原発事故前に戻してから解除すべきなのではないでしょうか。その後、第一段階として戻る人、戻らない人の生活再建に時間をかけ、第二段階として賠償の終期をどうするかについて検討すべきではないでしょうか。閣議決定と、この現実の乖離を町長はどのように認識し、県や政府、東電と何をどのように協議されているのかお答えをいただきたいと思います。

二つ目は、福島第二原発の再稼働と東電廣瀬社長の見解に対する問題について質問いたします。

ご承知の通り東電廣瀬社長は、8月5日の県議会全員協議会で、自民党から共産党まで各会派が福島第二原発4基すべての廃炉を明言せよと迫りましたが、東電廣瀬社長は、第二原発についての判断は未定、第二原発の再稼働についても全く未定の答弁を繰り返し、自民党席からもヤジが飛んだという報告も聞きました。浪江町議会は2011年12月議会で福島原発全基廃炉を決議、立地町を含む県内59市町村議会と町村会、県議会と県知事も全基廃炉を求めており、オール福島の声であることは今も変わりません。これまでも東電廣瀬社長は、「県民の声をくみながら国のエネルギー政策を踏まえて判断する。」(2013年6月)と答えて来ました。また、2013年9月に茂木経産大臣は、「地元の様々な意見を総合的に勘案し、事業者が判断すべきだ。」と発言していました。国・東電は再稼働について明言を避けてきたことは事実ではありますが、被災地と県民の立場を無視する態度はとってきませんでした。ところが、今回の廣瀬答弁は、第二原発廃炉を求める県民世論を突き放したものと言えるであります。そもそも福島の復興は10基廃炉が前提であることを国・東電に求めていくべきであります。全町避難の自治体として廣瀬答弁をどのように認識し、どのように発信されるのか、町長に答弁を求めます。

次は賠償の具体的問題であります。帰還困難区域以外の町民は、6年を超える避難生活を余儀なくされるのに、未だに不動産と財物の全損賠償請求書が送られてこない。いつから請求受付されるのか不安を抱いております。請求書の送付、賠償受付はいつになるのか、東電に確認されているのかお答えください。

閣議決定後の東電の賠償方針は、先程も色々やり取りがありましたけれども、避難指示区域内の営業損害については、平成27年3月以降の将来にわたる損害を、減収率100%の年間逸失利益の2倍相当額とみなし一括賠償するとしています。逸失利益の2倍相当額、即ち2年分一括賠償ということですが、ここで問題なのは将来にわたる損害、即ち、将来の損失分として2年で打ち切りになるのでは

ないかという問題であります。お答えください。

また、その後の原発事故との相当因果関係と個別事情の問題です。いわゆるあらゆる問題で相当因果関係、個別事情の問題が東電側から言われてきました。これはいわゆるこの物差しは、加害者である東電側にあり、相当因果関係とか個別事情は賠償打ち切りの口実にされているということでもあります。

先程、2番、佐々木議員も就労不能損害の問題でリアルに質問をしておりました。国・東電は被災者の請求権を確保し、公平な賠償の水平展開をするためには、この相当因果関係あるいは個別事情、これを類型化し公表することです。そうすればそれぞれが相当因果関係、個別事情について各々が対応することが可能であります。その対応についてお答えください。

大きな2番目は、再生エネルギーの取り組みについてであります。請戸・棚塩地区での太陽光発電事業の撤退についてであります。この件では7月22日、町長、当時の檜野副町長、担当課長出席のもと、事業計画の全面白紙について議会全員協議会で報告されました。

一つは、その経過と問題について3点質問いたします。

第1点は、復興まちづくりの中心的な事業について、いとも簡単に事業の白紙、事業者撤退になったことについて、事業企画・調査検討の不完全という認識があるのか。あるとすればどこに責任があるのか。また何処の部署で誰が総括するのかお答えください。

二つは、特に今回の件は行政の強硬姿勢が随所に目立ち、結果的に議会と地権者をないがしろにしたものであり、信頼の失墜は重大であると言わなければなりません。その認識のもと、責任の所在と信頼回復の取り組みは緊要であります。今後どのように対処されるのかお答えください。

三つは、被災市町村のメガソーラーも川内、富岡、大熊、川俣、飯舘など避難を抱える困難の中でそれでも前進し、成功事例が多数あります。浪江町では未だ1件も事業化できない原因と問題はどこにあるのでしょうか。民間協力、県との緻密な協議を含めアドバイザーの配置など体制強化を今後どう図るのかお答えいただきたいと思えます。

二つ目には、再生エネルギーの今後の取り組みについてであります。

猛暑日が続いた今年の夏、全ての原発が止まった状態でも電力会社は電力供給に余裕があったことが報じられています。節電やLEDの照明に切り替えるなど市民生活の変化もあることも確かですが、電力供給の最大の変化は、太陽光発電など再生可能エネルギー

が急増したことであります。8月8日の朝日新聞は震災時の280万kWから2014年度末には2700万kWに太陽光発電がこの4年間で約10倍近く増え、原発十数基分は供給力が高まったことになると報じています。一方では、九州電力川内原発再稼働という福島教訓を無視した動きもありましたが、原発ゼロでも電力不足は起こらなかったというのが実態であり、買い取り制度の見直しなど制約された条件でも、今後も太陽光など再生エネルギー発電は時代の要請であり、増加は止められないでしょう。

私は、飯舘村の三つの太陽光発電事業について調査してきました。一つは、飯舘村復興拠点深谷地区整備事業。これは1種農地を村が買い上げ、村と東芝、毎日新聞系列会社で4500万円を出資、飯舘までいな復興株式会社を設立、発電量1.5MW、平成28年4月送電開始で事業が順調に進められております。

二つ目は、村所有の放牧跡地14haを利用して10MW、約2500世帯を賄う太陽光発電事業です。資本金9000万円を民間会社一社が55%、村が45%出資して太陽光発電株式会社を設立。平成25年に先行除染、一部完成のパネルは売電を開始しております。平成28年4月完成で現在事業が進められております。

三つ目は、9月3日に着工した松塚地区太陽光発電事業であります。事業者はN T T直系の株式会社が31haの1種農地を10a当たり年間6万円、借り上げ期間20年、N T T東北最大の23.4MW発電事業です。これは経済産業省再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業で5億円の補助を受けたそうです。この事業はまた、発電事業の収益はプールし、その一部を活用した営農再開、農地保全と村の復興に貢献するという事業計画が認められることが条件でもあるそうです。

詳しいことは省略しますが、それぞれの事業において村が主導的役割を果たすことはもちろん、事業を前に進めてきた教訓は村の復興計画に位置付け、事業化を具体化し全て収益は東京に吸い上げられるということではなく、地元還元スタイルをとっていること。二つは、村独自の出資と地域の振興計画がある事。三つは、村の復興整備協議会や協力事業者と十分な協議を進めたことが挙げられると思います。

問題は、浪江町の再生可能エネルギーの今後の取り組みであります。ご存じだと思いますが、国は緊急経済対策として92億円を県基金に積み立てました。県は再生可能エネルギー復興支援事業を立ち上げ18.4億円の予算を張り付けました。また東北電力の送電用変電所の活用や、東電負担による再エネ接続のための新しい変電所の設

備なども含まれており、飯舘村が活用した先程申し上げた経済産業省再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業の検討、あるいは復興計画の見直しを含め、浪江町の地形と環境、条件を生かした再生可能エネルギーの全体的方針と短期・中期・長期の計画を具体的に策定すべきではないでしょうか。お答えください。

次は除染の問題であります。

除染に関わる不法投棄や、作業員の犯罪摘発など重大な関心事が発生し社会問題になっております。浪江町は環境省直轄事業として帰還困難区域以外の本格除染が進められております。浪江の現状に照らし質問いたします。

報道によれば労災事故に関連した元請けの共同企業体と一次、二次の下請け会社が1カ月の指名停止を受けたとあります。一つは、まず全体の問題として、現在浪江町の除染事業に関わる事業者数と下請け構造は把握されているのか。その実態と作業員数をお答えください。また除染作業における労災事故の届け出や管理指導、不法投棄の監視等について浪江町はどのようにされているのかお答えください。

さらに帰還時期が提示されたこともあり、除染後の線量について不安視する相談が寄せられております。先程も複数の議員から質問がありました。浪江町は線量測定を含む作業管理について、どこからどのような報告を受け情報公開されているのか。改めて町独自の線量測定も含めて現在の体制をお答えください。

再除染についても度々質問してきましたが、基本は除染の低減目標を放射線空間線量から推定した被ばく線量は年間1 mSv以下、毎時0.23 μ Sv、これがこれまで町も議会も求めてきた基準であることを再確認しておきたいと思っております。これは除染の長期目標が年間1 mSvではありません。ここですよ。避難指示解除三要件に示されている子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗の必要条件であり、十分条件でもあります。除染の低減目標と再除染の対応について明確にお答えください。

三つ目は、浪江町除染検証委員会の立ち上げについてであります。

先程の答弁で検証委員会立ち上げるとありましたけれども、何故これほどまで設置が遅れてきたのか、改めてお答えください。そして検証委員会の必要性和位置付けをどのようにされているのかお答えください。町の復興計画にもある平成29年4月帰町開始を目指すというなら、その適切な判断のためにも検証委員会を立ち上げ、独自の線量測定と、生活空間の除染の実態把握、その問題と改善、見直しの提案など、有識者などによる検証委員会の設立は緊急課題と

言わなければなりません。先程の答弁ではいつまでという回答はありませんでした。いつまで設立されるのか明確にお示しいただきたいと思います。

四つ目は、森林、ため池の除染についてであります。

森林除染は、敷地から20mの目安で実施するとされております。再除染のところでも触れましたが、生活空間、とりわけ住宅の周辺が山林に囲まれているなどの場合、毎時4、毎時5 μ Svを超えているとか、放射能汚染の戻りが現実には起きていることはご承知のことであると思います。更に溜池の除染はどうなっているのか。除染の実態とその汚染廃棄物の管理についてお答えください。

五つ目は、帰還困難区域の除染についてであります。

6月の閣議決定には帰還困難区域の今後の取り扱いとして放射線量の見通し、今後の住民の帰還の意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、検討すると書かれております。極めて抽象的です。何もないということです。現状は3.11から放置されたままであります。最近、大熊町で帰還困難区域の本格除染が始まったとの報道があります。浪江町では帰還困難区域での当面の住居周り除草、先程は生活道路の除染の話も出ました。そして本格除染についてどのように協議・計画されているのか、お答えください。

大きな4番目で、戦争法案と70年談話に対する認識とその見解について質問をいたします。

今、戦争法案をめぐる延長国会が終盤を迎え、8月30日には12万人にもものぼる人々が国会を包囲し、私も参加した二本松市での戦争法案廃案を求める抗議行動など、東京だけでなく全国で1000カ所以上の抗議行動が取り組まれました。今回の一連の行動は、労働組合が動員をかけた60年安保とは異なる、主権者として学者、知識人や文化人、子供を抱えたママさんや青年学生が自主的・自覚的に立ち上がるという新しい国民的な運動になってきているというのは大きな特徴であります。

国会では、強引な採決を阻止することで野党共闘が結束を強めていることもこれまでにない変化です。

安倍総理や菅官房長官は戦争法案について、国民が誤解していると国民の知性と認識の発展を軽蔑し、無視し、意図的に排除しようとしております。それこそ世論の真意の誤解ではないでしょうか。なぜ短期間にこれほどまで戦争法案阻止の国民的な運動が国民的な世論が広まったのか。改めて私は検討してみる必要があると思います。

私は、三つあるのではないかと思います。

一つは、戦争法案の違憲性がいよいよはっきりしてきたということでもあります。憲法違反の指摘に対し、憲法違反かどうかを決めるのは最高裁だと安倍総理は開き直りました。自民党幹部もそう発言された方もおります。朝日新聞や共同新聞の配信でも報道されましたからご承知だと思いますけれども、山口茂元最高裁長官がつい最近、政府、与党が1959年の砂川最高裁判決や72年の政府見解を法案の合憲性の根拠と説明していることに理論的矛盾があり、ナンセンスだ、一刀両断に切り捨てられました。安倍政権の暴走と厳しく対峙する市民・国民にとっては痛快なことであります。違憲か合憲かについては既に決着がついたと言って良いでしょう。

二つは、集団的自衛権行使、即ち武力行使の危険が明らかにされたということではないでしょうか。これまでの法律ではできなかった戦闘地域での武器使用、即ち武力の行使。また、これまでできなかった武器・弾薬の輸送、弾薬の補給もできる。毒ガス兵器や核兵器輸送も法文上は排除されていないと中谷防衛相は答弁しました。

更には自衛隊軍部の暴走であります。法案成立を前提にした自衛隊の二つの内部文書が国会で明らかにされました。一つは、日米共同作戦計画書です。明らかにされた米軍と自衛隊の軍軍間の調整所、いわゆる軍隊と軍隊という意味、の調整所を設置するなど、自ら自衛隊を軍と呼び、既に武力行使の作戦計画が作られているということは恐ろしいことであります。

今一つは、法案の与党協議すら行われていない、昨年12月、新聞、テレビでも大々的に報道されましたけれども、河野統合幕僚長が訪米し、米軍幹部に対し安保法制は来年夏までには終了すると答えていたという会談記録が、国会で共産党の二瓶さんですけれども、明らかにしました。国会に安保法制が提出もされていない時期に強引な改憲解釈による戦争法案の成立の時期まで勝手に発言するなど、軍部独走、まさに自衛隊幹部によるクーデターではないでしょうか。主権在民と平和憲法のもとでそんなことが許されて良いはずがありません。シビリアンコントロールを現実のものにするためにはどうすれば良いのか。文字通り憲法9条を守りぬく、そして戦争法案の廃案以外にないということでもあります。

町長は、安保法制は違憲であるという認識をお持ちでしょうか。違憲立法の廃案・撤回を求めるお考えがおありでしょうか。お答えください。

最後は、安倍内閣が出した戦後70年談話（8月14日）についてであります。事の核心は歴代内閣の立場は揺るがないと、あらゆる場で安倍首相は言いながら、実は発表された談話には我が国が国策を

誤り、植民地支配と侵略を行ったという歴史認識は自らの言葉としては語られませんでした。傍観者的に第三者的に言葉として繋ぎ合わせただけであります。歴代内閣の歴史認識と安倍首相の70年談話について町長はどのように認識されているかお尋ねをして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず第1点でありますけれども、IAEAの報告書に対する町長のご所見ということでありますけれども、8月31日に公表された報告書、またそれを報道するメディアを見ますと、安全の思い込みが主因であることが大々的に報道されておりました。思い込むのが人であり、人災が主因であるとも読み替えることができるかなど、そのように思います。

私が気になったのは、津波対策で対応をなされなかったということの件について、これ相当重大な問題だと思えます。報告書全体を確認はしておりませんが、今後公表される日本語版を確認しながら、国、東京電力に対しては強く意見を申し上げたいと考えております。

それから、第二点目の閣議決定と諸問題、今後の対応についての1番、基本的問題と認識を問うというところでのご質問にお答えいたします。

議員お質しのとおり、6月12日発出された原子力災害からの福島復興の加速に向けての改訂において、避難指示解除時期についての政府方針が示されました。この件については渡邊議員にもお答えをいたしました。閣議決定であります。避難指示の解除について各市町村一律に遅くとも事故から6年後までに解除してということで、解除ありきとすることは不適切であると考えております。

平成25年3月7日付け原子力災害現地対策本部長通知においても、私どもの町としましては、本部長通知の中にも4項目の付帯事項が付されております。これは町が示した条件ではなくて現地対策本部長です。その中でも避難指示の解除は、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや、医療・介護・郵便等の生活関連サービスが概ね復旧して、子どもの生活環境を中心とする除染が十分進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえて決定するとしております。

時期はあくまでも目標であって、自治体それぞれの実情を勘案して、十分に協議した上で解除時期を設定すべきものと考えております。高木現地対策本部長にも、先程答弁いたしましたように、その旨要請し理解していただいているということでもあります。

また、賠償の問題につきましても避難指示解除とリンクさせて議論すべきではなくて、それぞれの実態に合わせた賠償を継続するよう求めているところでもあります。今後とも継続的に国に対して訴えていきたいと考えております。

それから、生活再建、事業再開、生産活動の再開と支援賠償のあり方についてのご質問にお答えいたします。

閣議決定では、避難指示解除と共に、事業、生業や生活の再建、自立に向けた取り組みを拡充して、特に平成27年度、28年度の2年間において、集中的に支援し、原子力災害により生じている損害の解消を図るとしております。

ただ、現実的には、例えば人材の確保の面でいえば、被災地域では求人企業があっても避難により就労世代が他の地域へ流出しておりますので、人材確保以前に人員を確保できない現状があるということでもあります。また農林水産業再生のための支援策や風評被害対策についても同様の課題がございまして、政府が想定しているような支援策では十分とは言えないことが現状だと思っております。

賠償に関する対応につきましても、6月7日に開催されました福島県原子力損害対策協議会、これは全体会でありますけれども、今回の閣議決定における、支援や賠償の打ち切りとも読みとれる内容について、県内各団体から多くの意見が出されたところでもあります。町としても避難指示の解除については一律一方的に決定すべきものではないとし、賠償については原賠審の中間指針に沿って賠償すべきであり、避難指示後の相当期間についても、実際の状況を勘案して柔軟に判断されるべきものである。加えて、その対応にあたっては、国が積極的に関与して、東京電力を強く指導するよう求めてまいりたいと思っております。

それから、大きな2番、福島第二原発の再稼働と東電社長の見解に対する認識を問うで①のご質問にお答えいたします。

本年の3月議会でも答弁しておりますけれども、福島第二原子力発電所の廃炉については、檜葉、富岡、大熊、双葉の原発立地4町で作る県原子力発電所所在町協議会でさえも、県内全10基の廃炉を求めているところでもあります。

川内原発が再稼働されるにあたって、国は再稼働は事業者の責任、また議員ご指摘のとおり東京電力としては第二原発の廃炉について全く未定だと発言していることについては、継続して廃炉を求めている私達の願いを踏まえ、誠に残念でならないということでもあります。当然、再稼働は考えられず、廃炉とすることが福島県民すべての願いであると考えております。

今後も県や関係市町村、関係機関等と一体となって、国、東電に強く県内の全基廃炉を求めていく考えであります。

それから、最後のご質問であります。戦争法案と70年談話の認識と見解を問うということについてのご質問にお答えいたします。

今般の安保関連法案問題については、8割の国民が説明不足であると感じているとの調査結果が出ております。そのとおり国民への説明責任の履行については甚だ疑問であると言わざるを得ません。

また、法案の内容についても恣意的な判断によって武力行使が行える危険性がある等、全体的に大きな問題を抱えている法案であると考えております。そもそも集団的自衛権の行使を、閣議決定による憲法解釈の変更で対応しようとするところに大きな問題があるのであって、国民の意思に基づいた正当な手段を踏まえた形で議論されるべきものと考えております。

それから、歴代内閣の歴史認識と安倍70年談話の認識を問うというご質問にお答えいたします。

戦後70周年談話につきましても、反省やお詫びなどについては歴代内閣を踏襲したということで、その点についてはある程度評価して良いのではと考えております。ただし、議員がお質しのとおり総理自らの言葉、主語が曖昧であったり、過去の植民地支配への言及が不十分であるという批判も免れないと思っております。そのような指摘も否めないとも考えております。

今後この談話について、その時限りの反省あるいはお詫びの表現に終わらせたという批判が出ないように、国としての行動、姿勢が重要になってくると考えております。

我が国は、平和主義、基本的人権の尊重など世界に誇れるすばらしい憲法があります。その精神を今後も受け継いで啓蒙していくことが戦後70年を迎えた日本の在るべき姿であり、具体的にそれを示していくことが重要であると考えております。

私のほうから以上答弁させていただきまして、ほかの質問については担当課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 3番、賠償の具体的問題について、①帰還困難区域以外の財物賠償の請求受け付けはいつになるのかのご質問にお答えします。

避難指示解除準備区域、居住制限区域の財物賠償の残分6分の1については、避難指示解除の見込時期である平成28年3月を超えて、避難指示が継続する場合に追加で賠償されます。その場合の請求受付の時期は、解除の見込時期が延長された場合はその後速やかに、

変更されない場合は平成29年3月以降になります。町としましては、追加賠償が町民の皆様の生活再建に資するよう、今後も避難指示解除の見込時期の変更とそれに伴う早期の賠償を求めてまいります。

次に、②相当因果関係と個別事情の類型化についての対応は、についてご質問にお答えいたします。

東京電力に対して、賠償対象となる個別事情を明確に示すよう再三求めております。しかしながら東京電力は、例示以外の事情は認められないものと誤解を招く恐れがある等として応じません。客観的に、原発事故と相当因果関係がある損害は当然に賠償対象であり、個別事情が東京電力の責任回避に巧みに使われることがないよう、改めて、明確に示すよう求めてまいります。

○議長（吉田数博君） 答弁、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） 質問事項2の再生可能エネルギーの取り組みについて。1 請戸・棚塩地区での太陽光発電事業について、検討の経過と事業中止の問題と責任を問うにお答えいたしたいと思います。

津波被災地における太陽光発電事業の事業性検討につきましては、事業の前提となる国の設備認定を取得するため、昨年12月に地権者説明会を開催し、事業同意をいただきながら、設備認定取得、電力会社への売電申込み等を進める一方、事業予定者による設備検討を行いました。町といたしましても、設備認定取得、農地の災害復旧、農地一時転用等につきまして、それぞれ国、県の担当部局から指導を受けながら事業化に向け検討を行いました。

検討の結果は、予定の売電量が確保できなかったこと、設置予定地域の軟弱な地盤に対応した設計を検討した結果、設置費用が増大したこと等によりまして、当初計画していた浜街道西側農地での営農型太陽光発電事業を行うことは困難であると判断し、止む無く事業化を断念した次第でございます。

今回、事業化に至らなかった責任は重く受け止めておりまして、同意をいただいた地権者の皆様に対し説明会を開催し、今回の経緯の説明とお詫びを申し上げたところでございます。

今後の津波被災地の土地利用につきましては、今回の総括を行うと共に、復興計画の施策の見直しを含め、改めまして関係者の皆様と協議・検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） アドバイザーの配置など体制強化をどう考えるか、というご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギーの推進については、町の復興計画においても、

被災経験を次代や日本に生かすことを理念に掲げ、災害を繰り返さないため脱原発、エネルギー政策の見直しを提起し続けると共に、エネルギー自給自足のモデル地域の実現を目指すこととされています。具体的には、太陽光発電やバイオマス発電、風力・小水力発電等の施設を整備し産業を集積する構想ですが、現在、経済産業省や県エネルギー課のご指導もいただきながら、誘致に向け協議を継続している段階にあります。

議員お質しのように、復興まちづくりや町内拠点整備に向け、専門的・技術的な知見を備えている人材の確保は重要であり、現在も各方面に働きかけているところでございます。

続きまして、大きな2番目の再生可能エネルギー復興支援事業と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー関連事業につきましては、県のイノベーション・コースト構想においても重要施策として位置付けられており、県の目標、復興計画においては2040年までに再生可能エネルギーによる発電量を県内電力需要の1020%以上とするを目指すとしております。

こういった県の取り組みにおいて、太陽光発電、風力発電や地中熱発電、小水力発電など、当町の特色を生かした発電方法などの導入や、過酷な原子力災害を経験した当町だからこそ意義があるエネルギーの地産地消、いわゆるスマートコミュニティの導入による産業と雇用の創出等についても福島県と協議しながら様々な可能性を検討してまいりたいと考えております。

また、これら町の再生に向けた施策の展開に当たりましては、町民との意見交換等も含め、復興計画の見直しに着手して、第二次計画等の策定についても今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 除染の問題と対応について。①除染事業に係る事業者数と下請け構造の把握についての実態とその作業員数についてのご質問にお答えします。浪江町における、本格除染工事につきましては、環境省発注のもと、安藤・間・戸田建設・不動テトラ・浅沼組・岩田地崎建設特定建設工事共同企業体が請け負っております。工事の進捗により、体系に変動はありますが、施工業者において災害防止協議会を設置し、施工の管理体制を構築して、環境省に報告をしております。

浪江町の除染事業に関わる事業者数としましては、延べ212業者となっております、下請けの構造でございますが、各除染工事等の業務

発言訂正申出あり：議長許可 「100%」に訂正。

ごとに1次請負から4次請負があると環境省より報告を受けております。浪江町の除染作業員につきましては、7月21日から8月20日までの間で、その3工事にて、延べ695名、その4工事にて、延べ2万6586名となっております。

次に、労災事後届け出、遅延及び不法投棄の管理指導についてでございますが、今回発生いたしました除染作業時における労災事故の事故報告を怠ったことに対し、環境省では、除染作業業者である安藤・間JVへ、1カ月の指定停止を行ったほか、富岡労働基準監督署では、労働安全衛生法違反による是正勧告を書面にて行いました。

除染進行中の監視でございますが、午前中5番議員でもお答えしたとおり、現場の状況確認等の巡回をしているほか、福島県除染対策課と連携をし、抜き打ちによる現場監視を実施しております。

環境省におきましても、現場監督員のほかに工事監督支援業務を委託し、施工業者の指導を常時15名体制で行っており、町民の皆様へ、除染に対し不安を感じさせないよう努めております。

次に、②線量測定を含む作業管理について、どこからどのような報告を受けているのか、のご質問にお答えします。除染後の線量測定につきましては、除染作業が完了した時点で、直後モニタリング調査を施工業者が実施し、環境省より書面にて報告を受ける形となっております。

次に、除染の線量測定と再除染の対応はの質問にお答えします。

除染終了後、半年から1年後に、除染の効果維持の確認として事後モニタリング調査を行います。その調査結果におきまして、明らかに異常があった箇所につきましては、原因を追究し現場に応じたフォローアップ除染を行うこととしております。

また、事後モニタリングにおきましては、1回のみでは終わりとはせず、継続的に行い、長期的な状況の確認を行い、空間線量低減へ努めることとしております。

フォローアップ除染の基準値に関しましては、現在明確化されておられませんので、環境省へきちんと基準値を示すことと、長期的に年間1mSv以下となるよう要望してまいります。

3の1、検証委員会の設置の遅れは何か。またその必要性と今後の対応はの質問にお答えします。この質問でございますが、5番議員にお答えしたとおりでございますが、除染検討委員会の設置につきましては、今年度浪江町の避難指示解除の条件に関する有識者検証委員会の中で除染の検証を行うこととしております。除染検証委員会の設立の時期につきましては、有識者検証委員会のご意見を

いただきながら、除染の進捗状況等も踏まえ、設立の検討を進めてまいります。

4番、森林、ため池の除染について。除染の実態と除染廃棄物の管理はのご質問にお答えします。

森林の除染につきましては、議員お質しのとおり環境省の除染におきまして林の縁から20mの除染を行うこととしております。ため池の底の部分につきましては、住宅や公園など生活圏に存在するため池で、一定期間水が干し上がることによって、周辺の空間線量が著しく上昇する場合には、必要に応じて生活空間の一部として除染を行うこととしております。現在、ため池の底の除染に関しましては、まだ実施をしていない状況となっております。

いずれにいたしましても、住民が安心して住むことができる環境を回復するために必要な措置として環境省に対しまして要望しているところでございます。

5番、帰還困難区域の除染計画を問うのご質問にお答えします。

帰還困難区域においての本格除染につきましては、現在、国に対して早期に除染実施計画を策定し、浪江町内の除染を施工するよう環境省に対しまして要望しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁が終わりました。16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 閣議決定の基本的な問題に対する認識という点では、私が指摘した問題について共通の認識を持つことができたというか共通の認識のもとに対処されているということについては了解をいたしました。ここで一つだけ言っておきたいのですが、第二原発の再稼働について、廣瀬さんは福島県民あるいは被災者、そういう意味では福島原発事故、これは福島だけの問題ではないと。全国、世界的な問題だと復興の加速とか何とか言っていますけれども、福島県民として第二原発は残ったからそのまま再稼働と。国の2034年の長期エネルギーの見通しで、電力の計画を20から22%にすると。逆算すると第二原発も入らざるを得ないんですよ。これは福島県としては、本当に暗中模索で復興・復旧に当たっているという現状からすれば、廃炉は未定、再稼働は未定等という廣瀬さんの答弁は、まさに県民を冒瀆していると思います。

これは、立地4町も含めて県内59市町村の議会と町村会全てで反対しているわけですから、町長が会長をなされている双葉郡の町村会においても改めて大きな政治的な発言だと捉えて、共通認識のもと全基廃炉、再稼働ストップの意見を強く上げていただきたいと。そういう取り組みをなされるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

それから、再生エネルギーの問題で、請戸・棚塩の問題で質問しました。正直、檜野前副町長が在席されていないので拍子抜けした部分もあるんですけれども、かといって行政の瑕疵と言っても過言でないこの問題については曖昧にすることはできないのではないかと。責任についてはどうなんだということについても明確な答弁がありませんでした。

改めて、7月22日、町長は前段の参加で退席されましたけれども、副町長と我々議会とのやり取りではこういう意見がありました。一つは、町はやりたい業者がいると、しかし決まったわけではないと。町で決定したわけではないと言いながら、結果的には同意承諾まで進めて、請戸・棚塩における170町歩の敷地で、大々的なメガソーラーを展開するということである意味では強引に押し切ったことは間違いないと思います。その時の私のメモではある議員は、「町は議会の意見も聞かないで押し切ったでしょ。町の対応は怎么样了。こうなりました。ああなりました。結果報告だけでしょ、とんでもない」こういう指摘がありましたよ。町長はそのことどう思いますか。この経過から照らして、やはり然るべき行政側としての責任というのか、処分というのか、そのことについては明確にする必要があると思います。

なお、そのことについては、私は檜野副町長がいるその席で、町は総掛かりでこの事業を進めてきたんだと。町の政策判断の失敗という認識はあるかと。その責任の所在についてどう考えるかと聞きました。「事業が出来なくなったことは失敗だと。期待感があったので責任があると言えはあります。」という答弁をされているんです。これは我々議会との関係もありますけれども、地権者も含めてあるいは浪江町の再生復興の大きな目玉として進めてきたこの事業が、結果的には政策判断の不十分さから重大な失敗を招いたわけです。行政に対する重大な信頼失墜を招いたわけです。私はこの責任を免れないと思います。敢えて一般質問では責任の所在は何処だと聞きましたけれども、この事業に対する責任のあり方、町長はどのように判断されるのかお答えいただきたいと思います。

その上で、新たな町の再生復興との関係で、再生エネルギーの事業の取り組み、これは積極的に進める必要があると思うんです。飯館村、非常に勉強になりました。あのスタッフでこれだけの事業を、言ってみれば成功的に展開しているわけですよ。有能な皆さんがいる浪江町の役場で出来ないはずがない。やる気はあるわけだから。その知恵の結集と、具体的な事業の推進の仕方について問題が不十分さがあるのではないかと。そういう場合、復興計画の見直しもす

ると言いました。それも必要でしょう。じゃ、そういう事業をどの部署で、どういう体制でやるのかということについても明確にさせていただきたいと思います。

それから、除染の問題、課長に端的に聞きます。フォローアップ除染をやることになっていると。フォローアップ除染をどういう状況の下で、除染の結果どういう問題があつてフォロー除染をやったのか、何カ所か、やった結果はどうだったのか、お答えください。

それから、フォローアップ除染もあるけれども、基本的な問題は先程も明確に示しましたけれども、問題の基本は空間線量を推定した被ばく線量は年間1 mSv以下だと。先程も議論になりましたけれども0.23 μ Svだと。これはあれこれいろんな形で答弁されていますけれども、除染の長期目標が年間1 mSvということと、除染をやつてその結果1 mSv以下にするということとは別な問題ですからね。どういう姿勢で、どういう基本的な立場で除染に臨んでいるのか。

○議長（吉田数博君） 16番、あと1分です。

○16番（馬場 績君） 1分ですね、ありがとうございます。

再度、避難指示解除三要件の中にも色々書いてありますけれども、その中には子供の生活環境を中心とする除染作業の十分な進捗、あるいは町は内閣と交わした4つの条件ここにありますけれども、そういうものを吟味すればするほど、やはり1 mSv以下であることが求められるんですよ。子供が戻って生活すると、妊婦がそこで生活すると、これはもう必要かつ絶対的な十分条件でしょう。そういう立場で除染を徹底させるということをお求めおきたい。その上で、検証委員会、解除有識者委員会で検討する、そういうものではないでしょうということを私は言っているわけ。検証委員会しっかりと立ち上げる、そのことについて明快な答弁を求めます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問の第1点であります。これは県の町村会でも議員お質しのとおり、廃炉の決議をしております。したがって、私ども郡町村会としてもこれは立地町含めて8カ町村全て廃炉ということで決議しておりますので、今後ともこの問題が出た場合には強く当事者、東京電力に申し入れしたいと考えております。

さらに、再生エネルギーの件で、これは大変町民の皆さん、それから農地の利害関係者の方、そして議会の皆さんに今色々事業化ができなかったということについては全く申し訳なかったということなんですけれども、まず事業を計画した時に第一次復興計画に太陽光発電というものを誘致したらどうかということが提案されておりました。したがって、この太陽光発電をする場合に、まず二つの

大きな条件がありました。まず営農型の太陽光発電の設置ということが一つ。それから、先程議員がお質しのとおり地域貢献型、地域のために役立つような貢献できるようなものにしていただきたい。もちろん地権者に対する賃借料の問題もありますけれども、それに基づいて出てきた利益については、社会貢献できるようなものにしていただきたいということで大きな二つの目的がございました。

そういうことで、提案型の太陽光発電の設置をやったわけでありましてけれども、残念ながら先程課長が説明したように、予定の売電量が確保できなかったということと、軟弱な地盤に対応してしまっただけで事業主が事業に踏み切れなかったということが理由になったわけです。したがって、責任のあり方の部分については、十分私も反省をしながら復興に向けた土地利用の件について、今後は襟を正しながら推進をしてまいりたいと考えてございます。推進のあり方についてはやり方としては間違っていなかったと私は思っているんです。例えば東北農政局と相談をし、それから県の農地林務部と話をし、そして県の企画調整部と連絡を密にし、そして国の経済産業省と協議をしながら進めてきたということで、推進の方法については大きな間違いはなかったと思っておりますけれども、やはりそこに責任の所在が薄れてきたということも考えられると思います。そういうことで全部反省しながら今後はこのようなことがないように、色々な政策を展開してまいりたいと思いますので、ひとつご理解をお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、再生可能エネルギーの事業の推進体制についての再質問にお答えいたします。

現在は、再生可能エネルギーの全体計画、調整等については復興推進課で行っているところでございます。復興まちづくりのアクションプランとして事業を実施していく必要がありますので、現計画の見直しの中で進めていきたいと考えております。

ただ、例えばスマートコミュニティのような大型なプロジェクトとなりますと、町、行政だけの考えで進めることはできないと考えております。先月、今月と県エネルギー課にもお越しいただき、民間企業も加えて意見交換を実施しているところでございます。

民間の技術的知見とか事業可能性の検証とか、更には拠点整備のための財源確保等についても国、県のご協力いただきながら、事業を推進してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 端的にということでございますの

で、フォローアップ除染につきましては、まだ実施をしていないという現状でございます。

次に、除染検証委員会としての設立につきましては、除染の進捗状況も踏まえた上で、できるだけ設立の検討を進めてまいりたいと思っております。

次に、除染でございますが、数多くの議員の方々に説明をさせていただいております。本当にありがとうございます。帰還に向けての第一要件としまして、除染いわゆる空間線量の低減だと認識しているところでございます。町民の皆様が安心して生活できるよう、できる限りの空間線量の低減を目指すよう国に継続的に要望していくほか、帰還に際しましては丁寧な説明を行い、理解の浸透に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（馬場 績君） 後ろのほうから、除染についてなんだけれども、きっちり1 mSvとか1 mSv以下と物差しで測ったようにはいかないと思います。それ以下のところもあるわけだから現に。だけれども町の基本的な姿勢としては、年間被ばく線量は1 mSv以下、毎時0.23 μSv以下にするという立場をしっかりと守る必要があると。具体的にいうとフォローアップ除染これもやっていないということだけれども、先程からも出ているように、今まで終わった所だって様々な問題が出ているわけです。先程の答弁では町で現場の状況を確認していると。ただ車で行って、ここ終わったなど目視だけではどうしようもないわけでしょう。中身の検討ですよ。ふるさと再生課長、浪江町の復興と再生、帰還に関わる事業、あなたが担っているわけだから、ただ巡回してきましたでは話にならないでしょう。どうということかというフォローアップ除染、1回もやっていないということだから何のための巡回なんですか。終わったところ、国は国で線量測定はやるでしょう。町でも金が掛かっても、素人でも正確な測定ができる機械を導入して、買ったんだよな、2000万円で。

〔「買ってない」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 買うことになってるんだから、町長早く決裁してください。

〔「補正に上げている」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） いや、もう上がっている。こういうことは速やかにやらないとだめですよ。副町長がいるいない関係ない。やるべきことはやる。その上でフォローアップ除染やるなんて言ったって、根拠がなければ要求も請求もできないでしょう。仕事というのはそういうことなんですよ。あなた方にこういうことをいうのは大変失

礼だけれども、それぐらいの責任と期待があるということを自覚してやってもらいたい。今後どうするかお答えください。

それから、検証委員会、明日にもっては言わないけれども、先程私が色々言った様々な理由から浪江町除染に関する検証委員会、有識者も含めて、ばーんと看板出せるように、他の町でもやっているように浪江町でもやりなさいよ。解除に関する有識者検討委員会、それとは別です。町長も一方的な避難解除はあり得ないと言っているんだから、それを具体的に担保するということが大事でしょう。検証委員会いつまで立ち上げるか。私がここで何回質問したか分からない。前の担当課長の時からやっている。全員協議会でも再三質問している。確認もしている。お金はかかるかもしれませんが。必要な投資ですそれは、町民にとって。お金いたましがっている必要はない。行政の責任としてそういうものを立ち上げる。そういう判断と決断がなければ事業なんか進まないですよ。とっくに立ち上げて問題点を明らかにして次の対策をとる。これが行政が今のおかれている立場でしょう。どうするか再度お答えください。

それから、賠償の問題もやりたいんだけど、町長の第二原発再稼働について県町村会でも新たな問題が出た場合申し入れする。そうじゃない。8月5日、6日、全員協議会。5日に県の全員協議会でやり取りしたらば再稼働も廃炉も未定だと答弁しているわけだから、この問題について郡町村会としても、県町村会としても明確な態度表明をすべきだと、東電に申し入れすべきだということを私は求めているわけです。お答えください。

それから、賠償の問題では、一つは帰還困難区域の財物賠償、受付は29年3月以降。それは丸々6年を経過してからという話でしょう。そうじゃないんだ。6年過ぎたって戻れるかどうか分からない。しかも避難先で自力更生というか様々な状況を考えれば、浪江町に戻るということは困難だということで、避難先で再出発をしている人もいるわけだから、あるいは再出発しようとしている人もいるわけ。丸々6年経ってからなんていう話はこれは受け入れられない話です。29年3月以降になると言われて「はい、そうですか」って聞き入れたわけではないでしょう。現状を踏まえて、早期に二つの区域での財物の全損賠償請求早く受付できるように、町長も現実はこのことだから。早く受付できるように、事務方でも東北電力ときっちり交渉を進めてもらいたい。東京電力だな。東京電力ときっちり詰めていただきたい。詰めた結果を議長を通じて我々議会にも報告をしていただきたい。そうするかどうかお答えください。

それから、営業損害の賠償、質問原稿も渡したわけだけれども、

実は営業損害賠償については東電はこう書いているんだよね。将来の損害分としてと、将来の損害分も含めてと、将来を含めてということで実は逸失利益2倍を払うと。逸失利益2倍だから単純に考えれば2年なんです。だから2年分一括賠償されるから良いかというところではないんです。もちろん税金の問題もあるけれども、将来分も含めてということだから。2年ということでしょう。

〔「分割で2年」と呼ぶ者あり〕

- 16番（馬場 績君） いや、違う。分割の問題。将来も含めて。
- 議長（吉田数博君） 質問きちんとしてください。
- 16番（馬場 績君） 将来も含めて、2倍の営業損害賠償ということは2年で打ち切りということになるんです。そこを打破しないとだめなんです。議会としても閣議決定を受けて申し入れはしましたよ。損害が続く限り中間指針の趣旨に沿って賠償を続けろということをお求めていますよ。だから、町も東電の一流のごまかしがここにあるわけだから、これではだめでしょうと。再開したのは35%ですよ。2年間で8000社回るなんて言ったってアンケートとして話を聞いてそれで終わりでしょう。それで事業者は再開できますか。のれん代はどうなるんですか。あなた方に責任あるんだから完全賠償しなさい。こういうことを求めるべきなんです。そうされるかお答えください。

以上です。答弁してください。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、町長。
- 町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。私、県の町村会での要望は7月下旬に行いました。したがって8月5日の発言についてはちょっと錯覚を起こしまして大変失礼いたしました。
- なお、この発言の問題については、町村会の私理事をやっていますので、それは提言してまいりたいと考えております。

- 議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。
- ふるさと再生課長（鈴木政己君） 再々質問にお答えさせていただきます。フォローアップ除染に関しましてガンマカメラを購入して、ガンマカメラによる撮影を行いまして、その中で異常はないか確認体制を構築していきたいと思っております。また、異常があった場合には環境省へ情報提供し、事後モニタリング時に活用するよう要請してまいります。

また、次の質問でございますが、除染検証委員会につきましてはできるだけ早く対応していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

- 議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 避難指示解除準備区域、居住制限区域の財物賠償の残分6分の1について、早期に支払いをするように町は東京電力に求めろということでございますが、東京電力については、既に平成28年3月まで5年分、6分の5を既に支払っております。それで、財物の賠償は全損で6分の6ですので、その6分の1については、6年を到達するというのが29年3月以降になるわけです。ですから29年3月以降の全損部分で避難指示が継続する場合で追加で賠償されるということでございます。

それから、減収率とか一括賠償の100%の件でございますが、将来に渡る損害を減収率100%の年間逸失利益の2倍相当額をみなして一括賠償するということです。これは従前の商圈を喪失したことに伴い、帰還や移転、転業、就労等に係る平成27年3月以降の将来に渡る損害を一括して賠償するということです。

これは馬場議員がいうように2年という概念ではないんです。2年という事業者もありますし、2年を越えて賠償されると。減収率100%の逸失利益の2倍ということは、事業再開をしている業者については2年をまたずっと年月が延びるということでご理解していただきたいと思えます。

それから、従来と同等の営業活動を期待するということで、やむを得ない特段の事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係が認められる損害が今回の賠償額を超過した場合には、自立支援策等の利用状況も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいて適切にお支払いということで、これは6月7日に実施した福島県原子力損害対策協議会で知事が念を押しまして、廣瀬社長が損害が継続する間は賠償するということで答えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁が終わりました。以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をお願いいたします。

（午後 4時25分）

発言訂正申出あり：議長許可「平成27年3月以降の営業損害は、減収率100%の年間逸失利益の2倍が一括して賠償されますが、その後の賠償打ち切りが問題であり町でも強い懸念を持っております。東京電力に対しては一貫して、中間指針に従い損害が発生する限り、賠償の継続を求めています。また、閣議決定において、その後は個別の事情を踏まえ適切に対応とあることに対し、東京電力が極めて限定した扱いとしていることから、政府に対しても適切に対応することを強く指導するべきと意見しております。」に訂正。

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月9日(水曜日)午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 請願・陳情の付託 |
| 日程第2 | 認定第1号 決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第4 | 議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第82号 浪江町税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第84号 委託に関する協定の締結について |
| 日程第9 | 議案第85号 工事請負契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第86号 工事請負契約の締結について |
| 日程第11 | 議案第87号 土地の取得について |
| 日程第12 | 議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 | 議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第18 | 議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第19 | 議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第20 | 同意第1号 特別功労者の決定について |
| 日程第21 | 報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について |

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼 帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼 出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼 浪江町中央公民館長 兼 浪江町津島公民館長 兼 浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
ここで、産業・賠償対策課長並びに復興推進課長より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

まず産業・賠償対策課長。

- 産業・賠償対策課長（岩野善一君） 昨日の馬場議員の一般質問への答弁につきまして、訂正をさせていただきます。

閣議決定後の営業損害の賠償の答弁についてでございます。「平成27年3月以降の営業損害は、減収率100%の年間逸失利益の2倍が一括して賠償されますが、その後の賠償打ち切りが問題であり町でも強い懸念を持っております。東京電力に対しては一貫して、中間指針に従い損害が発生する限り、賠償の継続を求めています。

また、閣議決定において、その後は個別の事情を踏まえ適切に対応とあることに対し、東京電力が極めて限定した扱いとしていることから、政府に対しても適切に対応することを強く指導するべきと意見しております。」と訂正いたします。よろしく申し上げます。

- 議長（吉田数博君） 続いて、復興推進課長。
○復興推進課長（山本邦一君） 同じく馬場議員の一般質問に対しての答弁でご訂正をお願いします。

2点目の再生可能エネルギーのご質問の中の、再生可能エネルギー復興支援事業と今後の取り組みの中で、私の答弁で「県の復興計画の目標において、再生可能エネルギーによる発電量を県内電力需要の1020%以上」と答弁いたしました、正しくは「100%以上」でございますのでご訂正の方、よろしく申し上げます。

◎請願・陳情の付託

- 議長（吉田数博君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した陳情1件はお手元に配付した請願・陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託いたします。
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛報告いたします。

◎認定第1号から報告第7号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第2、認定第1号 決算の認定についてから日程第21、報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第21、報告第7号までを一括議題といたします。

日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

平成26年度は、全町避難が長期化する中、避難先での行政運営の拠点である二本松事務所とふるさと再生に向けた拠点である浪江町役場本庁舎において復旧・復興に向けた取り組みを進めてまいりました。

町内での業務におきましては、除染事業の進展に合わせ、町道及び上下水道等のインフラ復旧を進めた他、津波被害を受けた沿岸部において、防災集団移転促進事業や共同墓地整備事業を実施いたしました。

また、町内での事業以外にも、全国各地で厳しい避難生活を送られている町民同士の絆を維持し、町からの情報発信を強化するため、希望世帯にタブレット端末を配付いたしました。

このような復興における新規事業や広域的な行政運営を行った結果、一般会計では、決算において歳入歳出ともに前年を上回る結果となっております。また実質収支、実質単年度収支については黒字であります。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年度同様すべてにおいて早期健全化基準未満となりました。その他9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提

出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明は、会計毎に行います。平成26年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは平成26年度主要な施策の成果で説明申し上げます。2枚ほどめくっていただきまして1ページをお開きください。一般会計の決算の概要でございます。

第1表、収入総額が154億937万9000円、対前年度増減率は3.3%の増でございます。対しまして、歳出総額は145億4473万3000円でございます。増減率は4.0%の増でございます。歳入歳出差引額は8億6464万6000円でありまして、翌年度に繰り越すべき財源9500万1000円を差し引いた実質収支につきましては、7億6964万5000円の黒字となっております。また、今年度実質収支から前年度実質収支を差し引きました単年度収支が1億9212万8000円となり、それに積立金6101万3000円と繰上償還金9102万8000円を加え、更に積立金取り崩し額2億9871万6000円を差し引いた実質単年度収支は4545万3000円の黒字となったところでございます。

次に、3ページをお開きください。第2表歳入の状況でございます。主なものを申し上げますと、まず町税であります。決算額が5億1962万2000円、構成比3.4%、対前年度増減率は35.8%の増であります。

次に、五つ下、地方消費税交付金が2億1893万4000円、構成比1.4%、増減率は22.7%の増であります。これは、平成26年4月1日の税率改正により、税率が5%から8%へ引き上げられたことによるものでございます。

次に、三つ下にいきまして、地方交付税は60億7277万3000円、構成比39.4%、増減率は15.4%の増でございます。これは、主に震災復興特別交付税の増で、補助事業の地方負担分、派遣職員等の人件費のほか対象経費などの増が要因でございます。

次に、中段にいきまして国庫支出金32億2965万6000円、構成比21%、増減率38.2%の減でございます。これは、防災集団移転促進事業など、東日本大震災復興交付金の平成26年度事業分が平成25年度内に交付されたことによるものでございます。

次に、県支出金9億2551万5000円、構成比6%、増減率は48.2%の減であります。これは、平成25年度においては、市町村復興支援交付金で津波被災住宅再建事業交付金があったことによるものでございます。

次に、繰入金32億2138万8000円、構成比20.9%、増減率496%の増でございます。これにつきましても、防災集団移転促進事業など東日本大震災復興交付金基金からの繰入れで事業を実施したことにより大幅な増となっております。

次に、町債につきましてはゼロでございます。こちらは臨時財政対策債で記載がございません。当然これにつきましては、現状復旧復興に係る財源は、交付金及び震災復興特別交付税等を最大限に活用し、財源としていることから不用な起債の借入れについては、控えたためでございます。

次に、4ページの第3表、財源の構成でございます。まず、アの一般財源、特定財源でございますが、一般財源につきましては、決算額が82億1584万1000円、構成比で53.3%、増減率は9.2%の増でございます。主なものは、震災復興特別交付税の増で、先ほど申し上げましたとおり、補助事業の地方負担分など対象経費の増が要因でございます。

一方、特定財源におきましては、決算額が71億9353万8000円、構成比46.7%、増減率は2.6%の減でございます。主なものにつきましては、国庫支出金では防災集団移転促進事業費、東日本復興交付金の平成26年度事業分が先ほど申し上げたとおり平成25年度に交付されたことによる国庫支出金の減、繰入金では同事業で交付され、基金に積立てた交付金を繰入れし事業を実施したことにより、財源構成を含め大きな変動となりましたが、全体としては2.6%の減となったところでございます。

次に、自主財源と国県依存財源であります。自主財源の決算額が48億2297万3000円、構成比31.3%、増減率は152.8%の大幅な増でございます。しかし、これにつきましては、前年度交付を受けた東日本大震災復興交付金の防災集団移転促進事業などが、同基金への繰入れにより自主財源となったため形を変えたただけでございます。これを差し引きますと、依然として国県等に大きく依存した財源構成でございます。国県依存財源につきましては、決算額が105億8640万6000円、構成比68.7%、増減率は18.6%の減でございます。これは、前段自主財源で説明のとおり復興交付金分、国庫支出金において大幅な減が主な要因でございます。

次に、6ページをお開きください。第4表、町税の状況でございます。町民税につきましては、法人が1億7676万6000円、増減率は138.1%の増であります。これは、平成25年度に引き続きまして、町内法人の事業再開、更には東電の賠償等が進んだことによるものでございます。また、固定資産税、純固定資産税が564万3000円、

増減率は82.3%の減であります。これにつきましては、ご承知のとおり現在固定資産税については課税されておられません。増減率の減については、平成24年度に引き続き滞納分収納により繰越額が減ったためでございます。以上、平成26年度町税合計額は5億1962万2000円、増減率は35.8%の増となります。

次に、7ページをお開きください。第5表、目的別歳出の状況であります。主なものを申し上げますと、総務費が40億7638万4000円、構成比27.8%、増減率45.3%の減でございます。これは、これまで前段でも説明のとおり、平成25年度において東日本大震災復興交付金事業費の基金積立金に大幅な増があったことなどによるものでございます。

次に、衛生費10億1903万3000円、構成比7.0%、増減率137.6%の増でございます。これは、主に広域圏関係いわゆる双葉地方広域圏市町村圏組合負担金の増によるものでございまして、北部衛生センター及び双葉環境センターの災害復旧工事分等でございます。

次に、土木費が32億2740万円、構成費22.2%、増減率は625.7%の増であります。こちらも前段で何回か説明のとおり防災集団移転促進事業の執行に伴う経費の計上等によるものでございます。

次に、消防費が11億239万3000円、構成比7.6%、増減率は175.7%の増でございます。こちらは、町内の防犯防火体制強化関連事業の実施等によるものでございます。

次に、9ページをお開きください。第6表の性質別歳出の状況その1でございます。義務的経費につきましては、30億5203万円、構成比20.9%、増減率は6.7%の増であります。主なものは、扶助費において22.8%の増で、これは臨時福祉給付金及び津波被災者見舞金の支給等によるものでございます。

次に、投資的経費が28億8328万8000円、構成比19.8%、増減率は1068.3%の増でございます。こちらの主なものは、建設事業補助事業等で先ほどから説明のとおり、防災集団移転促進事業実施に伴う大幅な増となっております。

次に、その他の経費が86億941万5000円、構成比59.3%、増減率は20.8%の減でございます。主なものでは、物件費が24億7622万6000円、増減率は61.9%の増でございます。主なものは、町内防犯防火体制強化関連事業、タブレット関連事業等の経費でございます。こちらの実施によるものでございます。また、積立金が33億3429万4000円、増減率は53.2%の減でございます。これは、前段で説明のとおりでございます。防集関係の事業の関係でございます。

なお、性質別歳出の詳細につきましては、次の10ページに記載し

てありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、12ページをお開きください。第8の1表、財政構造に係る指数等でございます。まず、経常収支比率でありますが、95.3%であります。震災以降町税収入の減など、経常一般財源が確保できない状況が続き、依然高いところでの推移となっております。

次に、標準財政規模でございますが、51億5573万6000円でありませぬ。

次に、財政力指数は0.38でございますして、前年度より0.01ポイントの減となっております。

次に、財政調整基金の現在高でありますが、現在高は13億5062万1000円であります。なお、標準的な基金保有額の目安につきましては、標準財政規模の10%程度とされております。

次に、翌年度以降財政負担額でありますが、まず地方債現在高は47億8114万1000円で平成25年度の借入れがなかったこと、更には原子力発電所立地地域振興基金の廃止に伴い、同基金からの借入れの繰上げ償還等により、前年度より6億1488万1000円の減であります。債務負担行為残高2億9711万7000円と合わせた額は、50億7825万8000円で前年度と比較して6億6281万5000円の減額となったところでございます。実質公債比率でありますが12.0%、前年度より2.5%の減となっております。平成26年度も地方債発行に許可が必要な18%以下が昨年度に引き続き確保されております。

次に、13ページをお開きください。健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますが、これは昨年度に引き続き赤字が出ておりませぬので、記載されておられませぬ。また、実質公債比率は先ほど説明のとおりであります。四つ目の将来負担比率につきましては、前年度に引き続き地方債の現在高と将来負担額から差し引かれる充当可能基金が将来負担額を上回る状況にあり算出されませぬ。

なお、公営企業資金不足比率については、資金不足が発生してないため、すべての会計において算出されませぬでした。

次に、第9表につきましては、事業別の地方債現在高の状況であります。

次のページの第10表は、借入先別及び利率別現在高の状況であります。後ほどご覧いただきたいと思ひます。

次のページに入りまして、第11表、債務負担行為の状況でございます。事項に記載のとおり、主に請戸川土地改良事業に伴うものがございます。平成26年度支出額が3826万9000円でございますして、平成26年度以降支出予定額は2億9711万7000円となっております。

また、下段第2表、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございますが、平成26年度支出が8億7935万4000円であります。負担額が倍額となっておりますが、主な増分につきましては先ほど申し上げたとおり、北部衛生センター及び双葉環境センターの災害復旧工事分でございます。

次に、18ページをお開きください。基金の状況でございます。積立基金につきましては、一般会計で12基金、特別会計が5基金、計17基金が設置されておりましたが、平成26年度において一般会計でふるさと創生基金及び社会体育施設整備基金の2基金を廃止したため、平成26年度末では15基金となっております。積立金の状況であります。各基金の平成26年度末現在高について申し上げます。財政調整基金が13億5062万1000円、減債基金が6億39万円、地域振興基金が6億2674万1000円、地域福祉基金が6億6579万3000円、佐藤十郎職員研修基金が8247万7000円、中山間ふるさと水と土保全基金1103万4000円、公共用施設維持基金3億5886万9000円、紅房桜維持管理基金547万8000円、浪江町復旧・復興基金67億5245万4000円、東日本大震災復興交付金基金33億4457万円、文化及びスポーツ振興基金2227万2000円、国民健康保険給付費支払準備基金7億2398万9000円、介護給付費準備基金7770万2000円、浪江町公共下水道事業基金1億7149万3000円、浪江町農業集落排水事業基金222万1000円、一般会計特別会計合わせた15基金の平成26年度末現在高につきましては、147億9610万4000円となっております。

次に、2定額運用基金の状況でございます。平成26年度においては、4基金の運用でございましたが、高齢者に対する肉用牛貸付基金及び物品調達基金2基金を廃止しております。残りの2基金を合わせた平成26年度末現在高は4億9440万4000円となります。また、下段の基金現在高の内訳につきましては下表のとおりでございます。

以上で、一般会計の決算について説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 主要な施策、79ページをお開きください。事業費62万円、財源内訳が特定財源60万円でございます。事業の内訳でございますが、スポーツ事業としまして全国大会9件で32万円、東北大会4件で16万円、スポーツ大会開催事業これはグラウンドゴルフ、パークゴルフ、ゲートボールの各協会の開催の事業としまし

て3事業に助成しております。3件で9万円でございます。

文化事業としまして、成果発表事業こちらにつきましては、踊りの団体の成果発表ということで、1件で5万円の助成を行っております。

合計17件、合計で62万円でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算について、主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

80ページをお開きください。平成26年度の国保事業につきましては、長期避難に伴い心身共に疲弊している避難町民の医療の確保、更には健康管理、健康維持の徹底を図ってまいりました。また、原発災害の特例措置により国保税の全額減免及び医療費の一部負担金免除を実施してきたところでございます。国保の加入状況でございますが、加入世帯加入者とも平成25年度と比較しますと転出等による世帯数の減少に伴い、共に微減となっております。

次に、81ページをご覧ください。歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が50億5794万2841円でございます。増減率は8.8%の減でございます。歳出総額は44億2024万7286円で、増減率は8.6%の減でございます。更に、一人当たりの医療給付費額につきましては、35万8466円ございまして、前年度と比較しますと3万6101円の減となっております。

82ページをお開きください。次に、医療費適正化事業についてご説明を申し上げます。事業費564万2664円はレセプト再審査申立委託料296万4264円、疾病予防を図るための調査委託料267万8400円でございます。事業の内容につきましては、レセプト再審査請求により405万2360円の医療費削減に努めるとともに、レセプトデータを基に疾病状況調査の分析を行い、疾病予防など健康管理の徹底を図ってまいりました。更には、避難町民健康管理施策、健康白書にも分析データの活用を図っております。

83ページをご覧ください。医療給付の状況についてご説明を申し上げます。まず、一般被保険者医療給付費につきましては、過酷な長期避難により精神的肉体的に疲弊しており、入院及び外来共に微減ながらも、入院において8億3172万1985円、また外来においても9億7514万6851円の給付額となっております。退職被保険者においては、退職被保険者の減により給付額が全体的に減少の傾向にご

います。

84ページをお開きください。高額療養費の給付状況でございます。対象が10件でございます。124万2196円の給付を行いました。失礼いたしました。ただいまの高額療養費の件数でございますが、10件と申しましたけれども、件数12件と改めますので、よろしく願います。金額が124万2196円の給付を行いました。

続きまして、出産一時金でございますが、49名の子供さんがお生まれになり出産1件につき42万円の現金給付を行いました。

次に、葬祭費でございますが、38名の方がお亡くなりになり、葬祭を行う方に対し、1件につき5万円の現金給付を行いました。

85ページをご覧ください。後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、それぞれの事業を円滑に運営していただくため、社会保険診療報酬支払基金に対し拠出したものでございます。

次に、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、高額な医療費の対応並びに県全体の国保税の平準化を図り、国保財政運営の安定に資するため国民健康保健団体連合会に拠出したものでございます。

86ページをお開きください。特定健康審査等事業の実施状況でございます。40歳から74歳までの対象者5626人に対しまして、2408人の検診者数でございます。受診率が42.8%となっております。事業費につきましては1435万3808円で、生活習慣病予防のための健康審査費用でございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算についての説明を終わります。よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

87ページをご覧ください。仮設津島診療所は、関根所長を中心に浪江町において開業されておりました医師4名及び常勤1名と非常勤3名の協力の下、かかりつけ医による継続した診療と町民に根ざした診療を行いました。

また、福島県立医科大学整形外科及び独立行政法人地域医療機能推進機構JCHOより週1回医師の派遣をいただき、診療を行ってきたところでございます。

それでは、歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が3億693万8995円でございます。増減率は8.9%の増でございます。

88ページをお開きください。歳出総額は2億3675万9652円でありまして、増減率は9.3%の増でございます。

次に、診療状況でございますが、患者数は1万1387人で前年度と比較しますと934人、7.5%減少しております。これは、入院者の増加により外来が減ったほか、避難先を中通りから浜通り方面へ移られたために減少したものと思われま

す。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 主な施策の成果89ページをお開き願います。決算額が歳入合計5億5838万7000円で、対前年度比1億1006万8000円、16.4%の減でございます。歳出合計は5億778万9000円、対前年度比1億5399万2000円、23.2%の減でございます。

続いて90ページをお開き願います。委託料1億842万8000円で、浪江浄化センター及び管渠の被害調査の3件となっております。

次に、工事請負費859万円で、管渠の修繕工事の1件となっております。

続いて91ページをお願いいたします。地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省からの借入残高が16億2380万1000円、日本郵政が1億7826万2000円、地方公共団体金融機構が10億3629万4000円、市中銀行が3億7268万7000円、合計で32億1104万4000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 平成26年度浪江町歳入歳出決算書の浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算事項別明細によりご説明いたします。

ページが252ページでございます。繰越金が603万8974円、諸収入が69円これは預金利子でございます。合計、歳入合計が603万9043円。

決算書の254ページでございますが、歳出の予備費がゼロでございます。

決算書の256ページでございますが、実質収支に関する調書という

○議長（吉田数博君） 課長、ちょっとお待ちください。皆さん資料の

提示が間に合わないと思いますので、若干待ってください。

決算書を開いてください。今まで事項別明細書だったものですから。主なる成果ではないものですから、急に変わったものですから。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 申し訳ございません。

○議長（吉田数博君） 皆さん大丈夫ですか。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） すみません。

○議長（吉田数博君） 主な施策の成果で説明をすると変わりますので。

再度確認をいたします。今までの説明のとおり、主なる成果、施策の成果に基づいて説明をさせていただきます。

では、再開をいたします。

産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 主な主要な施策の成果のはじめにの次のページでございます。ページ番号は、ふってございません。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午前 9時45分）

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） はじめに次のページで、ページ番号はふってございません。その中の工業団地造成事業特別会計ということで、予算現額が603万9000円、歳入総額が603万9000円、歳出総額はゼロでございます。歳入歳出差引残額が603万9000円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 主要な施策の成果92ページをお開き願います。決算額が、歳入合計7505万8000円で対前年度比1385万7000円、15.5%の減でございます。歳出合計は7246万1000円、対前年度比1554万円、17.6%の減でございます。

続いて、93ページをお開き願います。災害復旧費として高瀬浄化センター復旧工事に2991万6000円、管渠の被害調査、積算等に799万2000円となっております。

次は、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。

財務省が1億1671万7000円、地方公共団体金融機構が401万6000円、市中銀行が4808万円、合計で1億6881万3000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 施策の成果94ページをお開きください。

平成26年度介護保険事業特別会計決算額は、歳入が27億8761万3776円、歳出総額が26億5455万2128円でございます。前年度と比較いたしまして、歳入が1億4997万1987円、5.7%の増額、歳出が3億2155万5643円の増、13.8%の増額となっております。歳出の主なものは、保健給付費で20億4922万5217円で、前年度と比較いたしまして5.6%の増となっております。なお、介護保険サービスの利用者負担については免除となっております。

続きまして、95ページをお開きください。介護保険審査会でございますが、事業費といたしまして1441万6402円でございます。介護認定審査業務につきましては、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において、双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。平成26年度新規認定等103回の審査会を開催し、3739件うち浪江町分が1036件の審査判定を行っております。そのほか県外等の避難者については、原発避難者特例法によりまして、避難先の市町村で認定事務を行っております。認定者の状況は、平成26年度1395名、増減が24、増減率が1.8%ということで内訳は以下のとおりとなっております。

96ページをお開きください。被保険者の状況でございますが、平成26年度の第1号被保険者数が5630人、増減が141でございます。受給者の状況が、要介護サービス受給者数が平成26年度1170人でございます。増減が63人、増減率が5.7%でございます。

続きまして、97ページをお願いいたします。介護サービス別保険給付の状況でございますが、介護サービス等諸費が平成26年度でございますが、18億1058万6211円、5.8%の増でございます。介護予防サービス等諸費が1億2968万8745円で2.9%の増でございます。特定入所者介護サービス等費が1億711万8278円で、7.5%の増でございます。

続きまして、98ページをお開きください。地域支援事業といたしまして、1372万6432円を支出いたしております。こちらは高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため適切な保険医療福祉サービスが提供されるよう包括的に実施いたしております。主な事業の内

訳は記載のとおりとなっております。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、主要な施策の成果、表のページから2枚ほどめくっていただきまして、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算一番下段になりますその他で説明申し上げます。

歳入決算額が537万4000円、主なものは繰越金でございます。歳出決算額が23万円、主なものは委員の報酬等でございます。歳入歳出差引額は514万4000円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。

99ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計と同様に保険料、医療費、個人負担分が全額減免となっております。歳入歳出の状況でございますが、歳入総額が1億870万2930円でございます。増減率は、78.4%の増でございます。主なものは繰入金と諸収入でございます。歳出総額は、6174万6823円でありまして、増減率5.4%の増でございます。歳出の主なものは、保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成26年度浪江町水道事業会計で収益勘定では、総収益2億8956万7000円、総費用2億6149万9000円となり、損益計算の当年度純利益では2806万8000円となりました。次に、資本勘定では収入総額287万7000円、支出総額9347万8000円で、9060万1000円の不足額が生じましたが、内部留保資金により補填したところであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 浪江町水道事業会計決算書について、ご説明いたします。

3ページをお開き願います。

(1)の総括事項、(ア)給水状況であります。住民避難により給水人口はゼロですが、給水戸数は町内再開業者8戸、除染業者3戸の合計11戸となりました。有収水量は、5304m³で町内再開業者に1743m³、除染用水として3561m³を供給しました。(イ)の工事状況につきましては、地震により被災した送配給水管の漏水修繕工事を27件実施いたしました。修繕工事の概況については5ページ、6ページをご覧ください。

次に財政状況でございますが、8ページをお開き願います。事業収入に関する事項は、決算額2億8956万6686円で、対前年度比2億2900万7099円のマイナス44%の減となったところでございます。これは、昨年度は平成23年度、24年度の2年分の東電からの逸失利益賠償がありましたけれども、本年は平成25年度、1年分ということでその分の減額となっております。今年度は営業外収益として東京電力から平成25年度の逸失利益として2億3005万6766円が支払われました。

次に9ページの事業費の事項であります。決算額2億6149万8514円、対前年度比6350万5557円、32.1%の増でございます。主なものとしては、人件費等や小野田治水環境の修繕費であります。

次に13ページをお開きください。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。内容についてはただいま報告したとおりでございます。

次に14ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書であります。収入決算額としましては287万6828円です。支出決算額としては、9347万7907円となり、内容は企業債償還金であります。不足する額につきましては、当年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に15ページをお開き願います。損益計算書でございますが、当年度の純利益につきましては、2806万8172円となったところでございます。

次に16ページをお願いいたします。欠損金計算書でございます。資本の合計は、前年度末残高は42億223万5599円でございます。当年度変動額は、地方公営企業法の改定に伴う自己資本金への繰入れマイナスの8億141万1943円と企業債の償還として9187万3027円、当年度純利益2806万8172円でございます。以上のことから、当年度

末の資金合計残高は33億3989万5629円でございます。

次に17ページをお開き願います。欠損金処理計算書でございます。当年度末処理欠損金2462万8724円につきましては、補填による欠損処理をせず欠損金として次年度に繰越いたします。

次に18、19ページは貸貸対照表でございます。資産の状況及び負債資本の状況が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

21ページ以降につきましては、参考資料でございます。

23ページが平成27年度水道事業会計キャッシュフロー計算書、24ページ、25ページ、26ページが収益費用明細書、27ページが固定資産明細書、28ページが企業債明細書、29ページが資本的収支明細書となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。企業債につきましては、29ページに記載してありますが、平成26年度末未償金残高は9億7863万1109円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで、浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） 浪江町一般会計、特別会計、水道事業会計決算審査等意見書をご覧いただきたいと思っております。

次のページです。27浪監第10号、平成27年8月10日、浪江町監査委員山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛、地方自治法第233条第2項の規定により平成26年度浪江町歳入歳出決算、証書類、その他政令で定める書類、同法第241条第5項の規定により、平成26年度基金運用状況、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成26年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、同法第22条第1項の規定により平成26年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次の次のページです。1ページになります。

平成26年度浪江町歳入歳出決算審査意見書について、ご説明を申し上げます。

審査の対象ですが、浪江町一般会計歳入歳出決算書ほか9特別会計を審査いたしました。

審査の期間、平成27年7月22日から平成27年7月29日までです。

審査の方法、審査に付された決算書等に基づき各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認、照合

を行いかつ予算の執行状況について審査を行いました。審査の結果、一般会計をはじめ特別会計の審査に付された決算書等による決算は、関係法令に概ね準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められたが、一部に留意または改善すべき事項が見受けられました。

次に、決算からみた予算の執行状況について、以下各会計ごとにその意見を記述することにいたします。

次のページです。総括になります。財政の収支の状況を表したものでございます。一般会計と特別会計を合わせた決算額は歳入総額243億1761万9000円、前年比100.4%、歳出総額224億9915万1000円、前年比101.5%で形式収支は18億1846万8000円の黒字決算となりました。各会計の形式収支は、一般会計では8億6464万6000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業ほか8会計の合計は、9億5382万2000円となり、各会計とも黒字決算となりました。また、一般会計では形式収支から翌年度へ繰越す分の財源を差し引いた実質収支7億6964万5000円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素であります財政調整基金積立金を加え、積立金取崩しを差し引いた実質単年度収支は4545万3000円の黒字となりました。

一方、特別会計全体では実質収支は黒字となりましたが、前年度実質収支がこれを上回ったため単年度収支は1億8459万4000円の赤字となりました。その内訳は、次表のとおりでありますのでご覧いただきたいと思えます。

次の4ページ、5ページになりますが、これは一般・特別会計の歳入歳出決算と執行状況について記載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

次に6ページをお開きください。一般会計の予算決算の概要を申し上げます。最終予算現額は、当初予算133億6700万円に補正予算額17億9940万4000円を増額し、前年度からの繰越明許費3億7953万8000円を合わせ155億4594万2000円となりました。決算収支は、歳入歳出差引額が8億6464万6000円となりましたが、翌年度へ繰越すべき財源9500万1000円を差し引いた実質収支は7億6964万5000円となっております。第1表のとおりであります。

次に財政構造を分析した指数等は次表のとおりであります。表の説明を下記に記載してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

次のページをお開きください。歳入になります。一般会計の歳入額は154億937万9291円であり、前年度決算額に比較して4億9490万8299円、3.3%の増加になっております。主なものは以下のとおりであります。

次に、調定額に対する収入率は99.6%で、前年度と同様であります。

次に、収入未済額であります。4559万1235円で、前年度収入未済額5462万1497円に比較して903万262円、16.5%減少しております。その主な理由として前年度未収でありました固定資産税をはじめとする滞納分の町税、町営住宅使用料などが収入されたことによるものであります。収入未済額の内容は以下のとおりでありますので、ご覧ください。

次に、不納欠損額であります。1024万6342円で、前年度不納欠損額610万6801円に比較して413万9541円、67.8%増加しております。不納欠損額の内訳は以下のとおりであります。

以上が歳入の概況であります。以下8ページから21ページまで款別にその状況を記述してありますので、ご覧ください。

22ページをお開きください。歳出になります。一般会計の歳出決算額は145億4473万3352円であり、前年度決算額に比較して5億6191万7684円、4.0%の増加となっております。増加率の高い主なものは、以下のとおりであります。

次に、目的別歳出決算額の構成費で高いものは以下のとおりであります。なお、総務費では浪江町復旧・復興、東日本大震災復興交付金基金等へ積立てを行い、その総務費に占める割合は48.4%となっており、今後の復旧復興に向けた業務等の財源として確保されました。

次に、本年度決算における翌年度繰越額は1億885万円となっております。なお、翌年度繰越額の内訳は次のとおりであります。3点ほどございます。

次に、不用額は8億9235万8648円で予算現額に対する割合は5.7%となっております。これは、災害対応に係る予算整理未了によるものと思われ、なお予算執行率は93.6%と前年度比を0.1ポイント上回っております。

以上が歳出の概況ですが、以下23ページから31ページまで款別にその状況を記述してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

32ページをお願いします。特別会計です。文化及びスポーツ振興育成事業ほか8会計について32ページから36ページに各会計ごとに意見をしてありますので、ご覧いただきたいと思えます。

37ページをお開きください。平成26年度基金運用状況審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町公共用施設維持基金ほか20基金であります。審査の方法、一般会計、特別会計審査と同様な方法で実施いたし

ました。

審査の結果、基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認したが、一部に留意または改善すべき事項が見受けられました。審査意見については、38ページから42ページに各基金ごとに意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

43ページになります。平成26年度健全化判断比率審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、下記の表についてですが、個別意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

(3)になります。是正改善を要する事項ですが、特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、水道事業会計をお開きください。次の次のページです。

27浪監第11号、平成27年8月10日、浪江町監査委員山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成26年度浪江町水道事業会計決算、証書類、事業報告及び政令で定めるその他の書類、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により平成26年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

44ページをお開きください。平成26年度浪江町水道事業会計決算審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の対象、浪江町水道事業会計決算。

審査の期間、平成27年7月27日。

審査の方法、復旧事業課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。平成26年度の決算は、原発事故により全町民避難が強いられ、営業外収益は震災前より大幅な減収となっている。

一方、営業外収益は大幅な増収となっている。主なものとして、東京電力との損害賠償に合意し、平成25年度の逸失利益分として2億3005万6766円が支払われたことによるものであります。資本的収入及び支出においては、収入総額287万6828円、支出総額9347万7907円で、差引き9060万1079円の不足を生じましたが、その全額を当年度損益勘定留保資金、その内訳ですが、減価償却費8802万147円、資産減耗費258万932円で補填する結果となりました。営業外収益の損失分については、引き続き東京電力と損害賠償追加費用等請求について協議が進められ合意後は減収分が補填される予定であります。

なお、平成26年度予算及び決算から地方公営企業法施行令、施行規則等に基づく新地方公営企業会計基準が適用され大幅な制度改正であるためこれまで以上に慎重な作業が求められた。

では、次のページをお開きください。事業の概要になります。

まず一つに、給水状況、原発事故により全町民避難が強いられた本年度も給水人口はありませんでした。ただし、事業用として公共機関及び町内再開事業者に給水を再開し、給水戸数は11戸、その内除染業者3戸を含んでおります、11戸の中に。有収水量5304m³うち除染用に3561m³を供給しております。工事状況ですが、本年度は小野田水管橋の復旧をはじめ地震により被災した送配給水管の漏水修繕工事等27件を実施しております。収納状況ですが、本年度の給水収益は227万7947円で全額収納されております。執行状況について46ページ、47ページに記載されておりますので、ご覧ください。

次に、48ページになります。平成26年度水道事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

次に個別意見ですが、資金不足について平成26年度の資金不足比率は生じなかった。是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上をもちまして、平成26年度一般会計、特別会計、基金運用状況、健全化判断比率及び平成26年度水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

続いて、総合的な意見を述べさせていただきます。49ページにな

ります。結びというところであります。

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から4年目を迎えた平成26年度は、災害復旧復興に係る業務に時間を費やし、通常業務の両立が困難な状態の中で、緊急復旧対応期から復興の実現期へ移行する重要な時期でありました。決算状況を見ると、一般会計と特別会計を合わせた決算は、前年度に比べ歳入が0.4%の増加、歳出が1.5%の増加となっております。執行率92.9%で前年度に比べ0.5ポイントの減少となりました。基金は将来の財政負担に備え、平成26年度は4億7227万円を積み増しし、現金預金の現在高は149億2658万8000円となっております。財政は総じて健全に運営され、黒字決算をもって翌年度に引き継がれたのは、健全財政の基本方針を堅持した結果であるが、震災により特殊な状況が大きな要因としてあります。歳入では、前年度に交付を受けた国県依存財源である東日本大震災復興交付金を今年度は同基金から繰入れたため、自主財源が増加しましたが、依然として自主財源の確保が厳しく、震災復興に関連する震災復興特別交付金や国庫補助金等の依存が高い状況にあります。歳出では町内において本格的除染が進む中、町道、上下水道のインフラ復旧、水稻実証栽培の開始やトルコギキョウの出荷など産業基盤の再生、国道6号及び常磐自動車道浪江IC開通に伴い町内の防犯・防火体制の強化、タブレット端末を使った情報発信や絆の維持、津波被災者の生活再建のため防災集団移転促進事業に着手するなど、多くの事業で大規模なものとなっております。

今回の決算審査は概ね適正に処理されていると認められたものの、東日本大震災復興交付金基金及び浪江町復旧・復興基金においては実績による不用額を各基金に戻し入れすべきところを一般会計の不用額として処理していた。また、浪江町ふるさと創生基金では、廃止前に基金利子の一部を積立てる処理を怠るなど留意または改善すべき事項が見受けられたので必要な処置を講ずるとともに、厳正な執行に万全を期するよう求めました。特に、予算執行に当たっては次の点に留意するよう指摘しました。工事請負契約関係で震災での資材、人手不足等により事業が大幅に遅れた事例もあるため、施工業者との工程管理等の協議を密に行うこと。必要な経費であれば、事業の基準算定に従って十分な予算処置をし、予備的な予算処置はしないこと。事業が確定した予算については、3月までに補正し専決処分は緊急的なものに止めること。復旧復興事業ではやむを得ない予算の流用もあったが、適正な予算執行をする上で、みだりに流用を行わないこと。多様な問題解決に向けてスピード感のある事務

事業の執行が求められるが、そのために必要な知識、見聞を広める研修等の機会を設けること。最後に平成26年度はふるさとの復旧復興が目に見える形で動きだした年であり、今後も更に加速することが必要であることから意欲的な事業展開が求められる。引き続き財源の確保に努め限られた財源の重点配分と効果的効率的な財政運営により、事業の執行を図ることを期待するものであります。

○議長（吉田数博君） ここで、10時40分まで休憩といたします。
（午前10時28分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午前10時40分）

○議長（吉田数博君） ここで、復旧事業課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 先ほどの水道事業会計決算書の説明の中で、18ページの表を貸借対照表と読みましたけれども、貸借対照表の誤りでありますので訂正いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（馬場 有君） 議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。
本案は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の利用等の制限等を定めるため所要の改正を行うものであります。
詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは添付してあります資料により説明させていただきます。

議案第80号資料、今回の改正の趣旨でございますが、読み上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い住民票を有するすべての個人に12桁の個人番号が付番されることとなります。個人番号はそれ以外の個人情報と比べまして強力な個人識別機能があることから、番号法では個人番号をその内容に含む特定個人情報について従来の個人情報よりも

更に厳格な保護措置を講じることとされているため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、第1条につきましては、特定個人情報、保有特定個人情報の定義の追加、保有特定個人情報の提供の制限の規定の追加及び利用停止請求の要件の追加等でございます。

第2条につきましては、保有特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の自己情報開示請求等に任意代理人を認める規定の追加等でございます。

第3条につきましては、情報提供等記録の定義の追加及び情報提供等記録の利用等についての規定の追加等でございます。

(4) としましては、番号法の施行が段階的に行われることから番号法の施行に合わせた本条の改正につきましても三段階の施行期日により施行することとなります。

それでは、1枚目を開いていただきまして、はじめに第1条による改正についてでございます。施行期日は10月5日でございます。

まず第2条、定義については第6号及び第7号を追加するものでございます。第6号は、番号法において個人番号とその内容を含む個人情報を特定個人情報として定義し、第7号は、実施期間の職員が職務上作成し、又は取得し保有している特定個人情報を保有特定個人情報として定義付けするものでございます。

次に、第7条の2では、保有特定個人情報の提供の制限についての定義を新設しております。

次に、第16条の改正では、保有特定個人情報について開示請求に対する決定等は請求があった日から開示するしないの決定をする期間を番号法に合わせまして30日とする規定を追加するものでございます。

次のページに入りまして、第27条の改正につきましては、自己情報の利用停止請求について該当する要件に番号法第20条に規定する収集してはならない特定個人情報の収集、保管等、番号法第28条の必要な範囲を超えた情報ファイルの作成等について要件を追加するものでございます。

次に、第2条による改正についてでございます。施行期日は平成28年1月1日からでございます。

まず、第7条の1項の改正は同条第2項から第4項に定める保有個人情報全体の利用及び提供の制限から保有特定個人情報の利用及び提供の制限を除外する規定を追加します。これは、保有特定個人情報については、従来の保有個人情報より厳格に運用等することにより、有効的な活用をするためのものでございます。

第7条の2は、第7条の1項で除外した保有特定個人情報の利用についての規定を新たに追加するものでございます。第1項については、目的外の利用禁止について、次のページに入りまして、第2項では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、第1項の規定にかかわらず利用できることを定めております。

なお、利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害すると認められる場合はこの限りではないということになります。

次の第7条の3、保有個人情報の提供の制限につきましては、第7条の2、保有個人情報の利用の制限の新設により第7条の3へ繰り下がるものでございます。

次に、第11条、第12条及び第15条の改正については、本人による自己情報の確認をより得やすくするため、一般的な個人情報の開示請求では認められない本人の任意による代理人についても請求権者として認めるための規定を追加しております。

次に、第27条の改正でございますが、実施機関に対する個人情報の利用停止又は消去及び情報の提供の停止において新たに保有特定個人情報についての取扱いについて別に定めたため、第1号では第7条の2を、第2号では7条の3を追加したものでございます。

次の第35条の改正は、次のページに入りまして特定個人情報の開示、訂正及び利用については本条例に定める手続きのみを適用することを定めるため以下追加となりますが、ただし開示訂正又は利用を求めようとする個人情報、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報である場合はこの限りでない。これを追加するものでございます。

次に、第3条による改正についてであります。こちらにつきましては、施行期日は番号法に掲げる規定の施行日から施行となります。現時点では具体的な日は未定でございます。

第2条については、第7号を新設し、従前の7号は8号へ繰り下げられるものです。追加となる第7号は、情報提供等記録についてでありまして、情報照会者及び情報提供者の名称、提供等の日時等についての記録でございます。

次に、第7条の2の改正では、実施機関の利用目的の利用について情報提供等記録を除外するもので、第7条の3に改めて同記録の利用制限を新設したものでございます。

次は、第7条の3、保有特定個人情報の提供の制限を前条新設したため、第7条の4とするもので、第7号を除く規定を削除しております。

次に、第17条及び第25条の改正でございますが、情報提供記録について、その情報の性質上移送する必要が認められないことから除外する旨の規定を追加するものでございます。

第26条の改正では、情報提供等記録の訂正を行った場合の通知先を総務大臣及び情報照会者又は情報提供者とする規定を追加するものでございます。

次のページに入りまして、第27条の改正では、利用停止請求できる個人保有個人情報から情報提供等記録を除くことの規定を追加し、また利用停止等の請求ができる要件に第7条の2、第7条の3及び第7条の4の規定に違反している場合を加える規定を追加するものでございます。

最後に、第35条の改正では、特定個人情報と同様に情報等提供記録についても開示、訂正及び利用については本条例に定める手続きのみを適用し、他の法令等の手続きは適用しないことの規定を追加するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い個人番号の通知カード等の再発行手数料を定めるなどのための所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。

こちら資料をお開きいただきたいと思います。

改正の趣旨でございます。前段につきまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民票を有するすべての個人に12桁の番号が付番されることとなります。その個人番号が10月以降に通知カードにより各個人に通知されます。また、平成28年1月以降には、個人番号カードの発行が開始されます。それらのカードについては、初回の発行は当分の間無料となりますが、再発行については手数料が発生することとなるため所要の改正を行うものでございます。

主な改正でございますが、第1条につきましては、通知カードの

再発行手数料を追加するものでございます。

第2条による改正につきましては、個人番号カードの再発行手数料を追加し、住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものでございます。

(3) としまして、こちらも段階的に施行となるものでございます。

それでは、裏面に入りまして、条例別表の新旧対照表でございませう。

第1条の改正は、右側になりますが、従前は22の2では住民基本台帳カードの交付手数料1枚につき500円でありましたが、新たに22の3として行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付を新設するものでございまして、金額につきましては同じく1枚につき500円でございます。こちらにつきましては、施行日は10月5日でございます。

次に、第2条の改正でございますが、こちらも22の2住民基本台帳カードの交付手数料につきましては、削除となります。22として新たに行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付を新設するもので、1枚につき800円となります。

なお、これにつきましては施行日は平成28年1月1日でございます。

下段、次の22の3の改正につきましては、括弧内の法番号等について22の2の新設で記載しているためこちらは削除するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第82号 浪江町税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第82号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） 本案は、平成27年度の町税法等の一部を改正する法律が国会において平成27年3月31日可決成立し、同法

律及び関係法令が同月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより浪江町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第82号資料によってご説明いたします。資料の2ページ新旧対照表をお開き願います。

9条については、個人の住民税の寄付金控除に係る申告の特例に関する条項の改正で、ふるさと納税に関する寄付金税制の改正となります。

また、16条の2については、たばこ税の税率の特例を廃止するというものでございます。

資料の1ページにお戻りください。2の(1)が附則第9条の関連の内容となっております。アにつきましては、個人住民税特定控除の上限額を引き上げるもので、改正前は個人住民税所得割額の1割とされていたものが、2割に拡充されるというものでございます。イにつきましては、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を簡易な手続きで行えるワンストップ特例制度の創設で、確定申告不要な給与所得者等が寄付を行う場合は個人住民税課税市町村に対する寄付の控除申請を寄付先の団体が寄付者に代わって行えるというものでございます。

(2)は附則第16条の2、紙たばこ3級品に係る特例税率を廃止するというものでございます。アにつきましては、議案の改正附則第3条の内容で、これまで紙たばこ3級品は特例により低価格で販売されておりました。この特例を廃止するというもので、激変緩和のため下の表のように経過措置をとるというものでございます。イにつきましては、手持ち品への課税ということで、小売業者が旧税率で仕入れたたばこを税率引き上げ後に新税率を含めた価格で販売した場合、新旧の税額の差額を不当に利得するのを防ぐため行われるものでございます。

3につきましては施行期日で、町民税が公布の日から施行し、平成28年度分より適用され、たばこ税につきましては、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令が改正されたことに伴い条例の一部改正

をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（武隈吉美君） 本案は、平成27年度の地方税法施行令等の一部を改正する政令が同年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより浪江町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案第83号資料によってご説明いたします。2ページ新旧対照表をお開きください。

第2条は課税額の改正で、課税限度額の引き上げでございます。

第2項は、国民健康保険税の医療分に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に。

第3項は後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に。

4項は介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に引き上げる改正でございます。

23条第2号は、軽減判定所得基準額の引き上げでございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行の24万5000円から26万円に。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げる改正でございます。

議案に戻りまして、附則第1条は、公布の日から施行するというものでございます。

附則第2条は、改正後の浪江町国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については従前の例によるというものでございます。

なお、資料1ページに改正内容をまとめておりますので、ご参照ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第84号 委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第84号 委託に関する協定の締結についてご説明いたします。

本案は、権現堂地内の公共下水道管渠の災害復旧工事について、

日本下水道事業団と協定を締結するため議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） それでは、協定の内容についてご説明いたします。

1、件名は浪江町公共下水道管渠施設と災害復旧に関する建設工事依託に関する協定であります。

2、施工場所は、権現堂地内です。

3、協定の方法は、随意契約でございます。

4、協定金額は、5億9500万円でございます。

5、協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号
日本下水道事業団、代表者理事長谷戸喜彦です。

6、工期は、議会の議決を得た日から平成29年3月31日までであります。

工事の概要についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

復旧延長3029.4m、管渠口径150mmから350mm、管渠補修工33カ所、マンホール復旧工25カ所、マンホール補修工75カ所、管口補修工6カ所、舗装復旧工9110.4平米となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第85号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第85号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、デジタル防災行政無線移動系の設備工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社日立国際電気東北支社、支社長大角太一と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） それでは、契約の内容についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、デジタル防災行政無線（移動系）設備工事。

- 2、施工場所、浪江町庁舎内及び浪江町が指定した場所。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億9440万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1440万円）であります。
- 5、契約の相手方、宮城県仙台市青葉区中央4丁目6番1号。
株式会社日立国際電気東北支社、支社長大角太一。
- 6、工期、議会の議決を得た日から平成28年3月25日までであります。

お手元の資料をご覧くださいと思います。見づらい図面となっておりますが、各設備の位置を示したものであります。災害により被災した防災行政無線（移動系）の設備をアナログ方式からデジタル方式で災害復旧するものであります。

左下の表をご覧ください。統制基地局設備が浪江町役場となります。基地局設備が中ノ森山、これは消防署中継局を間借りするものであります。簡易中継局設備が北棚塩総合集会所と、多重無線設備が浪江町役場、八丈石山、中ノ森山であります。それと移動局設備機器ということで、無線送受信装置を浪江町役場ということであります。それぞれ設備するものであります。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第86号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第86号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、橋梁災害復旧工事について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役泉田征慶と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） それでは、契約の内容についてご説明いたします。

- 1、契約の目的は、橋梁災害復旧工事であります。
- 2、施工箇所は、大字樋渡字田和津田前地内ほか1カ所でありす。
- 3、契約の方法は、指名競争入札であります。
- 4、契約金額は、1億2798万円（うち取引に係る消費税及び地方

消費税の額948万円)であります。

5、契約の相手方は、浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1。
株式会社泉田組、代表取締役泉田征慶であります。

6、工期、議会の議決を得た日から平成29年6月30日までであります。

工事の概要は、橋梁災害復旧工事2カ所、酒井橋と小野田橋であります。資料の1ページをご覧ください。酒井橋の復旧工事ですが、橋脚取り壊し再構築が1基、橋脚RC巻き立て工法1基、橋脚部分断面修復が1基、上部工桁位置修正が4連、支承取替24基、伸縮継ぎ手取替え25mであります。

次に、裏面の小野田橋をご覧ください。橋脚部分断面修復が1基、上部工桁位置修正が2連、支承取替が6基、伸縮継ぎ手取替えが9mであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長(吉田数博君) 日程第11、議案第87号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(馬場 有君) 議案第87号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長(吉田数博君) 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長(安倍 靖君) それではご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり浪江町大字両竹字的場4番ほか7筆、面積合計6518.19㎡、取得予定価格は1573万5045円、取得の相手方は浪江町大字両竹字的場26番地山田忠男でございます。

なお、別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図、並びに裏面に現在までの買い取り状況一覧を付けてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(吉田数博君) 日程第12、議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(3号)を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億1360万9000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、普通地方交付税4億812万円を増額、前年度歳計剰余金6億4964万4000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、浪江町復旧・復興基金積立金12億3099万1000円を増額、浪江東中学校整備設計委託料4411万4000円を増額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

款1、町税、項1、町民税、目2、法人5000万円の増は現年課税分で主に東電賠償等に係る申告によるものでございます。

次に、項2、固定資産税、目1、固定資産税1300万円の増は現年課税分で主に償却資産に係る課税分でございます。

次に、款9、地方交付税、目1、地方交付税4億7467万4000円の増は、普通地方交付税が4億812万円の増で、これは本査定による額確定によるものでございます。また、特別地方交付税は、震災復興特別交付税6655万4000円の増でございます。歳出で計上しております浪江東中学校改修関連事業及び当初予算で計上しておりました地域スポーツセンター外構工事の地方負担の補填分でございます。

次のページに入りまして、款12、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、教育使用料100万1000円の増は、学校施設使用料で除染に係る教育財産の貸付によるものでございます。

次に、款13、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、総務費国庫補助金1億2219万8000円の増は、福島再生加速化交付金でございまして、主な充当事業につきましては同じく今回歳出で計上しております溜め池の耐震診断等農地防災事業、浪江東中学校改修関連事業、町道上柳町線土場の踏切の改良事業等でございます。

次に、目2、民生費国庫補助金278万円の増は記載のとおりでございます。臨時福祉給付金給付事務費補助金でございます。

次に、款14、県支出金、項2、県補助金、目5、農林水産業費県補助金1218万1000円の増は農業費県補助金でございまして、主なも

のは営農再開支援事業補助金1183万9000円でこれは同事業において交通費保険料などが新たに補助対象となったことによる増額でございます。

次のページに入りまして、目8、電源立地地域対策交付金440万6000円の増は、同交付金で充当事業につきましては、本町職員人件費分でございます。

次に、款17、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、国民健康保険事業特別会計繰入金481万7000円の増、目2、後期高齢者医療特別会計繰入金4313万6000円の増、目3、介護保険事業特別会計繰入金4540万3000円の増はいずれも平成26年度各会計繰入金精算によるものでございます。

次のページに入りまして、項2、基金繰入金、目3、東日本大震災復興交付金基金繰入金642万8000円の増で、充当事業は防災集団移転事業登記委託料分でございます。補正後の基金見込額は15億7872万6000円となります。

次に、款18、繰入金、目1、繰越金6億4964万4000円の増は前年度歳計剰余金で補正前と合わせて7億6964万4000円となります。

次に、款19、諸収入、目1、雑入380万4000円の増の主なものは記載のとおりでございます。未来を描く市町村等支援事業助成金587万3000円の充当事業でございますが、浪江町復興十日市事業及び浪江町民俗芸能団体活動支援事業でございます。次のメンタルヘルス対策事業補助金130万円は職員等に対する同事業の地方公務員災害補償基金からの助成金でございます。次の原子力事故影響回復支援事業助成金344万円の減は、浪江町復興十日市事業で二つ上で申し上げましたが、対象事業の組み替えによる補正減でございます。

次に、款20、町債、目1、臨時財政対策債7946万1000円の増は、普通地方交付税本算定による額改定に伴い、同臨時財政対策債の限度額確定による補正でございます。

次のページに入りまして、ここからは歳出の説明でございます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費275万円の増の主なものにつきましては、委託料、職員衛生管理委託料216万円で、メンタルヘルス対策として、職員研修等の経費でございます。

次に、目5、財産管理費648万円の増の主なものは委託料で、一つ目が弁護士業務委託料は自治体賠償請求にかかる事務の一部を委託するものでございます。次の土地評価業務委託料は、新公会計制度の移行に伴いまして、公有財産が現在ありますが、その土地評価等を行うものでございます。

次に、目7、仮庁舎管理費196万5000円の増は、次のページを含

めまして事務費等の補正でございます。

次に、目8、企画費12億6687万8000円の増は、積立金でございますが、浪江町復旧・復興基金積立金12億3099万1000円でございますが、内訳につきましては、今回の歳入にあります地方交付税分及び繰越金分の積立てその他1件は本来補正等に対応すべき浪江町被災住宅再建補助金不用残につきまして、剰余金としたため今回補正し計上しまして積立てするものです。その額が7381万8000円でございます。

もう1件が、ふるさと創生基金廃止に伴う同基金への積立金において同積立金の最終残高が3484万4272円でありましたが、積立金の歳出予算が3484万4000円であったため、端数の272円を積み残したことによる積立金1000円をこの2件を含んでおります。補正後の基金残高見込額は、65億599万3000円となります。次の東日本大震災復興交付金基金積立金3521万円の積立金は、平成25年度から繰越明許により平成26年度に繰越した防災集団移転促進事業計画業務委託料及び請戸共同墓地整備工事費の不用額のうち、こちらも同基金からの繰入れ分を剰余金としたため、今回の補正で積立てをするものです。

更に、同基金利子積立金67万7000円につきましても、年末において積立てを行わず剰余金としたため、今回の補正で計上し積立てするものです。この両基金の処理につきましては、今回決算監査において必要な措置を講ずるとともに、厳正な執行に万全を期すよう指摘指導を受けたところでありまして、今後同様の事例が発生しないようこれまでの管理体制を再点検するとともに、チェック指導体制の強化を図ってまいります。

次に、15ページに入りまして、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費108万円の増は記載のとおり選挙人名簿システム改修業務委託料でございます。

次に、目6、農業委員会委員一般選挙費219万1000円の減は主に同選挙の執行事務経費でありまして、選挙の執行がなかったため減額するものでございます。

次に、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費241万8000円の増の主なものは、次のページに入りまして扶助費で人工透析患者通院交通費137万5000円でございます。

次に、目3、老人保護措置費182万2000円の増は扶助費で、養護老人ホーム東風荘入所者1名増によるものでございます。

次に、目7、臨時福祉給付金事業費1248万2000円の増の主なものは、役務費では通信運搬費217万8000円、償還金利子及び割引料で

は970万2000円、こちらにつきましては同給付金26年度精算による返還金でございます。

次に、項2、児童福祉費、目11、認定こども園費1810万9000円の増は、記載のとおり認定こども園建築工事設計委託料分でございます。

17ページに入りまして、項3、災害救助費、目1、生活支援事業費149万2000円は記載のとおり事務費の補正でございます。

次に、目4、住家被害等認定調査費700万円の増は、同調査委託料で調査家屋の増によるものでございます。

次に、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費2000万円の減は記載のとおりでございますして、国保直営診療施設事業特別会計繰入金で、同会計への繰出金において当初見込みより減少したため、減額するものでございます。

18ページをお開きください。下段、目9、放射線健康管理対策費806万6000円の主なものでございますが、委託料702万円、ホールボディカウンター操作等業務委託料で、同業務を委託するための経費でございます。

次に、款6、農林水産業費、項1、農業費、目3、農地費686万円の増の主なものは次のページに入りまして、委託料650万円でこれにつきましては、溜め池の耐震診断及びハザードマップ作成等でございます。

次に、目7、地域農業活力再生支援事業1261万7000円の主なものは、負担金補助及び交付金1120万4000円で歳入で説明のとおり、同事業におきまして交通費保険料などが新たに補助対象になったことによる増額でございます。

21ページに入りまして、項3、水産業費、目1、水産振興費500万円の増は、こちらも記載のとおり鮭孵化事業の施設調査委託料でございます。

22ページに入りまして、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目3、道路新設改良費1488万円の増は委託料で300万円、こちらにつきましては町道上柳町線土場踏切の前後町道の改良に係る設計委託料でございます。また、負担金補助及び交付金1188万円は、記載のとおりでございますして、同踏切拡幅に係る設計費のJRへの負担金でございます。

次に、項4、都市計画費、目5、防災集団移転促進事業費803万6000円の増は、こちらも記載のとおり買収に係る登記委託料でございます。

次に、項5、住宅費、目1、住宅管理費402万8000円の主なもの

は、需用費、修繕料300万円と事務費の補正でございます。

次に、款10、教育費、項2、小学校費、目1、学校管理費245万8000円の増は記載のとおり事務費の補正でございます。

次のページに入りまして、項3、中学校費、目1、学校管理費4462万4000円の増の主なものは、委託料でございます記載のとおり産業廃棄物処理及び浪江中学校関係の整備設計委託料でございます。

次に、項5、社会教育費、目2、中央公民館費129万6000円の増は、委託料ふれあいセンターなみえ被災度判定調査業務でございます。

次に、目5、図書館費108万円の増は、福島市に設置しております仮設図書館ライブラリーきぼうの軒樋の取付け工事費でございます。

次のページに入りまして、項6、保健体育費、目3、学校給食調理場費523万3000円の増の主なものについては、記載のとおり浪江共同調理場新築工事設計業務委託料でございます。

次に最後、款14、予備費、目1、予備費につきましては9500万円の増でございます。

最後になりますが、戻りまして6ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。起債の目的は、臨時財政対策債で、歳入で説明のとおり普通地方交付税本算定による額確定に伴い同起債の限度額が確定したことにより、限度額を3億48万9000円とするものでございます。なお、起債の方法等については補正前と同じでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ154万2000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金154万2000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、基金積立金、積立金154万3000円を増額、予

備費1000円を減額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出それぞれ6億2804万7000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金6億2769万5000円を増額であります。

歳出の主なものは、保険給付費3億1273万6000円、基金積立金1億円、諸支出金5989万4000円、予備費1億5506万4000円を増額であります。

なお、詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは、事項別明細により説明を申し上げます。

6ページをお開きください。はじめに歳入につきましては、款10、繰越金、項1、目2、その他繰越金6億2769万5000円の増、これは前年度歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。款2、保険給付費、項1、目1、一般被保険者療養給付費3億240万7000円の増、これは給付見込みにより増額するものでございます。同じく、目2、退職被保険者等療養給付費1032万9000円の増、これも給付見込みによるものでございます。

次に、款9、基金積立金、項1、目1、国保基金積立金1億円の増、これは前年度歳計剰余金の一部を国保基金に積立てるものでございます。補正後の基金残高見込額は8億2399万8000円となります。

次に、款11、諸支出金、項1、目3、償還金4705万4000円の増、これは前年度の事業確定による国等への返還金でございます。

次に8ページをお開きください。款11、諸支出金、項2、目1、直営診療施設勘定繰出金802万3000円の増、これは国保特別調整交付金の交付額決定による直診勘定への繰出金でございます。同じく目2、一般会計繰出金481万7000円の増、これは前年度事業確定による一般会計への繰出金でございます。

次に、款12、予備費、項1、目1、予備費1億5506万4000円の増、これは前年度歳計剰余金の一部を予備的経費に計上するものでござ

います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどに伴い、歳入歳出それぞれ2911万5000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金3156万9000円、福島県地域医療復興事業補助金1415万6000円を増額、一般会計繰入金2000万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、浪江診療所基本実施設計委託ほか予備費を増額するものであります。

なお、詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、仮設津島診療所事務長。

○仮設津島診療所事務長（居村 勲君） それでは、事項別明細により説明申し上げます。

6 ページをお開きください。はじめに、歳入につきましては、款1、診療収入、項1、目2、社会保険診療報酬収入160万円の減、目3、後期高齢者診療報酬収入290万円の減、目5、その他の診療報酬収入13万3000円の減、これは過年度の収入見込みにより減額するものでございます。

次に、款3、県支出金、項1、目1、福島県地域医療復興事業補助金1415万6000円の増、これは町が計画しております浪江町内への新設診療所の基本設計委託料に対する県補助金でございます。

次に、款6、繰入金、項1、目1、一般会計繰入金2000万円の減、これは前年度歳計剰余金の繰越額との調整による補正減でございます。

7 ページをご覧ください。款6、繰入金、項2、目1、事業勘定繰入金802万3000円の増、これは国保特別調整交付金の交付額決定による国保特会からの繰入金でございます。

次に、款7、繰越金、項1、目1、繰越金3156万9000円の増、これは前年度歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出について説明申し上げます。8 ページをお開き

ください。

款1、総務費、項1、目1、一般管理費2276万6000円の増、内訳の主なものは、節7、賃金145万3000円、これは臨時職員1名分の賃金でございます。次に、節13、委託料2105万6000円、これは浪江診療所基本実施設計委託料及び薬剤師1名に対する委託料でございます。

次に、款3、予備費、項1、目1、予備費634万9000円の増、これは前年度歳計剰余金の一部を予備的経費に計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水維持管理事業等により歳入歳出それぞれ159万6000円を増額するものであります。

歳入では、繰越金159万6000円の増、歳出では、農業集落排水総務管理費15万円の増、農業集落排水維持管理費144万6000円の増であります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 事項別明細によりご説明申し上げます。

6ページをお開きください。歳入、款4、目1、繰越金159万6000円の増、これは前年度歳計剰余金の確定によるものです。

7ページをお開きください。款1、目1、節3、職員手当15万円の増、これは時間外手当の増額であります。

次に、款1、目3、節11、需用費144万6000円の増、これは農業集落排水施設の維持管理に関する修繕費であります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の事業確定等に伴い、歳入歳出それぞれ1億3341

万2000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、支払基金交付金748万6000円、繰越金1億2572万円を増額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金9466万5000円、基金積立金3557万5000円を増額するものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。款2、支払基金交付金、項1、支払基金交付金、目1、介護給付費交付金、節2、過年度分、748万6000円、これは前年度の介護給付費交付金の精算に係る支払基金からの追加交付金になります。

款6、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金、節1、繰越金1億2572万円、これは前年度事業確定による歳計剰余金になります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7ページをお開きください。款1、総務費、項3、介護認定審査会費、目1、介護認定審査会費、節19、負担金補助及び交付金296万6000円、これは双葉地方広域市町村圏組合による介護認定審査会の前年度事業確定による追加負担金になります。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目2、償還金、節23、償還金利子及び割引料4926万円、これは前年度事業確定による国県等への返還金になります。

款5、諸支出金、項3、繰出金、目1、他会計繰出金、節28、繰出金4540万5000円、これは前年度事業確定による一般会計への繰出金になります。

8ページをお開きください。款6、基金積立金、項1、基金積立金、目1、介護給付費準備基金積立金、節25、積立金3557万5000円、これは介護保険事業経営安定のための積立金になります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第18、議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ4447万8000円を増額するものであります。

歳入は、繰越金4447万8000円、歳出は、一般会計繰出金4313万6000円、予備費134万2000円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第19、議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で429万7000円、収益的支出で600万円の増額補正するものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 事項別明細によりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。収益的収入であります。款1、水道事業収益、項2、営業外収益、目3、雑収入429万7000円の増額は、歳出に挙がっている宅内漏水修繕に対する保険会社からの保険金の収入であります。

続いて、収益的支出であります。款1、水道事業費用、項2、営業外費用、目3、その他営業外費用で600万円の増で、宅内漏水修繕に伴う補償金の支出の増であります。

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、同意第1号 特別功労者の決定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第1号 特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第43回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について浪江町表彰条例第3条第1項第6号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、6名の方が該当となります。

大和田好英氏は、多年に渡り警察官として精励されました。それらの功績により瑞宝双光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

佐藤勇次氏は、多年に渡り警察官として精励されました。それらの功績により瑞宝双光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

木幡良夫氏は、昭和60年5月より平成13年4月までの4期16年に渡り浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力されました。それらの功績により旭日単光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

田中満氏は、昭和32年5月より昭和36年4月までの1期4年及び平成元年5月より平成13年4月までの3期12年と計4期16年に渡り浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力されました。それらの功績により旭日単光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

(故)田中穂積氏は、昭和48年5月より昭和60年4月までの3期12年に渡り浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力されました。それらの功績により旭日単光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

安部幸雄氏は、昭和60年5月から平成9年4月までの3期12年に渡り浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力されました。それらの功績により旭日単光章を受賞されました。その功績は、誠に顕著であります。

いずれも表彰条例第3条第1項第6号に該当される方々であります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成26年度の決算について事業収入は売上高利益、営業外収益、特別利益の受贈益などで収入総額が1億4593万1000円でありました。販売費及び一般管理費の合計の支出総額が424万6000円で、当期純利益金額が1億4168万5000円となりました。

この結果、繰越利益剰余金当期首残高と当期変動額、当期純利益金額を合わせた繰越利益剰余金当期末残高は、1億8464万9000円となっております。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 平成26年度事業報告並びに収支決算書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。事業報告の総括であります。大震

災、原子力発電所の事故により浪江町全体が避難を余儀なくされ、休業状態のままでありました。また、役員改選を実施し、新役員を選任・任命しました。

一方、マリパークの運営法人である財団法人浪江町振興公社が解散したのに伴い、類似法人である財団法人福島なみえ勤労福祉事業団がその残余財産9799万8195円の寄付を受けました。東京電力からの営業損害賠償金について平成26年4月より平成27年2月までの営業逸失利益賠償金として4786万2983円を計上したところでございます。

続きまして3ページの貸借対照表をお願いします。資産の部で流動資産が2億1581万2884円、固定資産が33万6163円、資産の部合計が2億1614万9047円となります。負債の部はゼロでございます。

次に、純資産の部で資本金3150万円、繰越利益剰余金1億8464万9047円となり負債及び純資産合計が2億1614万9047円となります。

続きまして、4ページをお開きください。損益計算書ですが、収益として売上総利益が4790万4468円、営業外収益は2万8686円となります。特別利益として、財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の残余財産受贈金9799万8195円を計上しております。費用として販売費及び一般管理費424万5523円、その結果当期純利益が1億4168万5826円となります。

続きまして5ページをお開きください。費用として販売費及び一般管理費の内訳書の明細でございます。

続きまして、6ページをお開きください。株主資本等変動計算書でございます。利益剰余金の繰越利益剰余金当期首残高4296万3221円と、当期変動額当期純利益金額1億4168万5826円を合わせた1億8464万9047円が繰越利益剰余金当期末残高になります。株主資本金当期末残高3150万円を加えた2億1614万9047円が純資産当期末残高になります。

続きまして7ページをお開きください。誤謬の訂正に関する注記でございます。前年度の消費税預かり金を損益修正益として183万583円を調整した繰越利益剰余金でございます。

9ページにつきましては、平成26年度決算監査の報告についてでございます。

平成26年度財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については16日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は10日、11日、14日、総務常任委員会は中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3で開催いたします。時間は、いずれも9時30分からであります。

なお、関係課長につきましても、委員会への出席要請があった時には、よろしくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

16日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

なお、休息後午後1時15分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は中会議室2にお集まりください。また、議会運営終了後1時45分から全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

（午後 0時00分）

平成 2 7 年 9 月 1 0 日 (木曜日)	委員会
平成 2 7 年 9 月 1 1 日 (金曜日)	委員会
平成 2 7 年 9 月 1 2 日 (土曜日)	休 日
平成 2 7 年 9 月 1 3 日 (日曜日)	休 日
平成 2 7 年 9 月 1 4 日 (月曜日)	委員会・全員協議会
平成 2 7 年 9 月 1 5 日 (火曜日)	休 会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成27年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

平成27年9月16日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1
- 認定第1号 決算の認定について
 - 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について
 - 議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正について
 - 議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正について
 - 議案第82号 浪江町税条例の一部改正について
 - 議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第84号 委託に関する協定の締結について
 - 議案第85号 工事請負契約の締結について
 - 議案第86号 工事請負契約の締結について
 - 議案第87号 土地の取得について
 - 議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第3号)
 - 議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)
 - 同意第1号 特別功労者の決定について
 - 報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼 帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼 出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼 浪江町中央公民館長 兼 浪江町津島公民館長 兼 浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は、会計ごとに行います。

平成26年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 決算認定について、若干質疑をしたいと思います。まず、決算書の80ページ、雑入であります。障がい児通所給付金等県負担追加交付金、それから同じく障がい児通所給付費等国庫負担金交付金、これらが雑入処理されています。国庫負担金並びに県費負担交付金がなぜ雑入処理なのかということについてお尋ねいたします。

次、82ページであります。コミュニティ助成事業250万円、これはどこからいただいた補助金なのか。合わせてこの決算額はどうなっているか。

それから次、同じく決算書の82ページでありますけれども、その他収入で、その他諸々ということだと思いますけれども725万1296円。主なものは何かと。その他で751万1000円。これも答弁いただかないと分かりませんが、できるだけ明細表示をすべきではないかと思えます。

それから決算書の114ページ、民生費、19の負担金及び交付金2158万5176円ですね。違うかい。2158万5176円で、不用残が約250万円ほどあります。予算額の10%で去年と比較しましたがけれども、これは予算額の10%にもなっていると。なぜかということですね。同じく民生費の扶助費、不用残が1245万7918円、支出済が2億7574万2000円ですけれども、それだけの不用残があると。去年の決算書を開いてみました。去年も2495万5000円、約2500万円の不用残があ

るんですが、民生費ですから多めに予算を確保するというのもあるのかもしれませんが、大きな不用残については予算の見込みが甘かったのか。それも別な意味で給付査定が厳しかったのかということも考えられます。お答えいただきたい。

それから決算書の121ページ、児童措置費でこれも不用残が1868万1777円で、これについては施策の成果38ページに出ておりますけれども、まず児童措置費について不用残1860万5000円でこれも説明を聞いてみないと分かりませんが、大きな金額になったのはなぜか。

それから、事業費については主要な施策の38ページに出てますけれども2億8760万4223円、支出済み。決算書では2億8464万5000円なんです。施策の成果は2億8700万円。この金額の違いは何かと。ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから次、決算書126ページ、復興支援員中間組織支援ですけれども、施策の成果では41ページにあります。決算書126ページの委託料1億218万5000円、主要な施策41ページの支援事業費は1億6213万7213円。30名程ですね。これも委託料と支援事業の差額があると。この中身について、この差額について説明をいただきたい。

それから財源でありますけれども、一般財源で充当しております。復興支援事業については支援員等の事業については復興交付金の対象にならないのかということですが。

それから決算書127ページ、賠償支援事業、主要な施策では44ページに出ていますけれども、決算書では3424万1000円、主要な施策ではここに書いてあるとおりですけれども、主要な施策の544万円のうち特定財源から450万出ていると。これは特定財源というのは何かと。それから賠償支援事業に関わって、ADRについて一般質問でも時々やっては来ましたが、改めて決算の時点で6月29日の進行協議の報告を全員協議会で受けました。要するに、浪江町で追加賠償している分については、東電としてはすべて10万円の中に含まれているということで仲介和解案、それから浪江町の主張と東電では180度違うと。これも今まで言い尽くされてきたことですが、全く暗礁に乗り上げていると。持久戦がずっと続いているわけですが、改めて26年決算を終えた時点でADR和解仲案の今後の見通しと、それから町の戦略戦術も含めて、議会ですからどこまで答えられるか分かりませんが、長期戦になっていると、果たしてこのままで良いのかということで、町の戦略戦術があれば、決算との関係でお聞きしておきたい。

それから次、主要な施策の成果56ページ、緊急雇用対策事業、事

業費が9584万4000円です。79名分ですけれども、ここで先程言った支援員中間組織事業、県外の活動ですから事務所の配置や活動費等々、緊急雇用事業における雇用費とは質的に違うということは分かります。その上でなんですけれども、改めて単純に一人当たりの支出額を計算しますと、復興支援の場合は540万円、緊急雇用の場合は121万3000円なんです。この違いについても我々議会として執行者で納得できる説明をしていただければと思います。

それから、主要な施策53ページ、甲状腺検査の結果です。これは9月1日、つい最近の民報、民友にも甲状腺検査の結果について、そういう意味では詳細というか、非常に分かり易い報道がなされております。それを見ながら幾つか問題として感じた点についてお尋ねします。

まず、53ページの主要な施策では、震災時18歳以下の検査状況、浪江町のところですが、A1判定で7名、A2判定で22名、これは全日本民医連に委託した調査結果の数字です。それ以外の診療機関の数字が掲載されていないんですけれども、これは全くここに掲載する事象が発生していなかったということなのかどうなのかということが一つです。

それから、決算審査ですからあまり詳しい質問はしませんけれども、A1、A2については、要するに次回の検査も進めるという対象判定なんです。次回検査、このA1、A2の方々は、次回検査についてどのようになっているのかということについてお聞きいたします。

それから、同じく甲状腺検査のところではB判定、これは下の欄です。主要な施策53ページの下欄、震災時19歳から40歳までの検査状況では、津島診療所、ひらた中央病院、それから民医連、合わせて5名の判定が出ております。下の欄と中程の欄を比べていただければ分かるんですけれども、もちろん診療機関が違いますから掛かった人も違うということで単純には言えませんが、真ん中のところでは民医連ではC判定がゼロ、下の19歳から40歳のところでは民医連でC判定が5ということで、ある意味では19歳から40歳になってC判定が出たと。いわゆる直ちに二次検査を要するという判定です。非常に疑いが濃厚という人でしょう。日本民医連では5名、その他のところではゼロ。だから患者によってというか、個人差があるわけですから、単純に医療機関を並列的に比較するわけにはいかないと思うけれども、ちょっと判定数字でA1からC判定のところ、民医連の判定結果と、その他の判定結果についての違いという数字に表れてきた違いがあると。これも専門家の判定ですから

私どもは口を差し挟むわけにはいかないけれども、素人的に考えるならば、診療技術とかあるいは診療設備について何らかの差異があるのかなという素朴な疑問も持つところでもあります。その辺についてどうお考えになっているかということです。

それから、課長大丈夫ですね。それから、甲状腺検査についての3つ目で遠隔地の検査のことです。一番上の欄の説明書きです。コメント。浪江町では、遠隔地避難等で震災時19歳から40歳までの方を対象に実施したと。その結果について、この表を見る限り。これが一番下の表に来ているわけだ。19歳から40歳までの人は分かった。そうではなくて、遠隔地避難の方の児童生徒の甲状腺検査の実態はどうなっているのかということが、私としては心配です。お答えをいただければと思います。

それから、主要な施策の69ページ、防火帯整備事業2億9200万円、これは去年の9月議会で補正予算が組まれて始めて作業が実施されたと。いわゆる帰還困難区域の防火防犯のための草刈り作業です。ここには、金額は出ているけれども、草刈り作業の延長距離については町道、県道、国道について、帰還困難区域ではこれだけの延長距離があって、平成26年度の事業ではこれだけ事業実施したというものがあってしかるべきかと思います。ということでありませんで、それについてお答えいただきたい。

それから、決算書の168ページになります。太陽光発電設備設計委託料590万円、これは去年の決算ですので平成27年度に入って事業設備が進行しているものと考えますけれども、設計委託に基づく事業具体化の現状についてお答えいただきたい。

それから最後になります。代表監査にお尋ねいたします。監査意見の22ページ、一番下に不用額について監査意見が付されております。不用額8億9200万円は、災害対応に関わる予算整理未了によると。非常に何と見事な表現ですね。行政用語というのは良いものだなと今読んでいて考えたんですけども、いわゆる予算整理未了なるものの主な理由について、どのように監査されたのかお聞きしたいと思いますので、ご答弁いただければと思います。

以上お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ADRの件の今後の見通しと戦略はどうなんだというご質問にお答えをいたします。議員お質しのとおり、私どもの主張と東京電力の主張は全く180度違うということで大変難儀をしておりますけれども、仲介案の斡旋で和解案がもう出まして1年半経過いたしました。そういう状況の中で進行協議を重ねて今やっ

ておりますけれども、どうもちがあかないということでつい先日、この定例会開会中に、文部科学省とそれからADRセンターに申し入れをしてまいりました。これは、文部科学省については、原賠審の四次追補がありますので、それを尊重するように東電側に強く申し入れをしていただきたいということを要請してまいりました。また、ADRセンターにつきましては、やはりここで打ち切らないような形で何とか東電との折衝を続けていただきたいと、そういうことを要望してまいりました。その中で、これからいろんな形で分析をしながら戦略を立てていきたいなど。動かせるかどうかその辺が非常に問題だと思っておりますけれども、今後東電とも良く協議をしながら今後のあり方の戦略を練っていききたいということで真摯に捉えている状況であります。

一つご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ページ、80ページの雑入のところ、国庫負担金、県費負担金であるのに雑入であるのはなぜかという問いなんです、これにつきましては過年度分の精算で入ってきた交付金でございまして、その分の過年度分の項目がなかったものから、雑入に入れさせていただいたという形でございます。

続きまして、私の関連でページ114ページの不用残額19で240万円、20の扶助費で1200万円。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時26分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時26分）

○議長（吉田数博君） 質問順に答弁を行うということでありますので。
答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） コミュニティ助成事業でございますが250万円につきましては。

〔「ページ」と呼ぶ者あり〕

○生活支援課長（大原教知君） 82ページのコミュニティ助成事業補助金でございますが、これにつきましては仮設住宅で不便な生活を余儀なくされているということで心身のストレスの増加、異なる地域から集まったことによるコミュニティの形成不足ということで、入居者が顔を合わせ、緑や花にふれあい皆で育てていくことのできる

バリアフリー型のオープンデッキを整備することで入居者同士のコミュニケーションを高めストレスの軽減を図るということで恵向仮設住宅に250万の補助をしてございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○生活支援課長（大原教知君） 恵向仮設です。歳入、財源につきましては、コミュニティ助成事業、一般財団法人自治総合センターからの250万円でございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 同じく82ページ、雑入のその他の件でございますが、今手元にその内容がなくて申し訳ないのですが、これまで通年ありました項目があるもので記載したところでございます。ご指摘がありましたとおり、今後におきましてはより詳細に記載してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） ページ114の不用残についてでございますが、19も20の扶助費もでございますが、20の扶助費については、やはり4月になってから額が確定するケースがあるものですから、どうしても3月の専決の段階では数値を落とすことが困難であるという認識で、どうしても不用残として残ってしまうという形になります。19の負担金補助及び交付金については、支出の部分厳しくみたという形でございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） 決算書の123ページ、主要な施策の成果38ページをお開きいただきたいと思います。児童措置費の児童手当の扶助費の支出済額が2億8464万5000円で、不用額が1860万5000円とちょっと高額だということでございますが、支払いが毎月一定で支払って確定しているものであれば不用残を落とすことも可能なんです。支払額が毎回変わるものですから、あまり不用額を落とし過ぎますと最後の支払いで支払いきれなくなる恐れがあるものですから、中々不用額を落としきれないという事情がございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、主要な施策の児童手当の総事業費が2億8700万円というところで、ここには事務費等も含まれておりますので、児童手当の扶助費の分と事務費の分も含まれての事業費ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 主要な施策の成果の41ページ、浪江町復興支援事業1億6213万7213円の内訳でございますが、決算書124

ページの節1報酬が4810万9088円、節4共済費690万5224円。旅費235万1290円、11需用費3万4560円、義務費87万8051円。13委託料が1億218万5000円、備品購入167万4000円ということで、支出合計が1億6213万7213円でございます。

歳入につきましては、総務省の震災復興特別交付税による財政措置でございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 施策の成果のページ44ページの賠償支援事業の特定財源450万円について、これはという形のお質しでございます。

これにつきましては、歳入の款17繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧復興基金繰入金でございます。

それから、ADRのこれからの戦略については、町長がご答弁しましたので、次に、施策の成果の56ページ、緊急雇用対策事業の単価と復興支援の単価があまりにも乖離があるというお質しでございますが、緊急雇用対策の賃金につきましては、町の臨時職員の賃金単価で支給していますので、その復興支援員の単価とは違うということでご理解していただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは主要な施策の成果53ページの甲状腺検査事業ということで、まず震災時18歳以下の浪江町で行った民営の委託の内容でございますが、A1判定が7、A2が22ということで、他に事象はないかということでございますが、今回ここに挙げさせていただいた数字、報告は、事業主体である福島県、それに民医連から報告を受けた内容でございますので、それ以外はこちらに届いておりません。

次に、A1、A2の次回の検査日は、検査はどうするんだということでございますが、この18歳以下につきましては福島県民健康調査からですから、県から通知がまいりますので、継続して検査が行われることとなっております。

次に、下の段の19歳から40歳の検査状況ということで、B判定が全体で5名、C判定が5名と、どのように考えるかということでございますが、この震災時19歳から40歳というのは、福島県で行っています県民健康調査の対象外となっておりますけれども、浪江町では独自に検査をいたしますということで、仮設津島診療所、ひらた中央病院、それに全国民医連ということで検査を行っておるところですけれども、このB判定3とC判定5につきましては早期発見に繋がったものかと。ですから早期発見、早期治療に努めていただ

ればと考えております。

次に、遠隔地の児童生徒の状況はということでございますが、先程申し上げましたように、18歳以下は県民健康調査の対象となっておりますので、18歳以下の方々には福島県からそれぞれ通知が行っておりますので、検査はその都度受けられる状態になっていると思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 主要な施策の69ページの防火帯整備事業ということで草刈りの作業の延長と面積ということでありますが、延長につきましては16万8541m、キロに直しまして168kmということで、面積が177万4285㎡ということで、約177haということになります。

続きまして、決算書168ページの太陽光発電の設備設計ということで590万7600円ですが、これにつきましては浪江町役場庁舎、サンシャイン、地域スポーツセンター、つしま活性化センターの太陽光の設備ということで、平成27年に今工事を進めているところであります。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のために暫時休議いたします。
(午前 9時39分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 9時40分)

○議長（吉田数博君） 代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） 16番議員にお答え申し上げます。

不用額の件でございますが、この不用額につきましては、3月定例会なり、専決で予算を整理しなさいということは監査委員から定期監査なり、決算の中でも次の年に向けてそういう形で整理は必ずやりなさいということで再三再四言っておりますが、今、各課長からお答え申し上げましたように、そういう理由でどうしても不用額が多く出るという場合もございます。ただ、監査委員としましてはそれぞれの不用額の大きいものにつきましては議会なり、労働、商工それぞれの款に書いてございますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） それでは一番最初町長が答弁しましたので、ADRの問題で要するに一言で言えば暗礁に乗り上げていると。今後

の戦略を検討中だという答弁だと思います。町が積極的に町民の精神的苦痛の賠償について、集団で申し立てると。色々意見はありますけれども、私としては画期的な取り組みだと思います。それで、四次追補との関係でもっと迫っていけないかと私は思っています。今後の戦略を検討中だということなので敢えて申し上げておきたいと思うのですが、ご承知のように2013年12月26日に第四次追補が出されました。2013年12月26日、四次追補。そこで色々書いてありますけれども、要約するとこういうことなんです。個別具体的な事情において示されなかったものが賠償にならない、賠償の対象にならないというものではないと。相当因果関係がある損害と認められるものは、指針で示されていないものでも賠償の対象になる。また、本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではないと。この四次追補に基づいて、浪江町の主張を判断するに、そういう意味では正当性があると。それを聞かない、東電の方が全く不当だということになるわけですがけれども、ここをまず基本に据えた上で、その後、これはずっと町長も含めて弁護士、弁護団も交えてADRなり東電とやりとりしてきたわけですから、馬の耳に念仏かもしれませんが、紛争解決センターの総括基準、2012年2月14日に決定したものがあつたんです。ここで、長期の避難、避難所の移動、避難生活適応が困難など8項目について、増額理由を定めているんです。だから、1万5600人のそれぞれの項目について整理するということは困難かもしれませんが、少なくとも2012年2月14日に紛争解決センターが総括基準2で決定したこの項目でADRとも詰めて、浪江の場合はどうなのだという共通項目があるのではないかとということで、課題整理というか、私から言わせると、個別にとすると1万5600人は難しいでしょうから、共通する問題で課題整理をするということで追加賠償を迫る。ではそういうことがADRの和解提示、あるいは東電の受諾との関係で不可能なのかということそうではないんです。町長なり、担当課長もご存知だと思いますけれども、これまでの和解案で私はだから典型的に整理しろと言ってきた根拠はここにあるわけだけど、ADRの和解案でも3割、5割、あるいは短期間であつたけれども、10割増額を認めている事例があるんです。だから、東電との間でこういう経過もあるとかこれが実態なわけだから、だから戦略戦術というよりは基本方針を明確にして望むということが大事ではないかと。

したがって、6月29日だったか課長。その進行協議で全て10万円に含まれると言ったのは。これは全く不当なんです。ということで、

もう少しこれまでの賠償の実例を整理しながら、強く出れる、強く出る、そういう問題整理をすべきではないかと。これが一つ。

それと、あとそうは言っても和解案提示から1年半過ぎたわけでしょう。ちょっとこれは長期過ぎると思うんです。あらゆる仕事をやってきたことは私も分かります。議会としても度々この問題は東電、あるいは国なりとやってきたこともそのとおりにんだけど、次なる戦術として、もしADR申し立てた人達が東電の拒否に対して納得できないと。ADRでずるずるやってもらちがあかないというのであれば、5人なり、10人なり、30人でグループを作っても、場合によってはその線引き、区域毎でも良いと思うんです。浪江町のADR申し立ては線引き関係なくやっていますから。でも、分かり易い方法としては、では避難解除準備区域、あるいは居住制限区域、帰還困難区域等々で少なくともこういう根拠に基づいて裁判を提訴したいという場合に、1万5600人裁判という中々大変でしょうから、そういうグループ毎の裁判について、浪江町の顧問弁護士が指導援助するという方法で一歩前に出る。ただ一歩前に出るではなくて、いわゆる被災者としての権利交渉を具体的に行使していくということも検討すべきではないかと私は思っています。そのことも含めて、政治判断の部分もありますけれども、町長として今後どのように考えるかお答えいただきたい。

それでは質問の順番に戻ってやっていきます。

交付金、県交付金なり国庫負担金交付金について、過年度分精算のために処理科目がないんだと。それで、その答弁を聞いて私思い出したんだけど、還付金については過年度還付ということが今度の補正予算でもあったんじゃないかな。過年度還付というのがあるんですよ。要するに余計にもらったから返すと。それは当然なんだけど。だから交付金についても、過年度分これだけ含まれているということで処理はできないんですか。私は、行政の決算会計処理として、交付金を雑入、国県交付金を雑入処理するというのはちょっと行政の会計処理上も乱暴ではないかと私は思いました。担当課長からお聞きした上で、監査意見として私の意見についてどのように考えるのか。監査のご意見をお聞きしたい。

それから。議長、ちょっと私に水いただいてよろしいでしょうか。議長の許可がないと水。のどが渇いて。議長の許可がないとできませんので。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時51分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時53分）

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） ありがとうございます。

それでは決算書82ページ、250万円のコミュニティ助成事業、これは仮設のコミュニティを促進するために、恵向仮設250万円交付したと。私は大変良いと思うんですよ。ただ、コミュニティを促進すると。コミュニティ事業をさらに充実させるという必要性があるのは、これは仮設だって県内33カ所、その他町管理以外の仮設も含めればいくつかあるわけでしょう。全ての仮設というわけにはいかない。全ての自治会というわけにはいかないけれども、いかにも恵向仮設にだけ250万円交付するというのは、行政の公平性を欠くと私は思うんです。回答がそうだったから。だからなぜ恵向だったのかということについて、今一度ご説明をお答えいただきたい。

それから、財源については分かりました。

それから、その他725万1000円については、今後できるだけ詳細に記載するということですがけれども、やっぱり決算ですから監査は受けてはいるものの、私は一括計上というのは、正直何が入っているか分からないわけだから、私どもこれ領収書でもって確認すること今までやってきていませんので、決算書あるいは施策の成果等については丁寧な処理をお願いいたします。これはお答えは要りません。

それから、民生費の不用残について、いわゆる4月にならないと確定できないということで当初予算後にならないと確定しないということで見込み予算を計上するしかないのだと。その事情は分かります。でも、先程言ったように、負担金及び交付金のところで、前年度も含めて不用残が相当額あるんです。従って、前年実績を見ながら予算組みをできないかと。その上で、補正を組むとすれば、不用残が何千万単位で出てくるということは避けられるのではないかと思いますけれども、担当課の判断についてお聞かせください。

別な意味で不用残がこれほど残ったのは給付の査定が厳しすぎるのではないかという意見については、全く予測に過ぎないというご意見でしょうか。それも含めてお答えいただきたい。

決算書の21ページ、これも含めて児童手当等の問題について。

それから、決算書と主要な施策の金額の違いについて、児童措置費は不用残は1800万円ほどあるんですけど、決算書では2億8464万

5000円、主要な施策では2億8700万円。先程色々言われたように、事務費が含まれているということなんですけれども、それは主要な施策の他に決算との差額についてはこういう支出があるということは一言入れておくべきではないかと思いたいますがいかがでしょうか。お答えください。

それから、復興支援員の間接組織、これは緊急雇用とは全く事業が違うとは言わなかったけれども、町雇用の場合は、町の臨時職員の職員単価で予算を計上していると。そうすると、決算書126ページの復興支援の場合は、町の臨時職員という待遇ではないということですね。どういう待遇で事業展開しているのかお答えいただきたい。

それから、復興支援、緊急雇用もそうなんだけれども、震災、原発避難に伴う特別な支出ということですね。ここで自治体賠償の問題についてお尋ねしておきたいんですけれども、例えばこういう復興支援1億6200万円もかかるということであれば、私らの自治体賠償の人件費等についても自治体賠償の対象になるのではないかと。これも含めて自治体賠償についてどこまで集約されているのかお尋ねします。

それから、ADRについては先程お尋ねしましたからよろしいですね。

それから、甲状腺検査についてです。淡々とお答えになりました。それで県、あるいは民医連から報告をいただいた数字ですということなんですけれども、個人情報との関係で担当課といえども個人の特定はできないということなのかもしれませんけれども、A1、A2判定について、次回検査が必要だということなわけですから、それはフォローすべきでしょう。だから報告が来たというだけでは済ませるはならない問題だと。その後のフォローをどうしているのかということをお聞きしたわけですが、お答えがなかったので改めてお答えください。

それから、遠隔地の検査の問題で、県でも通知をしているということなんですけれども、町は甲状腺隔年検査の隙間を埋めて町としてはそういう意味では毎年、あるいはいつでもやれる体制を取っているわけですね。これはずっと避難してきてから甲状腺検査の問題、医療体制の問題一般質問も含めて様々な機会にこのことを取り上げてきていますけれども、いわゆる県外避難者の甲状腺検査、当時18歳以下。あるいは今避難している子供たちも含めて、19歳以上の方も含めて県外検査もできると。しかも民医連は全国組織ですから、そういうところでできるというシステムは構築したけれども、では実績

はどうなんだと。実態はどうなのだと。未検査の人、把握していますか。県外検査。お答えください。町民の健康を守るということはそういうことなのです。

それから、帰還区域の防火帯整備事業、延長で168km、それから面積で177haいうことでした。できればじゃなくて、国県の対象距離と面積はどうなんだと。県道はどうなんだ、町道はどうなんだと。これも本来ならば主要な施策に入れていただきたい。今後入れるかどうかも含めて改めて今国県町道についてどういう実績だったかお答えをいただければ。

問題は9月補正ですから、発注そのものも12月以降になったのではないか。年度内発注したけれども、実際の事業は年度を越したということもあると思うんですね。それは補正という性格上やむを得ない。あるいは初めての事業ということからやむを得ない事情があると思います。その上で、やっぱり今年度も予算確保しているわけですから、去年の取り組みを反省した上で、私は今年度に生かすべきだと思うんです。津島では区長会開いてますけれども、つい二、三日前も赤字木の区長にも言われました。「いや困りました。町道は草が伸び放題で入れません」ということです。これはちょっと関連しての話になりますけれども、小阿久登休石線の町道の破損欠損もひどいと。これは是非タブレット端末などでも流してもらいたいと同時に、手当てを早くやってもらいたいということでした。従って防火帯整備事業、平成26年度実績を踏まえて、どういう反省をされて新年度にどう生かされているのかということについてお聞きをしておきます。

それから太陽光発電については分かりました。

それから監査意見については、監査としては当然指摘をするということになると思うんです。それで、私は職員の皆さんもこういう時期でこういう体制で仕事をやってるわけですから、中々事務処理も大変だということは分かりますけれども、不用額8億9200万円はやっぱりちょっと多すぎるのではないか。冒頭に、今までは財政分析を述べて今年度の特徴はということを書いてきたのだけれども、一言で今年度の特徴を言うと147億円の基金があるということと、不用残が9億だということなんです。これをどう見るかということです。基金が147億円あって不用残が9億円。復旧復興再生、これが問われていることなのでしょう。もちろん事務的に不用額が発生するということもあると思いますけれども、政策的な課題から言うともうそういうことなんです。そこを多分監査は指摘しているのではないかと思います。ということでこれはお答えは要りませんけれど

も、やっぱり単なる事務処理の問題ではないということだけを申し上げておきたい。指摘しておきたい。お答えは要りません。

以上何点か申し上げましたけれども、お答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ADRの再質問にお答えいたします。

まず第1点のこれまでのADRに申し入れをしてきた状況等の課題整理をすべきだというご質問であります。これは課題整理を支援弁護士とは随分整理をしてまいりまして、その都度原賠審であるとかADRセンター、そして東京電力に申し入れをしてまいりました。議員ご案内のとおり国会の答弁においても、東電の理不尽な対応の仕方を指摘されています。それにもかかわらず、中間指針の第四次追補は守らない。それから、総括基準の先程指摘があった8項目についても全く無視をしているという状況です。それらについて、色々と要請をしてまいりましたが、中々その点の突破口が開けないという現状です。

従って、これからはもう一度整理を仕直しして、原賠審あるいはADRセンター、そして特に東京電力に申し入れをし、また国会議員団の方々にもお世話をいただきながら、何とか突破口を開いていきたいと思っています。

それから2つ目の裁判提訴の件でありますけれども、これはADRですから浪江町長が代理人となって提訴できるんですが、本裁判になりますと町長としての提訴はできない。いわゆる個人で提訴人にならなくてはならないということがありますので、この辺は先程議員がご提案ありました件について、支援弁護士と相談をしながら検討してまいりたいと言うことで一つご理解をいただきたいと思っております。

ただ、残念ながら浪江町としては本提訴はできないということだけは改めて認識しているところです。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 70ページの雑入等におきまして、過年度分の歳入についてこちらの方で振り分けをしているという点でございますが、これまで過年度分についての歳入区分につきましては、雑入で処理してきたところでございます。今ご指摘がありましたとおり、例えばその現年度の補助金及び交付金等の節の科目を新たに設けて入れると申しますか、過年度分として入れるかということでございますが、その辺につきましては予算の作成上のこともありますので、その辺を含めて検討させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。
- 生活支援課長（大原教知君） 82ページのコミュニティ助成事業補助金についてであります。広報等でも紹介してございます。町における自治会とか、各団体が申請するというご理解いただきたいと思えます。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） 決算書のページ114ページ、124ページ等の民生費関係を含めました不用残の関係についてでございますが、これにつきましては先程答弁もありましたとおり、扶助費等、ある程度余裕を持った予算措置が必要な科目につきましてはいくつかありますが、やはり監査委員から指摘がありましたとおり、原則3月補正及び専決予算において、当年度の決算見込額を精査いたしまして、減額補正を計上しなければならないと考えてございます。これは先程去年の不用額につきましても、今年度につきましても監査委員からは指摘を受けていたところでございます。今申し上げましたとおり、より正確な決算見込額をなるべく把握しまして、ある程度余裕を持った予算が必要な科目につきましてはご容赦いただきたいと思えますが、今後につきましては適正な予算管理に努めていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。
- 教育次長（鈴木貞孝君） それでは、主要な施策の38ページ、決算書122ページをお開きいただきたいと思えます。議員お質しの児童手当の扶助費の2億8464万5000円というのは、あくまでも122ページの目児童措置費の全体でございます。そこの支出済額が2億8760万4223円、その中に需用費、役務費、委託料、最後の次のページの扶助費ということで児童措置費全体の総事業費でございますのでご理解いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） 申し訳ございません。ただ今の答弁に補足いたします。先程単体の工事等で主要な施策の成果に挙げる場合と、目で決算額を上げる場合、それで議員から表示できないかということでもございましたが、この件につきましては、例えば末尾に括弧書きで事務費を含む等の記載を次年度から検討してまいりますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。
- 生活支援課長（大原教知君） 41ページの復興推進委員でございますが、町の臨時職員ということで月額15万円でお願ひしてございます。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** 先程の自治体賠償の関係でございますが、震災後に新たに生じた経費につきましては、交付金及び震災特別交付税等で補てんされているものを除き請求をしているところでございます。ご指摘があったとおり、今後におきましても各科目を精査の上、請求漏れのないよう努めてまいりたいと思います。

○**議長（吉田数博君）** 健康保険課長。

○**健康保険課長（居村 勲君）** それでは、甲状腺検査の再質問にお答えいたします。A1、A2のフォローについてということでございます。このフォローにつきましては、やはり個人情報ということで中々本人に通知ということにはならないと思っておりますけれども、県からの通知とあわせまして、町でも広報等で検査の必要性について継続してお知らせしたいと考えております。

次に、県外の実績ということでございますけれども、実際、県民健康調査におきましては県外で98医療機関、町が委託をしております民医連につきましては全国で110カ所ということで検査体制を整えているところでございます。今回、この主要な施策の成果でお示ししました事業主体、福島県とありますが、この受検者2058名の中には県外で受けられた方も入ってございます。浪江町の民医連と19歳、40歳の部の民医連、これは県外の方でございます。申し上げますと、町といたしましては県外で何人というところまでは捉えておりません。

○**議長（吉田数博君）** 答弁者、帰町準備室長。

○**帰町準備室長（中田喜久君）** 防火帯整備事業についてお答えいたします。まず、国県道の延長ということで国道が38km、県道が21kmとなっております。それでお質しの主要の成果に、先程延長とか面積を示したわけなんですけど、これについてもここに記載していきたいと考えております。今後記載していきたいと考えております。

それと、この反省というか26年度についてはどうしても草刈りの実施時期が遅れたということで、雪などで3月いっぱいまでかかったということでありまして、本年度は8月に一応契約を済ませまして12月いっぱいまでに一応終了したいと考えております。本事業については帰還困難区域の防火及び延焼の抑制のためということでもありますので、どうしても時期が9月以降ということになっております。

○**議長（吉田数博君）** 16番、馬場君。

○**16番（馬場 績君）** 最後の質問をいたします。

恵向仮設にコミュニティ助成事業として250万円補助した件については広報でも周知したと。町内団体であれば自由にそれぞれの団

体の判断で申請できるというお答えでした。したがって、4年半過ぎてもなお仮設あるいは仮設はもう本当に郭内仮設に行ったらば3割、4割ぐらいの人が出て行ったのではないかな。寂しそうに言っていました。本当に仮設の駐車場はそういう意味ではがらがらというか二年前、三年前とは大変な様変わりです。では、残った人達はコミュニティ事業の充実を求めているのかということそうではないので、恵向の場合は場所も良いのか私の見る限りでは空き家はそんなにないというか、空き家も出てきていますけれども、他の仮設と比べると少ないのではないかな。逆に自治会長も含めて仮設内での深い絆があって離れられないということがあるかもしれません。逆にそういう成果を他の仮設にも生かすと、そして次なる出発を後押しするということが大事ではないかと思しますので、担当課長、各自治会長宛にもこういう事業がありますということをお知らせするような、丁寧なという言葉出てきていますけれども、丁寧なお知らせも是非検討してみてください。それでは、そのことについてお答えください。

その他、雑入、あるいは過年度分の処理については、今後科目の新設も含めて処理について検討するということですから分かりました。

それから、ADRの問題です。ADRの問題で、私が提起した問題については町長に、正確に理解していただいたと思いますけれども、町長が代理人になって集団提訴をするということは今の法体系では不可能だということは私も承知しております。したがって、それぞれの地域の人達が東電とADRとの関係ではもうデットロックに乗り上げていると。そこから前進的な解決をするためには自分達で、そういう人もおりますから、5人でも10人でも希望者が集まって町の弁護団と相談して裁判に踏み切るといふことの援助をするということについては町でも考えたいということですので、是非弁護団と相談するだけではなくて、庁内でも十分な共通理解を得た上で次の一步を踏み出せるような体制を取ってもらえればと思います。それから、これは答弁要りません。

それから、緊急雇用とその県外での雇用ですけれども、復興支援員は臨時職員として月額15万円だと。これも週3日とか4日とかという勤務でしょうけれども、ほとんど拘束される中で15万円という待遇では大変だなと。あわせて、緊急雇用について延べ79人。町臨時職の事務単価で支払っているということですが、一つは大変な仕事で、県外支援員のように月額15万円なら15万円ということで定額で雇用できないのか。部門によって色々あると思うんですけど、

これが一つ。あるいは所属部署によっては緊急雇用でももっと高い賃金があると思いますけど、それを引き下げろという意味ではないです。全体として底上げするような方法を考えるべきだと。

あと延べ79人、これも多いか少ないかというのはいろんな判断があると思うんですけど、正直私が全ての仮設は訪問していませんけれども、大体1週間に一遍、半月に一遍ぐらいはぐるっと顔を出すんです。行かないところもありますけれども。そうすると、今までとの違いは、相談員が腕章を付けて通路なり入り口で仮設の人と話している姿よく見かけました。最近はあまりありません。これは体制が弱体化したのか、あるいはたまたま私が行ったときに会うことができなかつたのか。それとも今の支援体制で十分なのかということが色々判断項目はあると思いますけれども、私としては現象的なことになりましてけれども、前回から比べると仮設で支援員と顔を合わす機会が、これも分かり易くいうと極端に少ないというのが私の実感です。その辺、どう判断されて、今後改善の方策をとるのかどうかお答えいただきたい。

それから、甲状腺検査について、個人情報もあって、個々人の名前を把握するのは難しいということです。それは分かります。分かりますけれども、決して前の課長と比較するわけではないですけれども、県外避難者の18歳以下の甲状腺検査、実態はどうなっているんだということについて何度か質問しました。私の記憶では、記憶でものを言うと失礼なんですけれども極めて少ない。仮に1000人いるとすれば150人、15%ぐらいだったんです。数はちょっと違います。全体の15%ぐらい。したがって、県外避難者の児童生徒の甲状腺がん受診の機会が少ない。実態として受診していないという数字は今までも示されてきました。それはどこから拾った数字なのか私は分かりませんが、数字で報告していました。私はこのことについて何度か質問していますので、そのことについては間違いありませんので、把握する方法があるのではないかとということです。

従って、私はやっぱり原発爆発時の放射性ヨウ素と甲状腺がんの因果関係については考えられないというのが関係機関の見解だけれども、私は医者でもないし科学者でもないから、そこは踏み込みません。ただ言えることは、これだけの甲状腺がん、平成25年度までの分では言えばがんと確定、あるいはがんの疑い合わせて112名、それから26年、27年の分は25名、合わせるとこの間137名ががんと確定、またはがんの疑い。だからチェルノブイリと違うと、傾向性がないといっていますけれども、現実にはこういう患者数が発生していますので、町としてできることはなにか。やっぱり隙間を埋めて

甲状腺検査を継続する。これは当然。その上で、県外避難者の受診の機会をどう確保するか。そのために行政がどう手当てをするかということがやっぱり被災者に寄り添った医療、生活支援のあり方ではないかと思っておりますので、今後さらに強めていただきたいと。課長の今後の取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから帰還困難区域の防火帯、町道については残り計算すると150kmということになりますけれども、国県町道合わせて帰還困難区域ですから、対象面積は今年も変わらない。10月完了予定だといえますけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） 12月と言ったのか。そうすると、津島はこれ当然雪が心配されますので早めに除草、草刈り完了できるように、そういう意味では防火帯整備事業の発注の優先度を付けながら住民の期待に応えていただきたい。どのように対応されるかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 甲状腺がんの件についての再々質問です。私も大変心配してしまして、やっぱり遠隔地の方が中々検査に入れないということで、町民交流会でも福島県内に検査に行けない。従って自分が避難しているところに近い病院に行きたいんですがということが非常に多かったんですね。そういうことで先程来、議員がお質しのとおり、90数カ所にシステムができましたので、そちらに行つて検査をしていただきたいということです。

従って、この検査を受けない方々を対象にするのではなくて、やっぱり震災当時の18歳未満の方々に徹底して広報媒体を使って受診していただきたいということを告知していく必要があるのかなと。タブレット端末にも出して、広報媒体を使いながら今後、未実施者の方には徹底していきたいと思っております。そこには私も苦労しながら放射線管理手帳もつくりましたので、そこで受診した結果のものをお医者さんに書いてもらうということをやりに続けていただきたいと思いますので、是非今議員お質しのとおり100%受診ができるような形を我々努力していかなければならないと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 一つ訂正をお願いします。先程復興支援員を町の臨時職員と申し上げましたが、非常勤の特別職としてお願いしてございます。

コミュニティ助成事業につきましては、再度丁寧に各仮設自治会

にご説明申し上げたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 再々質問にお答えいたします。

緊急雇用対策事業につきましてでございますが、この事業は原発事故による避難生活支援のため、緊急雇用創出基金事業を通して実施しているところでございます。

内容としては、窓口の証明発行業務、一時立ち入り事務処理業務、それから仮設住宅等入居者の管理業務、町内巡回パトロール、生活支援バスの運行業務とか出張所運營業務などでやっておりまして、町の臨時職員の賃金でやっているということでありまして、定額化ということではなく町の業務なので臨時職員の単価を使って実施しているということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、帰町準備室長。

○帰町準備室長（中田喜久君） 防火帯整備事業についてお答えいたします。今年度は昨年度、雪で大分遅れたということで、今年は津島地区から進めるようにということで一応打ち合わせを行っているところであります。

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩いたします。

（午前10時36分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（吉田数博君） 引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。
10番、山本君。

○10番（山本幸一郎君） 主要な施策の60ページ、有害鳥獣被害防止対策事業でお伺いします。この事業、大変有効でイノシシの頭数が減っているのかと自覚はしているのですが、かなりもう少し捕っていたらかないと、今権現堂地内でもイノシシが見られるようになってきました。以前は、私は大堀地区なんですけれども、大堀地区はよくいたんですけれども、もう今権現堂まで人がいないとイノシシも行っています。それで捕獲隊の人数が多分6人かなと今認識していて、よく見かける方は3人ぐらいなのかなと思っています。それで、隊員の出勤日数はあるんですけれども、延べ人数はちなみに何人だったのかお伺いします。

また、その上で、隊員の方もかなり高齢の方が多いのですが、皆様もご承知だとは思いますが、これは人任せではなくて、町

の職員が、鳥獣害専属ではないですけれども、産業課あたりではこういう職員がいないと駆除しきれないような状況になっていると私は思っています。これ万が一、帰町が平成29年3月、予定ではありますが、やっぱり今除染が終わってきたところの田んぼの土手なんかもイノシシだと思えるのですけれども、かなり崩壊するぐらいやっています。今回の大雨ではその原因で水路にイノシシが土を入れてしまって、流れないから田んぼにその水が入ってしまって結構大きな災害になっているのが今事実です。なので、イノシシってたかが言っていますけれど、これしないと帰って何かやろうかな、きれいにしました。片方からイノシシで全部やって、帰る気が失われては困ると思うので、職員を充てるぐらいの予算を、これは平成26年度ですけれども、そういう予算の中で考えられるのかどうか。また、できないのであれば、今は6時ぐらいで大体町に入れなくなると思うのですけれども、私から言えば自衛隊でも入れて訓練の一環でイノシシ退治してくれと。浪江町だけでなく、そういうような感覚でいかないとイノシシの被害で帰る方が本当に少なくなるのかなと思いますので、合わせてお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 10番議員にお答えいたします。

主要な施策の成果の60ページ、有害鳥獣被害防止対策事業ということで、ここに隊員の出動日数は333日と記載しているわけですが、延べ人員は何名かということでございます。これにつきましては延べ日数につきましては、出動日数と延べ人員は同数でございまして333人という形でございます。

考え方としましては、その月に、その日ありますね。そのとき従事者が4人とかいう形を、2人とか、6人とかというのを足し込んでいった数字が1年間のトータルで333人ということでご理解していただきたいと思っております。

それから、職員が。

[何事か呼ぶ者あり]

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 333日、それから延べ人数が333人でございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前10時54分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時55分）

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 先程の延べ人員と延べ日数の関係で答弁に訂正がございます。延べ人員は333人、日数につきましてはここに施策の成果については333日と書いてありますが、これにつきましては102日に訂正させていただきます。102回という形でご理解をお願いします。申し訳ございません。

それから職員、大変町内にもイノシシが来て駆除隊6名では対応できないというのも議員おっしゃるとおりでございます。職員が個々に関わってやらないともう間に合わない状態だということも十分理解しているところでございます。今後來月か再来月、その辺も含めまして駆除隊と町との打合会でどのような形でイノシシの駆除、それから組織体制をしていくかを検討してまいりたいと思います。

それから、その検討結果を踏まえまして、来年度の当初予算に反映できるものがあればまたそこでまた町としてご提案したいと思っているところでございます。

それから、自衛隊を入れてという形も一つの有効なご意見だということではありますが、あくまでも有害鳥獣という形でそれぞれ帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域という形で今地区割がございまして、自衛隊が入って駆除するかというのも中々今の駆除のそれぞれの体制の中でどうかという形もありますので、環境省、自衛隊等も協議できる場があれば協議の場を聞いてみたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） 予算の人数は102人ということで延べ人数が333人だということで、これ予算からちょっと外れたあれだったんですけれども、これから鳥獣害対策で町ももう少し力を入れてくれるという答弁だったんですけれども、これが来年、再来年ではなくて、もう早急に実施しないと帰還解除日はもう迫ってきますので、早急な対応。そしてさっき自衛隊みたいなのはどうかと聞いたんですけどその答弁はないんですね。一応お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 自衛隊の関わり等につきましても環境省、それから防衛省、あと全県的な形にもなりますので、事務的な話でちょっと聞いてみたいと思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 議長とおして再々質問にしてください。答弁漏れ。

産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） この駆除の方式それから組織体制についても、駆除隊と町との打合会に臨みまして、これらの課題を整理して早期にできるもの、来年度にかかるもの等を整理して、議員お質しのとおり、早期にできるものであれ、あと町を闊歩している状態である場合については、町の駆除隊、それから県等にも協力を仰ぎながらどのようにするか等も支援体制を協議してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

14番、紺野君。

○14番（紺野榮重君） 何点か質問させていただきます。主要な成果の22ページ、まちづくり計画検討業務委託1512万円の内容説明と委託された業者をお伺いいたします。

それから、24ページ、主要な成果の24ページ、浪江町行政区活動補助金286万1222円。説明では自発的に地域コミュニティの維持のための活動をする事業としての補助金となっておりますが、具体的にはどのように使われたのかお伺いいたします。

それから、主要な成果同じく41ページ、先程もちょっと質問ありましたけれども、浪江町復興支援員事業1億6213万円、全て一般財源からの支出で、非常に大きな予算だと思っておりますけれども、人件費、交通費、交流会費、色々とあると思っておりますけれども、それらの比率といえますか、人件費の比率はどのくらい占めるのかお伺いいたします。

それから、主要な成果57ページ、ため池等汚染拡散防止対策実証事業、これが2127万円、3カ所の水路と。前にもお聞きしたかもしれませんが、その場所を教えてください。もう一つは、粃殻での除染効果があるとお聞きいたしておりますけれども、この数値でどうなったのか。これだけの例えばベクレルがどれくらい下がったんだということが、分かればというか教えてくださいたいと思います。

それから、ただいま質問山本議員からあったんですけれども、私も有害鳥獣のあれでは本当に捕獲していただいて大変ありがたいと思います。

しかしながら、震災前の数に、そういうものに程遠い状況の中で猟友会の人数も先程6名という中で大変だと思います。今後この、私の前でも箱罠で3匹イノシシが入りました。そういう中で箱罠、簡単な仕掛けだと思うんですけれども、それでも許可が必要だということでもありますので、町が主催されて、その講習をして、その免許をとらせてもらって、そして今後イノシシの対応をしていかなく

ては中々少なくならないのではないかと思いますので、その辺もこれは要望になるかもしれませんが、お願いをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご答弁申し上げます。

主要な施策の成果22ページ、まちづくり計画検討業務委託料、この中身でございますが、ここに記載されているとおり、その下段でございますが、平成26年度のまちづくり検討業務においては今後町民、関係者を交えて検討が行われる具体的なまちづくりのゾーニングとそれに伴う各施設等の配置計画、各種事業を推進するための基礎調査を実施したとなっております。具体的にはまちづくりの前提条件となります都市計画法、農地法など、関連法の整理もしくは制約条件ともなります自然災害危険区域の整理、さらに現地踏査の上、町内の住宅状況、土地利用状況、既存利用施設の利用可能性等の整理等々を行ったところでございます。今年度、本調査の資料を基に中心市街地の再生のための基本構想の策定に繋げる予定でございます。

それと業者ですけれども、お時間をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 11時 06分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 11時 07分）

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 申し訳ございません。業者でございますが、株式会社ふたばでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 同じく成果の24ページ、行政区の活動補助金についてでございますが、今年度につきましては49行政区のうち、36行政区について補助金の申請がございました。昨年が申し上げますと33行政区でございまして、3行政区は増えておるのですが、差し引きますと13の行政区からは補助金の申請がないということになってございます。

今お話があったとおり、こちらに行政区活動の維持推進ということで、各行政区長さんには度々お願いという言い方はおかしいのですが、こちらを活用していただいて、県内外に避難していることから、そういう点では集まる機会だけでもとっていただければという

ことでお願いはしているところなのですが、中々今申し上げたとおり県内外に避難しているということでそういう機会が設けられないのが現状です。これにつきましては、委員会においても馬場議員からご指摘がありまして、やはり各地区、例えば除染の説明会をやったりとか、もしくは放射線の測定をやっているとかそういう部分、ただ集会という言い方は失礼なんですけど、そういうものだけではなくてそういう部分もやっているということをやちゃんと広報して、補助金の活用に繋がるような広報等については、当然常に周知していくべきというお話をいただきました。

今後につきましては、そういうことを含めまして、この補助金が有効に使われるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 41ページの浪江町復興支援員事業の人員費のパーセントでございますが、34%になります。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 施策の成果の57ページのため池等汚染拡散防止対策実証事業費ですが、場所は室原、酒田、酒井の3カ所です。自家水と言いますか湧き水がある水路の3カ所です。4月から2月まで毎週1回水路に靱殻を並べまして、1週間に1回取り替えて、セシウムを測定するというやり方をしまして約70%は検出されなかったということで、残りの30%のうち上流と下流でのセシウムの量ですけれども、60%から少ないところでは60%ほど低減したと。多いところでは95%ほど低減した。実際にとれましたベクレルですが、最大では5万6300Bq/kg、1kg当たりです。少ない時は2700Bq/kgです。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 施策の成果の60ページの有害鳥獣関係につきましてでございますが、10番議員にもお答えしましたが、今後駆除隊と町との打合せにおいて今お質しの諸課題について整理したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野君。

○14番（紺野榮重君） 行政区の活動というものは、今後、帰町していく上で非常に大事なことかと思ひます。それで今説明がありまして、49行政区のうち36行政区が申請した。13行政区が申請していないと。そういう中で聞きますと、手続きが面倒くさいとそういうことでと言われる方もおりますので、その辺もどのようにされるのか、その点お伺ひしたいと思います。

それから、浪江町復興支援員事業という中では34%が人員費とい

う中で、24年度は6人、それから25年が13人、26年が30人とどんどん増えてきているわけですが、今後はどういう方向で進むのか。また復興支援を増やしていくのかどうか伺いたします。

それから、ため池等の汚染拡散防止ということでは今60%減になった。あるいは90%減っているということですが、これ非常に私にも興味があるのですが、実証実験の結果というものを広報等で是非とも流していただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ただいまの補助金関係の申請、例えば実績関係等が多少手間がかかる部分があるのかと考えているところがございますが、その簡略化についてでございますが、やはり基本となる領収書等につきましては当然必要となりますので、その辺は中々難しいところではございますが、そういう部分で例えばコピーをするとか、一応決算の科目の振り分けであるとか、そういう部分については日々と言いますか、その振り分けが簡単になるようにとか、コピーのお手伝いという言い方は失礼なのですが、そういう補助をさせていただくとか、そういう部分を考慮しながら使い勝手の良いようにしたいと考えて日々やっているところがございますが、今後につきましても、そういう部分につきまして、改めてどういうものができるかというのを考えながら対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 今後の復興支援員の人数でございますが、現在27年度28名予定してございます。今後も現状維持ということで続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 実証事業の結果につきましては、広報等により、皆様にお知らせしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 14番、紺野君。

○14番（紺野榮重君） 再々質問ありません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

13番、佐藤君。

○13番（佐藤文子君） 一点だけ質問いたします。主要な成果の47ページ、予防接種の予防事業についてなのですが、中段の表の中に子宮頸がんの26年度の成果が1人、25年度が33人出ているのですが、今子宮頸がんというものの副作用というのがとても問題になっていまして、9月議会の若松議会では副作用に対する支援をいち早く表明しているんです。震災前の一般質問では私も子宮頸がんの町補助は

どうするんだということは、大分一般質問でもしていたんですが、震災になってから私も意識が欠落していて、その後町の体制がどうなっているのかというのをあまり実情知らないでいたものですから、今回、副作用に関して記事になって浪江町の実態はどうなっているのかというのが知りたいと思います。

それと今後副作用に対して、町としてはどんな対応をするのか。今県内では大体19名ぐらいを把握しているということなんですが、実際はもっと沢山の数がいるらしいんです。思春期なものですから、体調の異変というのが家族も本人も気がつかなくて、副作用との因果関係が中々早期に気がつかないというのが遅れる原因だということなので、町で今の現状と今後どういう対応するのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） お答えいたします。子宮頸がん予防ワクチンについてでございますが、これは平成25年6月14日、厚生労働省よりワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが子宮頸がんの予防ワクチンの接種後に特異的に見られたという報告がありましたので、浪江町といたしましては定期接種の積極的勧奨の差し控えということで今継続中でございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 介護保険特会について、主要な施策の成果94ページ、95ページ、96、97までまとめて報告されております。

それで、第1点は95ページ、審査会と認定の現状についてでありますけれども、審査会の結果についてはここに書いてあるとおり、浪江では1036件、審査会の約30%が浪江町ということで非常に申請が増加していると。原発避難後、要介護者認定は26年では要支援1から介護までの申請者数が1395、約1400です。ここには出ておりませんが、震災直前平成23年2月時点では1000以下、995だったと思います。したがって、約6割という異常な伸び方をしていると。その実態は、担当課でも承知しているわけですが、問題は生活不活発等による健康障害、それによる介護認定の急増ということが出ているので、認定の状況から浪江町の健康生活対策というか、避難者の健康を維持するために、介護との関係で身体的機能を維持するために、どういう施策を展開しているのかということについて、主要な施策の成果には報告されておられません。具体的な取り組みについて、主なものでいいのですが、取り組みの現状と、それから介護認定について数字の報告だけではなくて、介護事業の中身についても町の事業として施策の成果に載せるべきではないかと思えます。そのことについてどうされるのかというのが第1点です。

それから、裏のページで一番下ですが、受給者の状況、要介護サービス受給者、これは25と26年度の比較で13居宅サービス、施設サービスが減っているんです。これは、避難生活の実態からすると考えられないと。先程、児童手当の不用残のところでも査定の問題に触れましたが、27年4月1日から介護認定に対するサービスメニューが変わりました。要支援1、2については訪問介護や在宅介護利用できない。今まで受けていた人は継続できるということですのでけれども、それはあくまでも暫定的です。ということで、受給者の状況で

居宅サービスで76名増えて、施設サービスが13名減っている。在宅サービスが増えているということについては背景は分かりますけれども、居宅サービスが減ったという背景には何があるのか。

それから、今言ったように前の95ページには、各段階区分、認定区分の数が出ていますけれども、要支援1も去年と比べて21名減っていると。軽度認定が落とされているのではないかという不安もあるんです。審査会に任せているわけですから、どこまで答弁できるか分かりませんが、背景として制度改正が影響しているのではないかと。もしそういうことだとすれば、結果、本当に利用を必要としている人が振るい落とされると。結果どうなるかという重症、重度化していくと。しかも介護費用が嵩んでいく。悪循環なんです。だから軽度の段階でフォローしていくということが最も大事だと思うんですけど、町では26年度介護認定審査会あるいはサービス事業において、充実のためにどういう取り組みをしてきたのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 答弁調整させていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁調整のため暫時休議いたします。

（午前11時28分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時31分）

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 生活不活発病の増加によりまして、介護認定が急増しているということは議員ご指摘のとおりでございます。そのために健康で生活するための対策はどのようにしているかということでございますが、98ページに介護事業予防事業関係で取り組んできた内容でございますが、ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業ですね。あとは認知症サポーター養成講座7回、介護者の集い、介護支援専門員連絡会、それと各仮設においては健康体操に取り組んでおります。そのようなことで高齢者の生活不活発病の予防に努めております。

居宅サービスが13名減っている原因はという質問でありましたが、13名の原因については、ただ今、1年間の集計の結果でございますので、理由的なものは現在は把握しておりませんので、後ほど調べたいと思います。

認定審査の関係で、軽度者が落とされているのではないかということでございますが、この部分については、現在、双葉地方広域の介護認定審査会の中で医師や専門家を含めた中で、認定いただいているという形でございますので、そのようなことはないのかと認識いたしております。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 1点目の介護認定者が増加傾向にあると。従って町民の健康対策をどう進めているのかということについては、施策の成果98ページに書いてあるということで、介護予防、ケアマネジメント事業から介護支援専門員連絡会等、様々あります。様々ありますけれども、私が考えるにここで介護予防ケアマネジメントとか、包括的継続的ケアマネジメント支援事業については認定調査、ケアマネージャーの調査事業ではないかと思うんです。あと、総合相談事業ですから、これも地域包括センター等も含めた介護問題についての相談事業2490件、あと健康対策という点で考えればどうでしょうね。何が考えられますか、これ。介護者の集いだから継続的なものにはなっていないと。認知症サポート事業についてもこれは養成講座だから、これも総合的な対策にはならない。なっていないと私は思います。この事業がだめだと言っているわけではないですよ。26年度振り返って全体として認定が増えていると。それは仮設や借上げ住宅の人達が閉じこもりとか、一言で言えば先程言ったように生活不活発からくる健康機能の障害があると考えられる。従って、その対策ということなので、もっと具体的、積極的に取り組む必要があると思います。保健事業とも絡んでくると思いますので、町として横の連携もとりながら元気に浪江町に帰れるように、この分についての事業展開の充実を求めたいと思います。担当課としての方針があればお聞かせください。

その他の問題については一言でいうと、認定の問題では審査会ということをやっているので問題ないと。居宅サービスが増えて施設サービスが減った背景には何があるかということについては不明だということですが、これもきちっと事業の特徴的なことですから、それはきちんと報告、誰か答弁もってきたんではないかな。きちんと答弁できるようにしておいたほうが良いのではないですか。お答えできる部分があればお答えしてください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 生活不活発病についての対応ということで、介護福祉課長から昨年の大雑把な事業について報告がありましたけれども、現在、社会福祉協議会、それから健康保険課、当然介護福祉課、

そして生活支援課も交えて4者連携で孤立化防止を防いで行こうと
いうことで、個別訪問等も通しながら巡回指導をしています。それ
にあたって、生活不活発病にならないように運動の奨励とか、そう
いうものやっております、この4者ですか、4つの団体が連携
しながらそういう高齢者のための健康増進について、色々と連携を
取りながら今やっているということでありまして、よろしくご理解
いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算
について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 平成26年度の決算認定について、反対の討論を、
認定に異議ありという討論をさせていただきたいと思います。

決定的な理由は、この主要な施策の報告で言えば23ページです。
情報管理、マイナンバー対応の問題が決定的な問題と理由としてあ
げておかなければなりません。ここに書かれておりますように、住
基台帳と地方税システム改修、団体内統合システム整備のために18
15万4800円が執行されております。これから、人、物、様々な体制
と投資が行われます。莫大な投資が考えられます。それに対して個
人情報の安全管理が担保されているのかということが問題でありま
す。これも、結論から言えば個人情報情報の安全管理は担保されてい
ない。

それを裏付けるかのような報道もつい最近ありました。9月4日
の民友新聞で報道されておりましたが、国民総背番号制については
担当部局においても非常に不安があると、要するにこういうことを
言うております。100%の安全はあり得ないと、悪意を持った人は
必ず出てくると。8月27日法改正の国会審議、野党からの情報管理
体制が追求された、山口IT政策担当相は、こう答えざるを得なか

ったということに示されているとおりで。

年金情報流出問題で一旦は中断しておりましたが、年金番号と個人番号を接続するという時期を遅らせるという取り扱いをするだけで、マイナンバー制度は10月5日から番号通知が送られてくると、1月からマイナンバーカードが送られるということです。これも一言で言えば見切り発車。それに対して不安視している意見として、日本消費者連盟の大野代表は、市民は生活の隅々まで裸の状態で管理されるということや、日弁連の情報問題の前の委員長だった清水弁護士も、利用分野が広がれば広がるほど不正利用の余地は大きくなると。サイバー攻撃や人為ミスによる情報漏洩も防ぎきれないと。これは年金情報や東京商工会議所での情報流出の現状から見てもそのとおりだと思います。セキュリティ対策をとるから大丈夫だと言っています。そのセキュリティ対策なるものはどういうことかという、全国2カ所に中間サーバーを置いて、共同化、集約化されるので攻撃されてもここで遮断できるということです。しかし、情報の利用価値は情報が沢山詰まっていれば詰まっているほど利用価値が高いと。ある意味ではビジネスチャンスにするということや、これを機会に様々なハッカー攻撃を考えると。いわゆる経済的価値が情報が集約され、経済的価値が高くなればなるほど流出の危険は高まるということでは明らかだと思えます。

それを今後十分な対策をとるという安全神話でスタートするということは、町民のプライバシー、個人情報丸裸にして危険にさらすという問題が極めて大きいと思います。

従って、私は26年度の決算、そしてこのことは引き続いて予算措置がなされるわけですが、まだまだ問題だと専門家からも担当大臣からも十分な安全対策はないと言っているにもかかわらず、見切り発車するということは、一町民として容認はできない。まして議会議員として先程も色々やり取りをしましたけれども、個人情報、甲状腺の検査でさえも個人情報の問題で情報が把握できないということなのに、個人の財産、年金から災害から税務から預金まで、社会保障分野も含めた総合的な情報が集約されると。まったく危険極まりないということを指摘して、平成26年度の決算認定異議ありという態度を表明しておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第1号 決算の認定についてを採決します。
採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

- 16番（馬場 績君） 決算報告の3ページです。総括事項の（ア）について1点だけ質問いたします。給水戸数は11戸、有収水量は5304 m³、うち団体及び事業用1743、除染用3561 m³という報告が出ておりますが、担当課として除染用の有収水量の確認はどういう形で行っているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

- 議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

- 復旧事業課長（三瓶徳久君） 消火栓から水を給水車に取り分けるのですが、その際に給水車が3 tであれば1回3 tということで、除染業者からの自己申告で行っております。

- 議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

- 16番（馬場 績君） 給水車の所有は、事業者ですか。それから給水車のメータ記録は町でどのように確認されていますか。

- 議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

- 復旧事業課長（三瓶徳久君） 給水車自体の容量が3 tでして、一度の給水ではほぼ満水にしていきますので、1回3 tという数え方をしております。車の所有は除染業者が持ってきています。所有であります。

- 議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

- 16番（馬場 績君） 大変うがった見方になる訳ですが、給水車の所有は事業者だと。満タンにして3 tだと。申告も事業者だと、自主申告だと。そうすると、行政の管理確認というかこれが省かれているわけです。我々町水使った場合には自動的にメーター記録されるわけですが、除染には住宅除染、あるいは道路除染、側溝除染も含めて膨大な水を使うのではないかと。26年度では3行政区で基本的には除染が完了したわけでしょう。除染用で3561 tというのは、事業規模から言うと私の感覚では少ないと思わざるを得ません。

従って、すべてそちら任せという管理はまずいと私は思いますの

で、今後の給水量の確認をどうするのか。どのように改善するのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） メーターで管理するというのが本来のやり方かと思うのですが、消火栓から取っています今のところ。そういうものが付けれるかどうか調べます。他には方法が。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 1 1 時 5 4 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 5 4 分）

○議長（吉田数博君） 答弁者については、今後マイクを上手に使用してみんなにわかるように説明を求めます。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長（吉田数博君） ここで午後1時30分まで昼食休憩といたします。

（午前 1 1 時 5 5 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第80号 浪江町個人情報保護条

例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案80号、個人情報保護条例そのものはいろんな意味で当然保護していかなければならない問題ですが、実はこの条例は、3日に法律が改正されました。それはなぜかという、要するにマイナンバー制度を導入するということで、個人情報保護というそういうことも考慮しなければならないということで、ある意味ではマイナンバーの隠れみのにされている法律であり、それに基づく条例改正であるわけです。

マイナンバーそのものについての問題は、先程指摘しましたように、今のところセキュリティ対策も不完全だと。町で言えば職員の研修もこれからだと。まさにこれからの見切り発車するという大きな問題がマイナンバー法にはあるわけです。それと一体として提起された個人情報保護条例についても極めて問題ありということをお明らかにしておかなければならない。

以上の理由で本議案について反対の討論とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第80号 浪江町個人情報保護条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第81号 浪江町手数料徴収条例の一部改正についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第82号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第82号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
16番、馬場君。
- 16番（馬場 績君） 本案件について反対の討論をさせていただきます。
国民健康保険税条例については、地方税法の改正に伴って委員会

では資料配付の上説明を受けたわけですが、医療分51万円が52万円、後期高齢者支援金16万円が17万円、介護納付14万円が16万円、合わせると今までが81万円の上限だったものが、85万円ということになるわけです。浪江町の場合、今国保税や介護納付については、特例免除とされておりますが、値上げ条例そのものについては同意できないということをお知らせしておきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第83号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第84号 委託に関する協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第84号 委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第85号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第85号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第86号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第86号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第86号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第87号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第87号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第87号 土地の取得についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第88号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
8番、若月君。
- 8番（若月芳則君） 24ページの教育費、中学校費をお尋ねをいたします。学校管理費の委託料で4435万4000円、産業廃棄物処理委託料、それから浪江町東中学校整備設計委託料、全く性格の違う項目です。これを一体で4千4百何万も補正予算で出てくる。これの内訳どういう内訳になっているか教えていただきたい。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、教育次長。
- 教育次長（鈴木貞孝君） お答え申し上げます。委託料につきましては、価格の関係から価格公示することが今現在できませんのでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
[何事か呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 教育次長。
- 教育次長（鈴木貞孝君） 申し訳ございませんでした。
まず産業廃棄物処理委託につきましては、現在の浪江仮設中学校の不燃物の処理の廃棄物の委託料になります。
続きまして、東中学校整備委託料につきましては、東中学校に予定をします、東中学校の改築に向けての整備の委託料となります。
よろしくお願いいたします。
- 議長（吉田数博君） 8番、若月君。
- 8番（若月芳則君） 今の現在地点ではそれを正確な予算で割り振りはできないという背景、分かりました。速やかにその段階になったときにはご提示いただきたい。そのことだけ申し上げて終わります。
- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
14番、紺野君。
- 14番（紺野榮重君） 21ページの農林水産業費、項の水産業費、目の水産振興費という中で、孵化場施設調査委託料ということですけど

も、孵化場は3カ所あるんですが、そういう中で1カ所だけやるのか、事業内容を説明をお願いします。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 14番議員のご質問にお答えします。款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産振興費の13委託料の500万円の中身でございまして、これは泉田川漁業協同組合の再開に向けまして、水の調査、敷地調査、施設調査を行うものでございます。

また、今お質しの3カ所あるということですが、幾世橋の築場を1カ所、荒井の所を想定しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 13ページ、財産管理費委託料、弁護士業務委託料と合わせて土地評価業務委託料、これは財産管理に関する委託ということで説明項目が並んでますが、弁護士委託料と土地評価業務委託は別な支出項目なのかどうかということを確認しておきます。

なお、弁護士業務等については、所管で自治体賠償について委託をするという説明がありました。弁護士1人、1日3.2万円、週5日と言ったのかな、3カ月間に渡る予算だという説明がありましたのでその部分は分かりましたが、土地評価業務委託料が弁護士委託とかかわりがあるのかどうかについて再度本会議で確認しておきたいと思います。

それから、16ページ、民生費、認定子ども園建築工事設計委託料、これも所管で審査されていると思うのですが、避難先に認定こども園を造ることなのか。それとも浪江町に建設するという計画なのか。場所、それから事業者、事業者というのは認定子ども園運営者です。この事業のスケジュールの工程、今のところ考えている工程についてお尋ねしておきたいと思います。

それから、19ページ、保健衛生費でこれまた委託料、ホールボディーカウンター操作業務委託料、これは補正で組んでいるというのは、議案調査不十分だったのですが、ホールボディーカウンターについては、継続してずっとやってきているわけですが、改めて補正計上したという背景についてご説明いただきたいと思います。

それから、20ページ、農業費委託料、実証栽培小麦加工処理委託料6万5000円、その下に19負担金補助金、営農再開支援事業等がありますけれども、営農再開支援事業とはまったく別コースで実証栽培、小麦の実証栽培それによる加工処理という事業を考えているの

かどうかです。営農再開については、提案理由の時に若干の説明を受けましたけれども、担当課から事業内容についてご説明をいただきたい。

それから、孵化事業については今14番議員から質問がありましたが、これは泉田漁協再開に伴って築場に孵化事業を再開すると。そのための地質水質等の調査費だということですが、孵化事業の再開そのものについてどう計画されているのか。ご説明いただきたい。

合わせて、孵化事業との関係で避難前に、調査のための鮭の釣りをやっていました。県外からも大変な人気で話題を供したわけですが、孵化事業は孵化事業として再開すると。一方で、泉田川鮭漁という少し早すぎるので、試験釣り事業なるものを考えられないのかということです。木戸川では再開するという話もありましたが、浪江町では孵化事業、いわゆる泉田川の当面の事業再開についてどのような方針をお持ちなのか。

続いて、22ページ、土木費の道路新設改良で土場踏切の設計をするために1188万円の補正を計上しました。土場の踏切の改良については、全員協議会等でも議論された経過はありますが、ここで言っている踏切の改良工事の調査設計というのは、単なるあそこの踏切部分の改良のための設計ということなのか。それとも、南北に亘る道路の改良工事も含めた調査設計、その先に事業化を考えているのかということです。この調査設計と全体計画についてご説明いただきたいと思います。

それから、24ページの学校管理費、委託料で若月議員が質問されました。浪江東中学校整備設計、要するに町長の行政報告にも一部ありましたが、東中学校を整備して浪江の中学校、小学校をあそこで再開するという方針かと思います。その上で、教育委員会としては、時期的な問題も含めて、浪江東中学校の整備と合わせて、浪江の中学校、小学校の再開のプログラムもしおありだとすればプログラムについて。あるいはそこまでいっていないと。でも学校整備設計委託料上げているわけだから、もう少し長いスパンを考えていると思うのです。委員会で進言されたかとは思いますが、改めて我々にも町民に説明できるような内容でご説明をいただきたいと思います。

それと、最後になりますけど25ページ、学校給食調理費浪江共同調理所新築工事設計委託料、これは共同調理場をどこに、どういう規模で建設するという計画なのか。学校再開との関係で同時並行で進めるということになるのかどうか。

大きく言えば学校再開の見通し、それに向けた教育委員会の事業推進のための方策。全国に避難していますから、それを推進する方策についてご説明いただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、第1点目の13ページでございます。財産管理費の土地評価業務委託料についてでございますが、こちらにつきましては、新公会計制度の関係でございますが、複式簿記、発生主義による制度の移行について、本年1月に総務大臣からの要請がございました。具体的には町有の土地とか建物等に価格を設けることによりまして貸借対照表を作成して旧の会計と言いますか、そういう部分を取り入れていくという中身でございます。従来にはない詳細な分析と管理を公共団体についても行っていかなければならないという中身でございます。

実際に、移行の時期につきましては、平成30年の決算からということで今予定しているところでございます。今回はその準備に入るということで、評価額と言いますか、土地に値段がついていない部分の町の筆数でいいますと約7000筆でございます。そちらの価格を設定していくということでございます。

さらに、賠償との絡みでございますが、今申し上げたのが本来の形でございまして、ただ所有財産の賠償に関してはまだ東電で請求受付は行ってございません。ただ、この土地に価格を付けるということで、今後の賠償に運用していくといたしますか、参考にしていくということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、11ページの認定子ども園の関連についてでございますが、まず場所についてのお尋ねでございますが、浪江町の帰還に向けた整備の一貫ということで考えてございまして、浪江町内具体的に申しますと、このあとでご説明申し上げる小学生、中学生が学ぶ場所の近くで、同じような場所かと考えてございます。

事業につきましては、こういう形でお認めいただければ町が主体になって設置ということになります。一般論としては公設民営ということも色々考えられるんでございますけれども、避難帰還当初の町の状況からしますと、今のところ公設のほうへなるのかと、その辺の可能性は探っていく必要があると思っておりますけれども、そんなふうに考えているところでございます。

スケジュール感といたしましては、冒頭申し上げましたように、帰還の目途が平成29年4月にございますので、とにかくその時をま

ず目標にしながらか整備はしておく。その後の状況によっては具体的な改修などについては別な検討が必要になってくることもあるのかもしれない。いずれにしてもその対応をしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 19ページのホールボディーカウンター操作等業務委託料ということでお答えいたします。

ホールボディーの業務につきましては、26年度においては放射線研修を受けながら臨時職員4名で対応してきたところであります。今年度から専門的な機関にその業務を委託するという計画でございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 20ページの目7地域農業活力再生支援事業の13委託料、実証栽培小麦加工処理委託料についてと、19負担金補助営農再開支援事業の関係はというご質問でございますが、実証栽培というのはあくまでも作物をつくっての経費でございます。小麦を収穫してそれを粉にするという13委託料でございます。

それから、営農再開支援事業、19節にあるのは、これはそれぞれの復興組合が立ち上がりまして、今回特任事業ということで事務費と交通費が補助対象内に組み入れられたという形で、今回補正増をしたところでございます。ですから、実証栽培と営農再開は別と考えていただければと思います。

21ページの目1水産業費の中身でございますが、もう一度ご説明いたしますが、泉田川漁業協同組合の復旧に伴う事前調査ということで、まず一つは水の調査を行います。河川水、地下水、地上用水です。それから沈殿処理施設の調査を行います。それから放射能調査、現況河川水の除染実証試験等、それから敷地調査です。水系等調査、捕獲性との系統とか、養殖性との系統、それから全体の施設配置計画の概要等でございます。これらを調査していくということでございます。

これを踏まえまして、今後議員お質しの避難前にやっていた鮭の調査事業なども檜葉でも木戸川ですか、やっているということでございますが、一つ一つ調査事業を固めながら組合では取り組むか取り組まないかという形で進んでいくと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 22ページの道路改良費の19負担金で1188万円、これはJRに支払う負担金であります。踏切部分を車道

二車線と、歩道付きの車道二車線の道路にする予定です。土場の踏切の南側は、そのサイズで出来上がっておりますけれども、北の部分は一車線となっております。今回は、JR常磐線が29年3月より営業運転を再開するという事なので、浪江駅から小高駅間の土場の踏切を拡幅したいという事業計画であります。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 続いて、24ページの浪江東中学校整備計画委託関係でございますが、まちづくりの計画は、復興拠点を中心にまず帰還の環境を整えて、それを次第に他の地域に拡大していくという大きな基本がございます。これに基づきまして色々検討してまいりました。帰還当初の子供達の人数についてはまだ大分厳しい状況がございますし、楽観はできませんけれども、いずれにしても少人数からの発足ということにならざるを得ません。そういうことで少人数の子供達がいろんな可能性のある教育活動をするためにも、小学校と中学校が一緒のほうがいいだろうと。それから小学校と中学校を一緒にしますが、中学生だけに必要な施設等もございまして、どうしても学校規模からすると東中学校を使うことのほうが合理的であろうと、そういったことで浪江東中学校の校舎を元に新しく整備するという計画でございます。この議会で設計についての予算をお認めいただいた場合には、このあと27年度に中学校の校舎改修の設計を後半でいたしまして、28年度に工事を実施し、29年4月の開校に施設面で状況を間に合わせたいという考えでございます。

続いて、25ページの浪江共同調理場でございますが、今ほど申しましたように、子供達が戻ってそこで生活をするということの一つ考えたときの対応としまして、給食設備も合わせて必要だろうとそういうこととございます。もちろん、学校再開等に合わせた施設として先程申したようなスケジュールで進めることができると考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 13ページについては、新しい会計制度が導入されると、移行時期はあと3年、平成30年の決算からだということですので、それは分かりました。

それから16ページ、認定子ども園については公設を考えていると。民間事業再開はどうかというのには私は全然承知していませんけれども、あとの学校再開とも関係してくるんですが、私はそういう取り組みは良いと思うんです。思うんですけれども、トータルで考えた場合、何か点、点で取り組んでいるという印象が強いですよ。浪江町の3年後なら3年後、避難解除が実際行われるかどうかは全

く不確定要素が大きい訳だけれども、浪江町全体としての浪江町の再生計画が、復興ビジョンというか再生計画というのがある、その中に子供達、保育園の問題なり学校の問題が出てくるという有機的な繋がりがどうも見えてこない。町長これ点の計画を線に結ぶという構想もあると思うんだけど、町民としては果たして我々の生活はどうなるんだと。

町ではあっちに何を作ったり、こっちに何を作ったりという計画はあるようだけれども、生活の足場そのものが見えてこない。それは行政の施策展開としては片手落ちというか、特にこういう状況に追いやられているわけですから、町民が見て、聞いて分かるような物を作る必要があるというか、ピッチャーとキャッチャーだけでは野球の試合にならないわけですから、やっぱり9人のメンバーが揃うとこれで1チームですから、そういう構想の中で具体的な計画を持ち込むという政策展開が必要ではないかと思うんだけど、町長としてはどうお考えなのかお聞かせください。

それから、ホールボディーカウンターこれは19ページ、今までは臨時職員で対応していたけれども、専門機関に委託するということです。私もしばらくホールボディーカウンター受けていませんけれども、浪江町は町独自で機械を購入して健康管理というか被ばく管理をしてきましたけど、改めてこの時期専門家を、同じ場所でやるのかということが一つです。その上で、放射線管理の専門機関に委託するということから、この予算付けはホールボディーカウンターということになっていますけど、除染の問題で出てきたように、浪江町でも放射線管理の資格のある人を雇って、いわゆる専門家、有識者という立場で除染の問題についても体制を強化すべきではないかという意見、私申し上げましたし他の方からも出ました。今回のホールボディーカウンターというのは、この予算付けから言えば、そういう活用は考えていないと見受けられるんですけども、町としては専門機関に委託するというものの関係でもう少し、スタンスを広げるといったことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、20ページの営農再開で小麦の実証栽培6万5000円、これはこれで良いと思うんです。考えて見れば津島というか、帰還困難区域でやるわけいかないと。そうすると平坦部だと。平坦部の問題は何かという、先程山本議員も質問していましたが、決算のところで質問していましたが、町の中にイノシシが闊歩していると、こういう状況だと。小麦の実証栽培そのものは、私は結構だと思うんだけど、鳥獣被害対策も課長考えなければ、ど

ちらで手を挙げたのか分からないけれど、そういう希望者がいるというのは結構だと思うのだけれど、実証栽培で作りました。イノシシ被害に遭ってだめでしたということでは、あまりにも芸が無いと思うのですが、いろんな問題で私が言っているように、どういう問題が出てくるかと。どういう関連性が出てくると。したがって、どういう対策が必要かということが求められていると思うんですよ。

営農再開支援事業についても、これも事務的な処理それはそれとして必要だと思います。先程の答弁では交通費とか、保険料も補助の対象になったと。これはこれで営農再開する人にとっては、安心が担保されることで良いとは思いますが、文字通り浪江町の営農再開に役立つものとして行政がバックアップするという取り組みが必要ではないかと。正直1100万円の交通費保険料というと金額的に決して小さくありません。どういう支出を考えているのかということも併せてお尋ねしておきたい。

それから、鮭築場については木戸川で試験釣りを再開したということではなくて、木戸川では鮭の放流を始めたという報道だったかね。一方、鮭の漁ではないよね。要するに鮭の遡上に伴った事業展開、木戸川と泉田川同列には考えられないかもしれないけれども、もっと町民が戻れるという条件整備のために、こういう一つ一つの資源を有効活用すべきだと。そういうものになるのかどうなのかということですよ。

それから、東中学校とその学校共同調理場の新築設計、これも一体の事業のようですが、冒頭に言いましたように、学校再開というそれはそれで話題性はあるんですけども、もっとトータルなまちづくりを考えていかないと、何かぽんと、そう言っただけでも話題提供するというだけでは本当の意味での学校再開、あるいはふるさと再生というか、町民の生活再建につながるようなことには若干の距離があるのではないかと。町民が考えれば抵抗感があるのではないかと思いますので、教育委員会として営農の仕事と、それから復興推進という立場での仕事との有機的な関連についてどうあるべきかということについて、今後我々も議論もしますし提案もしますけれども、今の段階でこういう事業を提案するというか補正提案をしているわけなので、冒頭に言ったように町長は、そういう全体的なものについて、どう進めて行こうとしているのか。改めて24ページ、25ページとの関係でお聞きしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） トータルなまちづくりのご質問にお答えいたします。議員お質しのとおり点と点を結ぶ構想では、やはり中々メ

インにならないのではないかとというご指摘だと思いますが、これから避難指示解除準備区域これをまず第一ステップの復興拠点として形成していくということが復興計画まちづくりに謳われています。そういう状況でインフラの復旧整備は勿論ですが、生活基盤の整備は、是非、29年3月まで何とか整備を終えたいということで今急いでいろんな交付金を使うということでやっております。そういう意味で医療と福祉サービス機関、これを構築していくということです。そして買い物ができる場所。これもやはり人が戻ってきた場合に、生活をする場合には買い物をする場所が必要ですので、公設民営でこれを造っていきたい。さらには今、用地買収に入っていますけれども、復興公営住宅あるいは分譲地の提供、その用地買収に今努めております。さらには工業団地の造成にも今着手しようとしています。それから、交流情報発信拠点整備で俗称道の駅です。それを造ろうということで検討委員会も作りまして、これから地権者等の説明、あるいは議会に対しての詳細な説明に入っていきます。さらには中心市街地の再開発事業、これは都市計画手法で区画整理事業等が考えられますので、そういうような手法を使いながら市街地の再生事業に着手していきたいということで、色々トータルの絵姿はできています。それを一つ一つ予算化をし、国と県の協力をいただきながら今申し上げたトータルの施設を確実に整備をしていきたい。こういう戻れる状況、戻る状況そういう時までには、とにかくこういうハードな整備施設、そういうものが竣工を終えたい。それから生活ができるかどうかということも、やはりこれから色々考えていかななくてはならないと思います。

従って、このような構想で今学校のほうも再開したいと、教育委員会での見解がございますので、学校の整備もしていきたい。先程、認定子ども園の話もありましたけれども、これは学校と子ども園がある程度近くと言いますか、そういう状況の中に造って一体的な、いわゆる幼児、児童、中学生そういう子供さんが一体となって教育できる環境を作っていくというような考え方で今やっております。

従って、これから補正予算等も色々事業の展開によっては入ってきますので、議会の皆様のご理解を一つお願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） ホールボディーについてお答えいたします。

これまでも職員が研修を受けながら、操作業務や結果説明を実施してございましたけれども、この放射線や内部被ばく検査に関する知

見と実績を備えたものへ委託をするということで、より詳しく丁寧な検査体制を提供できるものと考えております。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。

実証栽培で例えば小麦を作った所にイノシシ等が入り込むということで、どういう対策をするんだ、どういう考えを持っているんだということでございますが、今回の補正にも備品購入費で防獣用備品ということで檻を3基ほど30万円で計上したところでございます。当然これでは足りませんが、先程午前中の決算の中でも言いましたように、駆除隊の組織の中の充実とか、そういう形でイノシシ等が圃場に食い込んで行かないような手法を檻等も考えながら考慮したいと思っております。

営農再開事業の特任事業の中身でございますが、先程も言いましたように保険料とか、交通費が補助対象になりましたということで言いました。例えば交通費につきましては、住居地から勤務先までの距離、住居地というか避難地です。それから勤務先というのは各復興組合の例えば何処何処地区の田んぼとか、そういう所までの距離について、往復の距離で1km当たり25円で助成されます。という形に補助対象になりますということです。そういう形で農業者が負担のない形で補填されるということでございます。

それから、鮭の放流事業につきましては、調査事業をまずはやって、その調査事業、放射能の含有の関係とかを見ながら次の鮭の放流、木戸川でやっているような放流事業に組合としては考えているのではないかと思っているところでございます。当然調査をやればそれぞれの具体的な事業の頭出しになるかと思っております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 先程答弁漏れがございましたので申し上げます。

場所は同じかということでございますけれども、ホールボディーにつきましては同じ建物で、機械設備についても同じ物を使うことでございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） とにかく町長、大震災と原発避難でこれまでも暗中模索、これからも暗中模索は続くとは思いますが、町民がやっぱり浪江町に戻りたいとそういう環境づくりをとにかく力を入れてやっていく必要があると。そのためにも町長がまとめられたように、点と点を結ぶ面的な施策の展開、色々町長も話されましたが、そういう取り組みをもっと町民にわかるように説明していく必要が

あるのではないかと。線量の問題もあって戻れないという人もいるから、それは一方的、強制的にといいわけにはいかないですよ。あるいは帰還困難区域の問題もあるわけだから、しかし同時並行で戻れる環境はつくと。町長もそう言われたわけなので、これは単なる絵姿ではなくて、一つ一つ具体化していく必要があると思うんです。

先程の決算審査ではないけれども、147億全部使えとは言わないし、結果的には不用残も出るという場合もあると思うけど、予算編成や予算の執行にあたっては、今言ったように浪江の再生をどうするかと。点、点ではなくて面的な形で事業を推進するという姿勢が執行者側にとっては非常に大事ではないかと、今回の補正の提案を見て感じたわけです。学校再開も良いですが、もっと安心できる環境づくりが必要だということも指摘しておきたいと思います。

2点、土場の改良で説明がありました。土場の改良については北側一車線の道路改良もするということですが、一つは、その事業費は復興交付金で事業ができるのか。そうではなくてJR負担ということになるのか。この事業の道路の改良についてちゃんと設計ができたという場合の事業費の負担については、県、国との関係でどこまで話が煮詰まっているのかお答えいただきたいと思います。

それから最後になりますが、ホールボディーカウンターの実業委託、専門家が入るといいことはいいと思うんだけど、私としては本来なら町民が非常に不安な時期を3年、4年経過してきているわけです。本来ならばその時期に専門家を配置して、色々研修を受けたりして臨時で対応するということが普通の流れではないかと思うんだけど、専門家の配置遅くてもこれからやるというんだからそれは否定はしないけれども、順序としては逆ではないかと私は感じるんですけど、町としては今改めて専門家を配置するということになった経緯について、例えばホールボディーカウンターで、町民から説明求められても今までの臨時職員では対応できないと。やはり専門的な知識がないとだめだと。そういう判断のもとに今回の補正予算提案ということになっていますから。あとこれは確認しましたから答えはいりませんが、せつかくの専門家なんだから、もっと広い分野に、町の臨時職員だから他の分野にもその見識を反映してもらえるようにそういう取り組みができればと思いますけど、これは答弁いりません。内部で検討してください。

○議長（吉田数博君） 答弁、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 22ページの道路改良費の財源ですけれども、予算書の10ページになります。2段目です。款13国庫支出金、

項が国庫補助金、目が総務費国庫補助金 1 億 2219 万 8000 円となっておりますけれども、この中の 1190 万 4000 円が道路改良費の分となっております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第 88 号 平成 27 年度浪江町一般会計補正予算（3 号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2 時 3 3 分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 4 分）

◎延会について

○議長（吉田数博君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

明日は午前 9 時から本会議を開きますので、ご参集をお願いします。

（午後 2 時 3 4 分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 27 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 27 年 9 月 17 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 89 号 平成 27 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 90 号 平成 27 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 91 号 平成 27 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 92 号 平成 27 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 93 号 平成 27 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 94 号 平成 27 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 95 号 平成 27 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
同意第 1 号 特別功労者の決定について
報告第 7 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第 2 同意第 2 号 副町長の選任について
日程第 3 同意第 3 号 副町長の選任について
- 追加日程第 1 議案第 96 号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 追加日程第 2 同意第 4 号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼 帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼 出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼 浪江町中央公民館長 兼 浪江町津島公民館長 兼 浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	清水佳宗	次長	横山秀樹
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第89号 平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第90号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別

会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 議案91号でありますけれども、議案訂正前ということで、事業勘定繰入れではなくて、予備費の訂正があってその後正式なものが上程されたという経過は皆さんご存知のとおりです。これは、これで私は当然の手続きだと思っておりますけれども、内部の事務処理あるいは特に予算書など重要な公文書等について内部の確認体制が緩慢になっているのではないのかと思います。今回は、訂正されたというか、議案としては何ら問題はないわけですがけれども、内部の事務体制と確認のスタイルに問題はないのかと率直に私は感じました。

改めて担当課長、それから事務所管の副町長がおりませんので、執行最高責任者である町長から今回の問題というか、経過を承知いただいた上でということでありまして、こういうことのないように今後どういうチェック体制をとるのか、そのことについてお尋ねをしておきます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 今回につきましては、同会計及び一般会計皆様に送付後に訂正ということで差し替えをお願いしたところでございます。

今、ご指摘があったとおり、今回の差し替えにつきましては、確認を怠ったということでごさいます。今後についてどうするかということでごさいます。やはり二重、担当課から上がってまいりましたらば、最終的には総務課で予算書を作成、確認して議会に送付を差し上げるところでごさいます。

今後につきましては、さらに二重、三重の確認をいたしまして、今回は財源構成についての差し替えということで、この案件につき

ましてはお願いしたところでございます。最大限の注意を払ってこういうことがないように更に二重、三重のチェック体制を敷いていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 今回の補正予算につきましては、正確な数字、正確なものを提出できませんでした。大変申し訳ございません。今後はこういうことがないように、総務課長申し上げましたけれども、二重、三重のチェックをしましてまいりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 議案上程前の差し替えですから、上程された議案については正確なものということですので、町長も含めて提案者として誤解のないようにご理解をしていただいたほうがよろしいのではないかと。

その上で、内部のチェック体制が緩慢になっているのではないかと、もっと厳しい言葉を使えば初歩的な確認がなされていないのではないかと。これは、今回二つの議案で発見されたわけだけでも、それぞれの課でもあり得ることだと思います。間違いを犯したことがもう絶対だめだなんてそういう非生産的なことを申し上げているわけではありません。少なくとも、公務を預かるものとしては、やっぱり現場というか、現業課で内部の確認体制をしっかりとると、そして最終的に総務課に上げ、上がってきたものについては総務課でもきちんとチェックをするとそういう意味では二重、三重のチェック体制をとることが、怠っていたというのが今回の経過だと思うんです。大いに反省を求めるところでありますけれども、確認を怠ったということの以前の問題で、流れとしてどういう確認が行われているのかということをお我々はしっかり質してしかなければならないと思います。

改めて担当課、それから総務課長、そして最後に町長から今後の改善方向も含めてお答えをいただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 先ほども申し上げましたけれども、今回私が目を通して補正予算を上げたわけでございますので、最終的には担当課としては私の責任でございます。

これを契機に、以後こういうことがないように十分注意してまいりたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** 私も同じことになるわけですが、ただ全会計最終的に私のほうで確認をさせていただきまして、議会に送付を差し上げているところがございます。全会計におきまして、このようなことがないように今議員からいただいたように、間違いはある場合もあるかと思いますが、そういう場合は真摯にこういう対応させていただきましますとともに、こういうことがないように今申し上げたとおり、今後につきましては、二重、三重私達の課内で、総務課の課内でございますが、その中でも何回かのチェックを確実にできるよう今後はそういうシステムにしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 町長。

○**町長（馬場 有君）** お答えいたします。今原課の課長から答弁がありました。

私もこの補正にあたっては、事前説明は担当課から受けておりますけれども、やはり私にでてきたものが今議員お質しのとおり、訂正なり、財源構成の変更なりということで差し替えがあります。そういうことで、今までは一旦そういうところがみえましたので、十二分に気をつけて、とにかく原課なら原課の中できちんと精査をして、そして提案できるようにということで、再三にわたってお話しをしておりますけれども、今回のようにまた議案として上程する前に状態が分かったと言うんですか、そういうことがありまして幸い議案としては正確なものがだせるようになりましたけれども、今後このようなことがないように十分注意をしながら指導してまいりたいとこのように考えております。よろしく願いいたします。

○**議長（吉田数博君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（吉田数博君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（吉田数博君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第91号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長（吉田数博君）** 起立多数であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第92号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 93号の6ページですね、支払基金交付金の項で介護給付費交付金が過年度分、説明欄に表示されていますけれども、前年度分の追加交付という提案、説明もありましたが、ちょっと思い起こしていただきたいんですけれども、昨日の質疑で過年度交付金が雑入に入っていました。従って、過年度追加交付について、雑入ではなくて、交付金勘定の中で処理してきたことがあるのではないかと、できるのではないかというお質しをしました。総務課長については、新たな科目の設定など今後検討するというのが、昨日の答弁でしたけれども、これは前年度分ではあっても過年度分介護給付費交付金で歳入処理をしているわけです。こういう方法が可能だということをこの際確認しておきたいと思うんですけれども、関係課長、総務課長お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ただいまご指摘いただきましたとおり、この会計におきましては、過年度分として国庫の交付金等科目で計上してございます。昨日申し上げましたとおり、この辺につきまし

ては再度精査をいたしまして、一貫性、当然一貫性を持った形で捉えるように今後再度検討させていただきたいと思えます。

よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第93号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第94号 平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第95号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算
（第1号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の質疑、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、同意第1号 特別功労者の決定につ
いてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、同意第1号 特別功労者の決定についてを採決します。
採決は、一人ずつ起立により行います。
まず、大和田好英氏について、原案のとおり同意することに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、大和田好英氏については、原案のとおり同意することに
決定しました。

次に、佐藤勇次氏について、原案のとおり同意することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、佐藤勇次氏については、原案のとおり同意することに決
定しました。

次に、木幡良夫氏について、原案のとおり同意することに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、木幡良夫氏については、原案のとおり同意することに決

定いたしました。

次に、田中満氏について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、田中満氏については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、故田中穂積氏について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、故田中穂積氏については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、安部幸雄氏について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、安部幸雄氏については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、同意第1号については、すべての方について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎報告第7号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第7号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、報告第7号を終わります。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、同意第2号 副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第2号 副町長の選任についてご説明いたします。

本案は、副町長の選任について、地方自治法第162条の規定に基

づき、議会の同意を求めるものであります。

今回同意を求める宮口勝美氏の略歴については、議案資料に記載のとおりであります。浪江町職員として行政経験も豊かで、本格化した復旧・復興事業の推進に、適切な判断を下しうる豊かな識見を有している方です。

また、宮口氏につきましては、平成22年4月より3年間にわたり議会事務局長をされており、その人柄などについては、ご存知の議員も多いことと思いますが、震災当初から常に町民対応の最前線に立ち、確かな判断力と懇切丁寧な対応で、町民からの信頼も厚く、さらに平成25年度からは復興推進課長として、卓越したリーダーシップを発揮し、山積する難題に果敢に取り組んでこられました。

現在は、再任用職員として総務課に勤務されておりますが、副町長として適任であると考えておりますので、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ただいまの副町長一人の選任という同意ということでございしましたが、まだ選任されておられません。もう一方いるわけでございます。何ら問題視するつもりはございませんが、一つだけ確認させてください。

昨年の8月以来、私は再三にわたり副町長2名、2人体制を堅持すべきということを指摘させていただいています。今さらなぜ、まだ選任はされておられません。2名体制に戻すのか、残りの少ない任期での2人体制に戻すことの重要性をお聞かせください。

私は、まだ選任されておられません。任期期間中は一人だけ選任すべきかと思いますが、その件も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午前 9時25分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時29分）

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 先ほどの質問でございしましたが、同意案件ということで、質問の趣旨と違うということでございますので、取り下げただけであればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第2号 副町長の選任についてを採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第3号 副町長の選任についてご説明いたします。

本案は、副町長の選任について、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める本間茂行氏については、平成7年3月に福島大学行政社会学部を卒業し、同年4月に福島県職員に採用され、相双地方振興局県税部課税課を振り出しに、国際課、地域経済領域産業創出グループ、生涯学習領域県体協フリースタイル事務局、財政課、秘書課などを歴任され、現在は、知事公室政策調査課でご活躍中であり、県職員として行政経験も豊かで、本格化した復旧・復興事業の推進に、適切な判断を下しうる豊かな識見を有している方です。

つきましては、副町長として適任であると考えておりますので、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、山崎君。

○7番（山崎博文君） 何点か、まずは確認なんですけど、先ほどの選任についてもなんですけど、この同意した任期なんですけど、残任期間かそれとも新たな4年間なのか、その確認をまず1点したいと思

います。

それで、今回の本間茂行さんには豊かな識見を持っていると、私も経歴、職歴からは非常に評価したいと思いますが、こういう緊急時に副町長の案件を出したと、本間さんを挙げたということは、浪江町に関する現況、あとは課題そういうものを町長は名前を挙げるにあたってこの方とお会いしてそのようなことは議論されたのかどうかを確認したいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時32分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時33分）

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 最初の質問の残任の期間の部分についてでございますが、任期から4年ということでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） この本間氏との課題のすり合わせと申しますか、今回議案に同意を求める案件ということで提出しております。同意を得られれば、今までの課題についてはお話しし履行していただくという形になります。これは、面接を先日してまいりまして、十分な課題のすり合わせをしまして、今後、もし今議会に同意案件として提出していますけれども、同意が得たならば一生懸命やってみたいというようなお話しをお伺いいたしました。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 任期の始まりでございますが、10月1日からということで、想定をしております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 副町長2名が提案されると、重要な人事案件です。本来ならば、全協を開いて町長から説明を受けて、人事案件なので、本会議でできない部分もあるわけです。議長において、暫時休議をとっていただいて、議運を開いて、全協というお運びを動議として求めたいと思います。

○議長（吉田数博君） ただいま、動議提案がございました。賛成の方おられますか。結構です。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午前 9時36分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 9時37分)

○議長（吉田数博君） ただちに、議会運営委員会を開催します。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午前 9時37分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時24分)

○議長（吉田数博君） 全員協議会開催のために暫時休議をいたします。
なお、直ちに全員協議会を開催いたしますので、議員各位には中
会議室3、一番奥の部屋になります。よろしくお願いいたします。
(午前10時24分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前11時08分)

○議長（吉田数博君） 質疑を続けます。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、同意第3号 副町長の選任についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、同意第3号については原案のとおり同意することに決定
いたしました。

○議長（吉田数博君） 議運開催のために暫時休議をいたします。委員
の方は、中会議室2にご参集ください。
(午前11時09分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 11時24分)

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。
(午前 11時24分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 11時26分)

◎追加日程

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。お手元に配付のとおり議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について及び同意第4号 固定資産評価員の選任についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2にして、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について及び同意第4号 固定資産評価員の選任についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第1、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） まず、追加日程第1、議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、空席となっている副町長を選任するに当たり、特例で減額されていた町長以外の特別職の給料月額を元に戻すため所要の改正を行うものであります。

また、津波被災地に予定していた太陽光発電事業の事業化断念の責任を明らかにするため、町長の給料月額を1カ月間減額するものであります。

現在、特例条例におきまして町長等の給料月額を減額しておりますが、町長の減額幅を10%上積みし町長の本来支給の額の60%を減

額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（吉田数博君） ここで、総務常任委員会開催のために、午後1時30分まで昼食休憩を含め休憩とします。

委員の方は、中会議室2にお集まりください。

総務常任委員会は、総務課長の出席もよろしく願います。

（午前11時28分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（吉田数博君） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 給与減額について、私が当初予算でもある3月定例議会において減額を反対した立場から、一つ確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

今申したとおり、私は3月の定例議会において町長をはじめ副町長、教育長の給与削減を反対いたしました。賛成多数で可決されましたが、町長を除いて今回は元に戻したいということでありまして。6カ月あまりで、減額したり、戻したりということは、私個人としてみれば、不自然さを感じます。はっきりした理由とまではいかなくとも3月議会で減額に賛成した議員の皆様も判断に少しは躊躇するんじゃないかなと勝手ながら思っております。

そこで、今回短期間の期限付きとまでは言いませんけども、あまり期間のない中で、減額した給与を町長以外ですけども、元に戻す最大の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

鈴木議員から今お質しのとおり、3月定例会において特別職の給与改定については、私の思いというものも入っていますけれども、やはり行財政改革の一角だと、特に震災が続いておるということで、1期目にならって2期目も減額をさせていただくという条例を提案させていただいておりました。特に、前副町長二人についても大変迷惑をかけるけれども、そういうことで副町長の場合は3割減額ということで、ご協力をいただいていたところでありまして。

今回こういうような状況になりまして、県から出向いただくという形になりましたので、やはり県からの出向ということになれば元に戻した中で、お迎えをして何らかの形で職務に全身全霊打ち込んでいただきたいということで、元に戻すという考え方に至りました。

副町長二人制でありますので、一人だけ元に戻すということではなくて、公平感からの意味からいって同率に元に戻す。そして、教育長も色々これまで迷惑をかけてきたということもございましたので、元に戻してあげて、私だけが50%削減をしたいということで、今回提案をしたしだいであります。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 今の質疑に関連して、町長に改めてお聞きしたいと思います。

条例の改正ということですから、仮に県出向でない人の副町長の月額給料を従来の体系にするということはこれは条例設置の原則からしてもそれはあり得ないことだと思います。

ただ、今の答弁を聞いている限りは減額した最大の理由は何かと、これはやっぱり行革だという考えの下に30%あるいは町長としては別な意味があるのかもしれないけれども町長は50%の減額をしてきたということだと思うんですけど、これも単純な質問になりますけれども、県出向の場合もちろんその人の生活や今の給与体系とのこともあるから、私は戻すということは分かります。分かりますけれども、町長として、前提として判断した行革という考えからすると県から出向するからということで戻すというのは、行政改革との関係でどういう整合性があるのかなと単純な考えですけど、そういうふうに私は思います。

そこのところ町民に対して、あるいは議会に対して町長はどう説明されますか。お聞きしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 私、先ほど鈴木議員に答弁した行財政改革の一環これは私が就任した8年前の時に、行財政改革の一環ということで約束をしてまいりました。それを、2期目にあたってやはり震災に遭いまして、これは継続してやっていくべきだということで、減額の条例を提出したと申し上げました。そういう意味からして、しからは行財政改革を投げるのかということではなくて、やはり震災時でありますので無駄、無理、ムラそういうものを排除しながら行財政改革に取り組んでまいりたいと思いますけれども、今16番議員

が申されましたように、県からの出向ということになりますと、今までの身分保証がありますので、そういうことでその方を迎えるにあたって、身分の保証はきちんとしておかないと、これからどうなるか分かりませんが、そういう場合に出向を依頼した場合に何らかの支障が生じるのではないかと考えているわけです。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 決して町長を責め上げるつもりはないんだけど、整合性との関係ではっきりさせておかななくてはならないと思うんですけど、町長は行革を決して投げ捨てたわけではないと。私は、行革ということについては今も町長言われたけれども、無理、無駄を省くという行革は必要だと私も考えています。けれども、給料を引き下げることが果たして行革なのかという疑問を私は今も持っていますし、当初から持っています。だから、行革は継続するという考えには変わりはないと。しかし、県から出向するので、これは条例を元に戻さざるを得ないと。これは、これも分かり易いけれども、この関係は行革ではないんです。行革を継続するというけれども、県から来るのでそれは戻すことはできないということはこれは行革ではないんです。待遇も含めた人事政策という一つの政策判断だと私は思うんです。政策判断という点で、町長に感じていただきたいのは、私は町長が選挙の政策も含めてあるいは行革に対する思いもあって、自らの給料を減額するということは私は分かります。しかし、幾ら町長の補佐役とはいえ副町長あるいは教育長の給料削減まで道連れにするというのは、町長の政策判断とは別個の問題だと、ここの切り分け、立て分けははっきりしておかないとこれからもこういう混乱が起こり得ると私は思うんです。

だから、町長の政治信念と選挙政策になったわけだけれども、その政策と副町長や教育長の待遇まで町長の政策に引きずり込むということは私は慎むべきだと。結果、県から派遣されてくるということもあって、元に戻さざるを得ないわけです。正当性はここにあるんです。だから、町長が政治家として給与を削減するそういう判断と、それからいくら副町長とは言え、あるいは教育長も含めて町長がいうところの行革という枠の中に引きずり込むということは今後改めるべきではないかと思えます。結果、色々お答えになるかもしれませんが、今の私の質問に対して、お答えになるかもしれませんが、結果こういうスタイルになって三役の減額については見直さざるを得ないという判断を迫られたわけです。ここは、今後もこういうことのないように、もっと言えば町長の恣意的な判断、もっと厳しく言えば町長の主観でこういう職員の待遇を上げたり、下げ

たりということは政治家として私は慎むべきだと。一町民としてもそう考えますけれども、町長はいかがお考えになりますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。この判断に基づいては、考え方が若干違うのかなという考えを持ちました。

私は道連れにするとか、恣意的にやっているわけではありません。それは、従来副町長、教育長に今現在教育長おりますけれども、やはり私のもちろん政治的な信念、信条ありますので、そのことについてご理解をいただいて、減額をしていただいと、協賛して賛成していただいたということでもあります。

しかしながら、今回県から出向ということで、これは今非常に重要な時期ですので、県とそれから国のパイプ、それからもちろん町との連携、それが必要な時期でありますので、県からの人材派遣といえますか、人材を派遣していただくというようにお願いをしたわけです。その点について、ちょっと考え方が色々あるとは思いますが、やはり迎え入れるためにはその方の身分的な保証もしておかなくてはならないというふうに思いますので、元に戻したということの一つご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 16番、馬場君。

○16番（馬場 績君） 私は元に戻すというのは正常なスタイルだと思います。

だから、町長が5割給与カットするとそれは町長の政治信念だから、それは私はいいと思う。ただ、副町長は町長の補佐役ではあるけれども、教育長というのは独立した行政機関であるわけです。そこまで、3割カットで協力してくれと言われればこれは断る人いないと思います。町長の片腕になって、町長の考えている施策の展開あるいは教育行政に貢献したいと考えるのはそれは当然だと思います。そう言われれば断る人は私はほとんどいないと思う。だけれども、結果こういうことで戻さざるを得なくなったということは、私は戻して当然だと思うんだけど、こういう取扱いについてやっぱり今後、この後選挙もあるわけだけれども、町長頑張って再度ここに登場してもらいたいというエールも今度の一般質問でたぐらいいすけれども、それはそれとして私は今回の反省からこういうことは繰り返さないということをはっきりさせておく必要がある。本当に、その時、その時の雇用スタイルによって温度計ではあるまいし、上げたり下げたりするなんていうこれは生活権の保障、あるいは広い意味での行政の公平を保つということからも、町長の政治信念とその他の給与体系の問題は、切り分けるべきだと私は思

います。

そのことをお認めになりますか。お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今の馬場議員のご提案については、真摯に考えてみたいと思っています。そういうことで、今後検討するというので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第96号 町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案96号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 次に、追加日程第2、同意第4号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第4号 固定資産評価員の選任についてご説明いたします。

本案は、現固定資産評価員の檜野照行氏より辞職願が提出されていることから、後任の固定資産評価員を選任するにあたり、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める宮口勝美氏は、長い間町職員としての経験と豊かな識見を有している方であります。

固定資産評価員として適任であると考えておりますので、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、同意第4号 固定資産評価員の選任についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、同意第4号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

- 議長（吉田数博君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。
各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。
申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。
以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

◎町長あいさつ

- 議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。
町長。
○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。
議員各位におかれましては、去る9月8日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました、貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行または被災者支援に十分生かしてまいりたいと考えております。
特に、決算の認定につきましては、監査委員からご指摘のありま

した、基金不用額の戻し入れ、基金利子の積立処理など基金の取扱いについて、町としても重く受け止め、厳正な執行をするために必要な措置を講じてまいりたいと思います。

また、追加提案させていただきました、副町長の同意案件につきましても、ご理解を賜り誠にありがとうございました。このお二方には町民に寄り添い、町民の目線で粉骨砕身ご精励できるような位置づけをしたいと考えております。

また、本件をご賛同いただいたことにより、強力な執行体制を構築することができますので、町民の皆様のご生活支援、すなわち町民同士の心の絆を結ぶ広報、交流事業、賠償、医療、保健、補償そして住環境などなど、ふるさと浪江の復旧・復興をより一層加速化させて、町民の皆様に戻りたいと思っていただける環境を、一日も早く作ってまいりたいと思います。

次に、今回の津波被災地における太陽光発電の事業化断念を受け、担当課長には指導上の措置といたしまして口頭による嚴重注意を行い、行政機関の長たる私の管理監督責任といたしまして、私の給料月額を1か月間、100分の10を減額させていただきます。

今後、このようなことが起こらないよう、事業の計画・執行につきましても、より綿密な調査を行うとともに、重要な政策につきましても、従来通り議会と相談しながら進めてまいりたいと存じますので、議員各位のご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、昼夜の寒暖の差が激しくなってくる季節でありますので、議員各位におかれましては、健康には特に留意され、今後の町政発展のため、一層、ご活躍いただきますよう、お祈り申し上げます、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年9月浪江町議会定例会を閉会といたします。

（午後 1時53分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 泉 田 重 章

署名議員 小 黒 敬 三

署名議員 佐 藤 文 子